

第7次旭川市総合計画

推 進 計 画

(平成27～29年度)

旭 川 市

< 目 次 >

1 推進計画の趣旨	1
(1) 目的	1
(2) 位置付け	1
2 推進計画の期間	1
3 総合計画の進行管理	1
(1) 施策評価	1
(2) 推進計画事業調査	2
4 現状と課題	2
(1) 本格的な地方分権と自治の時代	2
(2) 人材の育成・確保	3
(3) 安全・安心な暮らしの確保	3
(4) まちの活力の向上	4
5 財政運営計画	5
(1) 推進計画充当予定額（一般財源）	5
(2) 一般財源配分表	5
6 重点的に取り組む分野について	6
(1) 重点的に取り組む分野の設定の考え方	6
(2) 重点的に取り組む分野の内容について	6
7 重点事業について	
(1) 重点的に取り組む分野に該当する事業	6
8 事業計画	7

重点目標 1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします	8
重点目標 2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします	19
重点目標 3 次代を担う人材を育てるまちにします	29
重点目標 4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします	49
重点目標 5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします	86
重点目標 6 魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします	99
重点目標 7 都市機能と生活環境が充実したまちにします	125
重点目標 8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います	140
重点目標 9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います	146
重点目標 10 健全な財政運営によるまちづくりを行います	153
重点目標 11 市民の負託に的確に答える行政運営によるまちづくりを行います	160
9 評価指標一覧	170

1 推進計画の趣旨

(1) 目的

この計画は、本市が目指す都市像「人が輝く 北の文化のかおる まち」の実現に向けて、第7次総合計画基本計画（平成18～27年度）に示す施策の方向と基本的方向に基づき、策定しています。総合計画の目標を達成するための最適な手段として、施策・事業を選択し、効果的で効率的な事務執行を行うための指針とするために策定します。

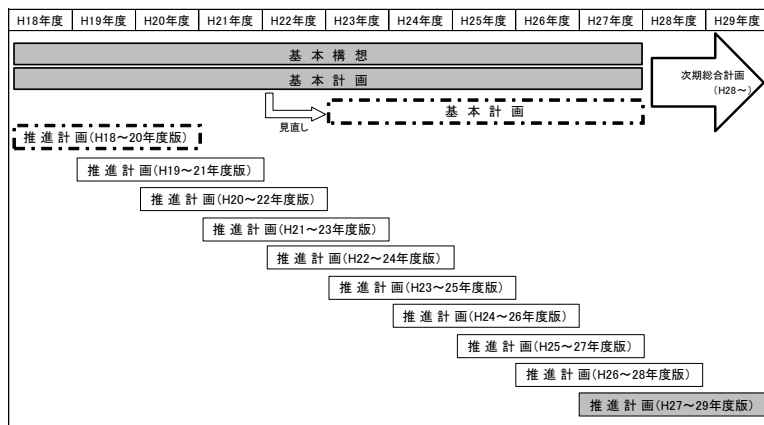
(2) 位置付け

この計画は、第7次総合計画と同時にスタートした3か年ごとの計画で、各種施策の到達点を見定めながら、中長期的な視点を持って事業の組立てを行います。これにより、10か年の第7次総合計画を着実に推進していきます。

2 推進計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までとします。

※ 平成28年度及び29年度は計画期間外になりますが、社会経済情勢や財政見通しを考慮した事業選択を行うため、計画の期間を3か年としています。

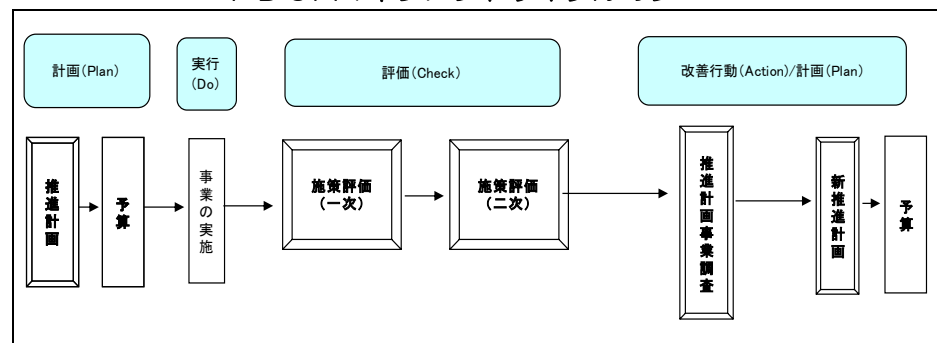


3 総合計画の進行管理

総合計画を推進する上では、施策・事業が実際に第7次総合計画の目標達成にどのように寄与しているのかを検証することが重要な視点となります。

そのため、PDCAマネジメントサイクル（P:プラン;計画, D:ドゥ;実行, C:チェック;評価, A:アクション;改善）に沿った取組を進め、柔軟に施策・事業の選択や再構築を行うこととしています。

PDCAマネジメントサイクルのフロー



(1) 施策評価

本推進計画に位置付けている展開施策（事業群）の前年度の取組について、成果指標と評価指標の目標に対する進捗状況を中心に、点検・評価を行います。

施策評価には、一次評価と二次評価があり、一次評価では、施策を担当した部局が施策ごとに必要性等の見直しや課題の把握を行い、二次評価では、市政全体を見渡した上で、それぞれの施策が目指す目標の達成による効果等を点検し、今後の施策の方向性を定めていくための改善点を明らかにします。

平成26年度は、「事業の市民・社会ニーズ」「事業の費用対効果」「行政関与の必要性」の三つの視点から評価を行いました。

これらの評価結果は、効果的な施策や事業の構築、推進計画の策定などに活用します。

(2) 推進計画事業調査

推進計画事業調査では、本推進計画の策定及び平成27年度予算編成に向けて各部局の事業計画について調査し、実施事業の選定と各部局予算要求の枠配分等を行います。

この際に、前年度の取組について、事業を担当する部局が、評価指標の目標に対する進捗状況や事業の点検の結果を考慮して、手法の改善などにより効果的な事業となるよう検討します。

また、主要事業のうち、重点事業（新規・拡充）（※「7 重点事業について」6ページ参照）については、事業計画の内容や効果等を総合的に判断し、次年度の事業展開に向けて実施の可否を決定します。

4 現状と課題

第7次総合計画においては、今後のまちづくりを進めるに当たり、大きく変化している社会経済情勢を考慮して、四つの「旭川の展望」を示しています。本推進計画の策定に当たっても同じ視点から現状と課題等をまとめます。

- (1) 本格的な地方分権と自治の時代
- (2) 人材の育成・確保
- (3) 安全・安心な暮らしの確保
- (4) まちの活力の向上

(1) 本格的な地方分権と自治の時代

ア 地方創生

地方創生については、国などの責務や基本理念、創生総合戦略の策定等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」等の地方創生関連法が制定されました。

また、国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための「総合戦略」が閣議決定されたところです。

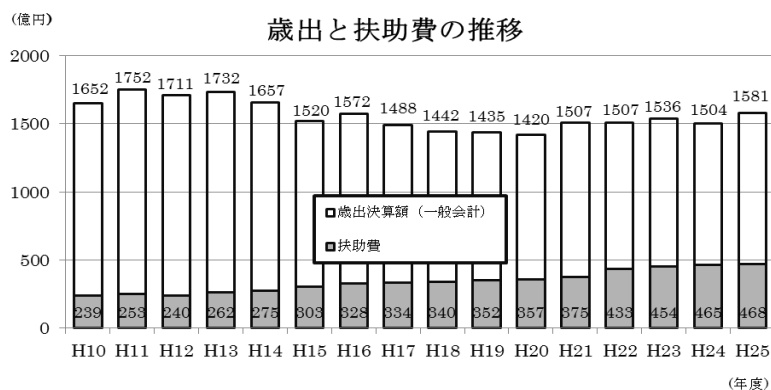
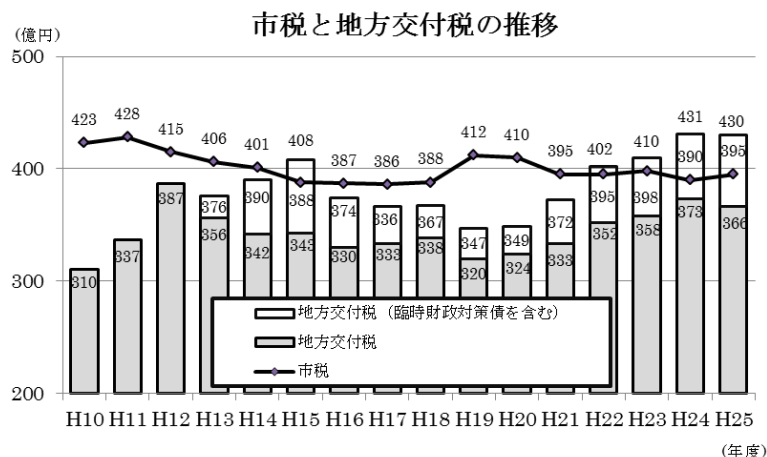
今後、さらに地域が活性化するためには、地方自治体は強みを再認識し、生かすまちづくりを進めていくとともに、日々、刻々と変化する社会情勢の中で、積極的な情報収集に努め、主体的に事業を展開していくことが求められています。

イ 厳しい財政運営

本市の財政状況については、経常収支比率や健全化判断比率などの財政状況を表す各指標が改善してきており、少しずつ健全な財政運営に向けて取り組んできた成果が現れてきています。

しかしながら、地方交付税がここ数年増加傾向にあるものの、少子高齢化の進行等により義務的な経費である扶助費が歳出に占める割合は、平成10年度が14.5%であったことに対して、平成25年が29.6%であり、ここ15年で増加しています。

また、本市の財政力指数については、0.476（平成26年度）と、中核市の中でも最低水準であり、依然として厳しい財源不足に直面していますので、安定的で持続可能な財政運営をしていく必要があります。



(2) 人材の育成・確保

ア 地域コミュニティの再生

平成17年に戦後初めて減少に転じた日本の人口は、平成19年から22年までの間、1億2800万人前後とほぼ横ばいで推移してきましたが、平成23年以降、継続して減少しております。

また、地域社会では、地域への愛着・帰属意識の低下、地域住民の価値観の多様化、プライバシー意識の高揚等により、住

民同士のつながりが希薄化していることから、地域活動の衰退や、防犯・治安維持への影響が懸念されていますが、町内会・市民委員会などの自治組織やNPO、ボランティア団体などといった地域の担い手との連携や、協働による地域づくりを促進することにより、安心して暮らせる地域がつけられることが期待されています。

イ 生涯学習の振興

現在、本市の人口における65歳以上の市民の占める割合は30%を越え、25年後には、40%を越えるとも推測されています。長寿社会を迎え、地域には長い人生の中で培ってきた豊富な知識や経験を持つ高齢者がおり、こうした方々が地域社会の担い手として、自ら有する能力を十分に発揮できる環境づくりが重要となっています。

学習者に対する学びの支援として、多様な選択肢の中から高齢者が学びの選択をできるようにし、学びの成果を生かすための活動の場をつくり、成果を地域社会に還元することを視野に入れた学びを循環する仕組みづくりが求められています。

(3) 安全・安心な暮らしの確保

ア 安全・安心に暮らせる環境づくり

少子高齢化、ライフスタイルの多様化などに伴い、近隣住民の関係が希薄化し、社会的に孤立する人が生じやすい環境となっています。一方、犯罪の複雑化や災害の大規模化、社会保障制度の見直しなどに対する不安も広がっています。

このような状況の中、地域で互いに助け合う「共助」の考え方が大切であると再認識されています。地域福祉、防災、まちづくりなどの分野において、住民個人で対応することが難しい課題を地域社会で解決していくことが求められています。

誰もが安全安心に暮らすことができる社会を築いていくために、地域住民、事業者、地域福祉従事者、行政などが協力し合いながら、日常生活における安全性の確保と安心感の充実を進めていくことが必要です。

イ 自然と共存する社会の構築

現在、世界では、エネルギーの多くを石油などの枯渇性エネルギーで賄っている状況にあります。世界の二酸化炭素排出量は、平成25年に過去最高を記録し、平成26年は更に2.5%増の370億トンに増加する見込みです。二酸化炭素の増加は地球規模での異常気象の一因とも言われ、地球温暖化対策は世界的な課題になっています。

地球環境の保全を考える上で、再生可能エネルギーの利活用や、環境にやさしいライフスタイルの確立に向けた取組は一層重要性が増しています。

自然環境を後生に伝えるためには、本市としても、地域の特性を生かしたエネルギーの利活用を検討し、行政だけでなく、市民や市民団体、企業などの理解と協力のもと、自然環境にやさしい社会を目指していきます。

(4) まちの活力の向上

ア 地域産業の活性化

有効求人倍率や新卒者の就職率など地域経済を取り巻く環境は回復傾向にありますが、市民の暮らしは依然として厳しい状況にあり、まちの活力を向上していくために地域産業を活性化していくことは喫緊の課題です。

そのため、地場製品のブランド化や高付加価値化を進め、より競争力がある製品開発を進めるとともに、農産物等の生産や販路の開拓・拡大に係る取組を支援する必要があります。

また、他地域との連携強化による観光客誘致、さらには、地域産業の底上げにつながる企業誘致など、地域の特性を生かした産業基盤強化に引き続き、取り組んでいくことが求められます。

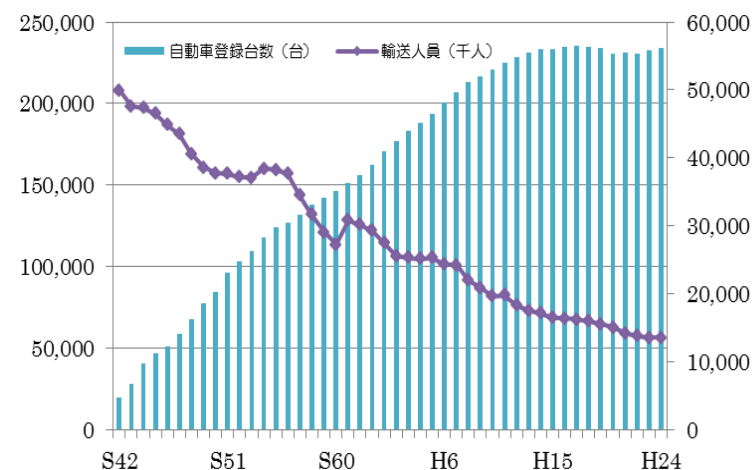
そして、地域における雇用・就業機会を創出して、誰もが安心して働き、生活できる環境づくりを進めていくことが求められています。

イ 都市機能の整備とにぎわいの創出

これまで、市民の安全・安心で快適な環境の充実と活気あるまちづくりのため、様々な都市機能が整備されてきましたが、厳しさを増す経済状況の中、都市機能の整備については、今以上の重点化を図るとともに、計画的に進めていかなければなりません。また、社会資本の維持・管理については、人口減少等も見据え、効率的に進めていく必要があります。

そのためには、改めて本市の都市機能の状況を見つめ直すとともに、公共交通機関や自転車利用など各交通手段が役割分担された総合的な交通体系を目指し、まちの一層のにぎわいを創り出すことが求められます。

自動車登録台数とバスの輸送人員の推移



資料：自動車登録台数資料提供：国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局
(各年度末月数値)

5 財政運営計画

推進計画を着実に実行していくため、計画期間内における収支見通しを考慮し、本推進計画に位置付ける事業に充当する一般財源を示します。

また、一般財源をどの分野に配分していくかを示し、限られた財源の最適な活用を図りながら、推進計画に取り組みます。

なお、本市では、持続可能な財政運営の確立に向けた数値目標を設定して、平成26年度から平成30年度までの5年間で生じる約127億4千万円の収支不足の解消に向けて、収入の確保や支出の抑制に取り組むこととしています。

(1) 推進計画充当予定額(一般財源) (単位：億円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度
299.9	286.7	319.0

- * 推進計画に位置付ける事業については、7ページからの「8 事業計画」参照。
- * 推進計画充当予定額は、下記「(参考) 財政収支見通し」の臨時費充当可能額と経常支出の中からの配分額

(2) 一般財源配分表 (単位：億円)

基本目標 重点目標	一般財源配分額		
	H27年度	H28年度	H29年度
基本目標1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち	71.1	72.9	101.0
重点目標1 自律した地域コミュニティが展開されるまちにします	5.2	6.2	5.9
重点目標2 市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします	3.4	3.4	4.3
重点目標3 次代を担う人材を育てるまちにします	62.4	63.3	90.8
基本目標2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち	148.9	150.0	154.3
重点目標4 市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします	123.5	123.4	128.6
重点目標5 うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします	25.4	26.6	25.7

基本目標3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち	72.2	55.6	55.4
重点目標6 魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします	10.6	13.9	14.2
重点目標7 都市機能と生活環境が充実したまちにします	61.6	41.7	41.2
基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営	7.7	8.2	8.3
重点目標8 市民の主体的な自治によるまちづくりを行います	0.0	0.0	0.1
重点目標9 地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います	1.0	0.7	0.6
重点目標10 健全な財政運営によるまちづくりを行います	0.3	0.2	0.3
重点目標11 市民の負託に的確に答える行政運営によるまちづくりを行います	6.4	7.3	7.3
合計	299.9	286.7	319.0

(参考) 財政収支見通し

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	推計額	推計額	推計額
経常収入 (a)	1,218.4	1,237.2	1,252.4
主な内訳			
市税	367.8	363.8	360.1
地方交付税	361.1	363.1	370.5
国庫支出金	291.2	300.6	310.2
経常支出 (b)	1,095.7	1,106.4	1,124.7
主な内訳			
人件費	194.5	186.8	185.6
扶助費	497.4	513.5	530.1
公債費	185.7	185.4	127.7
一般財源振替額 (c)	64.4	64.4	64.3
臨時財政対策債等	64.4	64.4	64.3
臨時費充当可能額 (a-b+c)	187.1	195.2	192.0

(旭川市行財政改革推進プログラム三訂版より)

6 重点的に取り組む分野について

(1) 重点的に取り組む分野の設定の考え方

地域が持続的に発展していくためには、自らの在り方を考え、主体的に判断することが求められています。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、一方で限りある財源を効果的に活用した市政運営を進めるためには、本市が進むべき方向性を明確に打ち出した政策立案、事業構築を行う必要があります。

このため、人口減少、国内市場の縮小、経済のグローバル化、地域コミュニティの希薄化などの、本市を取り巻く状況や課題を解決するため、そして、「市民の安全・安心を向上」、「地域の資源を引き出し、高める」、「旭川の将来につなげる」といったことを実現するために、次の三つの重点分野を設定しました。

(2) 重点的に取り組む分野の内容について

ア 安心して暮らせる地域づくり

人口の減少や少子高齢化が進む中において、地域のコミュニティが希薄となるなどの課題も抱えており、今後も持続可能なまちづくりを進めるためには、引き続き、安全・安心の確保や地域力の向上などに力を入れていくとともに、子どもを産み育てやすい環境の整備に取り組みます。

イ 地域資源の活用

自然災害が少なく、豊かな自然環境にも恵まれ、医療福祉、教育、文化などの都市機能が集積している都市であることや、ものづくり技術や農業、食品産業などの地域資源を活かすことにより、更なる地域経済の活性化を図り、雇用や市民生活の安定を図っていきます。

そのために、「産業の振興」「エネルギーの地産地消」などの分野に係る事業に取り組みます。

ウ 魅力の発信と拠点性の発揮

経済のグローバル化が進んでいく中で、人口減少等により国内市場が縮小することが予測されていますが、本市が有する様々な強みを発信しながら、北・北海道の拠点性を発揮することにより、国内外から人やモノの流れを地域内に引き寄せ、地域の活性化を図っていきます。

そのために、「魅力の発信と拠点性の発揮」につながる「交流人口の増加」「地場産品の国内外へのアピール」「企業誘致の推進」「大都市圏からの移住の誘導」「中心市街地の活性化」に係る事業に取り組みます。

7 重点事業について

(1) 重点的に取り組む分野に該当する事業

重点的に取り組む分野に該当し、総合計画に掲げる目標の達成や、市長公約の達成等に向けて特に寄与すると考えられる事業を重点事業としました。

8 事業計画

(まちの方向性に関する基本目標)

第7次総合計画基本計画で示す重点目標1から7までの施策の方向に基づき、具体的に展開される各種の方策である「展開施策」を示しています。展開施策ごとに、「評価指標」(*)を設定し、各種の事業が目標の達成に役立っているのかどうかを計るとともに、その進行状況を計る目安、尺度としています。

また、展開施策を実行する上で必要な主要事業の内容や関連する評価指標、年度計画を示しています。

(自治の運営に関する基本目標)

第7次総合計画基本計画で示す重点目標8から11までの基本的方向に基づき、具体的な「取組項目」を示しています。この取組項目は、協働や資源の活用、経費節減など、本市が進める自治の運営において欠かせないものであり、各種事業の構築や執行の際に、共通して念頭に置くべきものです。

なお、取組項目を進める上で必要な環境整備など事業が伴うものは、「主要事業」として示しています。

* 評価指標

- ・指標の設定に当たっては、アウトカム(施策・事業の結果として、市民生活等に及ぼす影響)を念頭に、数値で把握可能なものを選定し、目標値についても、原則として数値化しています。
- ・評価指標は、施策の評価にも活用しています。

【事業計画の表の見方について】

- 重点目標1～11について、それぞれ体系図と展開施策ごとに事業計画を掲載しています。

【区分】

区分
重点
企会
特会
○

重点…重点事業

(推進計画事業調査で、重点事業とされた事業)

企会…企業会計

(企業会計において実施する事業)

特会…特別会計

(特別会計において実施する事業)

○ …予算事業に表れない取組

【年度計画】

例1) 平成27年度に実施するもの

例2) 始期が平成27年度で、終期が平成29年度中のもの

例3) 始期が平成26年度以前で、終期が平成29年度中のもの

例4) 始期が平成28年度で、平成29年度まで継続するもの

例5) 始期が平成26年度以前で、平成29年度まで継続するもの

例6) 始期が平成26年度以前で、終期が平成27年度中のもの

例7) 始期が平成26年度以前で、平成29年度まで継続し、平成27年度に特徴的な変化があるもの

例8) 平成27年度と平成29年度に隔年で実施するもの

	年度計画		
	27	28	29
例1)	○		
例2)	○	→	○
例3)	→		○
例4)		○	→
例5)	→	→	→
例6)	→	○	
例7)	●	→	→
例8)	○		○

重点目標1の施策体系

(基本目標1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち)

重点目標1

目標像／【成果指標】

施策の方向

展開施策／評価指標

自律した地域コミュニティが展開されるまちになります

- 地域コミュニティが地域における課題を自ら解決し、多くの公共的役割を担っています。
 - 各種市民活動団体が主体性を持ちながら、相互に連携し、活躍しています。
- 【地域づくりを目的とした自主的団体の事業数】
 41件／地区市民委員会(平成17年度)→50件／地区市民委員会
- 【町内会加入率】 66.9%(平成17年度)→75%
- 【NPO法人数】 33法人(平成16年度)→90法人

まちづくりに対する市民意識の向上

市民と行政の情報共有化の推進

- ・市民広報を読んでいる市民の割合
- ・ホームページアクセス件数

市民活動を促進するための環境の整備

- ・附属機関における公募委員の割合
- ・行政と一緒に活動したことがある市民活動団体の割合

地域交流の場の充実

- ・住民センター、地区センター利用率
- ・ときわ市民ホール等利用者数
- ・地域会館を所有する町内会の割合
- ・交流施設利用者数

地域交流の機会の充実

- ・地域活動に参加した市民の割合

地域交流の推進

地域活動の担い手の発掘、育成

- ・ボランティア団体数
- ・ボランティア人数
- ・個人ボランティア人数
- ・ファミリーサポートセンター提供会員数
- ・地域活動に参加した市民の割合
- ・廃食用油の回収に取組む町内会数
- ・落ち葉の再資源化に取組む団体数
- ・公園等の管理にかかわる団体数

公共的役割を担う地域社会の形成

住民防災組織の育成

- ・住民防災組織の活動回数
- ・災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合

展開施策 1-1-1 市民と行政の情報共有化の推進

概要	
市政に関する情報をはじめとした様々な情報を市民と共有化するため、各種の媒体を用いた情報提供の推進を図る。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 1	自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
成果指標	・地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 41件／地区市民委員会(平成17年度) →50件／地区市民委員会
	・町内会加入率 66.9%(平成17年度)→75%
	・NPO法人数 33法人(平成16年度)→90法人
施策の方向	まちづくりに対する市民意識の向上

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：総合政策部)	市民広報を読んでいる市民の割合	80.1% (平成17年度)	89.2% (平成24年度)	100%
評価指標 2 (担当：総合政策部)	ホームページアクセス件数	713,819件 (平成16年度)	1,341,141件 (平成25年度)	1,500,000件

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	市民広報発行事業 (総合政策部)	1	市政の現状や施策の内容、行政サービスなどの市政情報を市民に提供するため、市民広報誌を毎月発行し、市内の全世帯に配布する。			→
	広報活動事業 (総合政策部)	2	行政サービスの情報などを市民に提供するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、冊子など各種広報媒体を通じて、より正確かつタイムリーに市民に伝えていく。			→
	インターネット議会中継事業 (議会事務局)	2	議会の活動状況を市民へ周知するため、インターネット上、市民課ロビーと議会の委員会室に設置のテレビモニターにおいて市議会本会議の中継を行う。			→
	会議録検索システム管理事業 (議会事務局)	2	市民との情報共有化や、議会及び行政の事務の効率化を図るため、市議会の会議録をインターネット上に公開し、検索閲覧できるようにする。			→
	広報広聴戦略プラン推進事業 (総合政策部)	2	広報広聴戦略プラン3つの基本戦略(職員一人一人の意識改革、市民の理解と協働につながる広報広聴活動の充実、まちの魅力の再発見と発信強化)を実現するため、ホームページの充実をはじめ、広報広聴技術の向上や各種媒体を活用した情報発信など、広報広聴活動を行う。平成27年度は、ホームページの利便性・デザイン・アクセシビリティ向上のため、CMSを導入する。	●		→

展開施策 1-1-2 市民活動を促進するための環境の整備

概要	
市民の主体的な活動が行われやすい環境を整備するため、市民参加の機会を充実するとともに、市民活動団体への支援などを行う。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 1	自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 41件／地区市民委員会(平成17年度) →50件／地区市民委員会 ・町内会加入率 66.9%(平成17年度)→75% ・NPO法人数 33法人(平成16年度)→90法人
施策の方向	まちづくりに対する市民意識の向上

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当:市民生活部)	附属機関における公募委員の割合	16.3% (平成16年度)	19.1% (平成25年度)	20.0%
評価指標 2 (担当:市民生活部)	行政と一緒に活動したことがある市民活動団体の割合	63.5% (平成15年度)	61.8% (平成19年度)	70.0%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	市民参加推進事業 (市民生活部)	1	市政に対して、市民の参加を推進するため、市民が意見を述べたり、提案を行うための各種市民参加手続を実施するとともに、公文書の公開請求等の相談や受付など、両制度の適正な運用を行う。			→
	協働のまちづくり推進事業 (市民生活部)	2	市民と行政との協働の推進及び市民活動の促進のため、「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」や職員協働啓発研修を実施するとともに、NPO法人認証事務を実施する。			→
重点	地域まちづくり推進事業(再掲) (市民生活部)	2	多様なまちづくりを推進するため、地域まちづくり推進協議会において、地域情報の共有化及び地域課題やその解決方法等を検討するとともに、地域活動団体が実施する地域活性化に資する取組に対し、補助金を交付する。平成27年度は地域の主体的な活動を更に充実するため補助メニューの細分化を行う。	●		→
	市民活動交流センター管理事業 (市民生活部)	2	市民活動の支援と市民の交流と協働を促進するため、市民活動交流センターの管理運営のほか、市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、学習の機会の提供、交流及び協働の促進等を図る事業を実施する。			→
	地域活動センター管理事業 (市民生活部)	2	地域活動の促進及び地域力の向上を図り、活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくりの実現を目指すため、末広地域活動センターにおいて、指定管理者により、施設の管理運営を行うほか、地域活動に関する情報の収集及び提供、地域活動への参加機会の提供、交流及び協働の促進等を行う。	○		→

展開施策 1-2-1 地域交流の場の充実

概 要	
地域の交流に必要な場の充実を図るため、市民が身近に利用できる施設等の確保に努める。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 1	自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 41件／地区市民委員会(平成17年度) →50件／地区市民委員会 ・町内会加入率 66.9%(平成17年度) →75% ・NPO法人数 33法人(平成16年度) →90法人
施策の方向	地域交流の推進

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：市民生活部)	住民センター、地区センター利用率	30.9% (平成16年度)	34.8% (平成25年度)	33.3%
評価指標 2 (担当：市民生活部)	ときわ市民ホール等利用者数	397,972人 (平成16年度)	328,394人 (平成25年度)	420,000人
評価指標 3 (担当：市民生活部)	地域会館を所有する町内会の割合	42.0% (平成17年度)	43.6% (平成25年度)	42.4%
評価指標 4 (担当：福祉保険部)	交流施設利用者数	174,116人 (平成16年度)	200,783人 (平成25年度)	241,022人

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	コミュニティセンター管理事業 (市民生活部)	1	地域におけるコミュニティ活動やサークル活動等の促進を図るため、住民センターと地区センターの運営を地域住民が自ら行い、地域に密着した施設の管理運営を行うほか、地区会館の管理等を行う。			→
	ときわ市民ホール等管理事業 (市民生活部)	2	市民の施設利用とコミュニティ活動の促進を図るため、女性、勤労青少年、高齢者、障害者、ボランティアなどのコミュニティ施設であるときわ市民ホールと、勤労者等による研修、レクリエーション等に利用されている建設労働者福祉センターの管理等を行う。			→
	地域会館建設費等補助金 (市民生活部)	3	地域住民の主体的な活動の場を確保するため、地域会館を修繕や増改築、新築等を行う団体に対し、補助金を交付する。平成27年度は、制度を改正し、融雪設備の設置費用及び町内会活動に使用する物置の設置費用について、補助対象を拡大する。	●		→

展開施策 1-2-1 地域交流の場の充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	高齢者等健康福祉センター管理事業 (福祉保険部)	4	高齢者同士や世代間の地域での交流の促進を図るため、施設の管理運営を行うとともに、各種教室の開催など自主事業を実施する。			→
	近文市民ふれあいセンター管理事業 (福祉保険部)	4	高齢者同士や世代間の地域での交流の促進を図るため、施設の管理運営を行うとともに、プールなどを利用した各種自主事業を実施する。			→
	東部まちづくりセンター管理事業 (市民生活部)	4	地域力及び住民の利便性の向上を図るとともに、安全で安心な地域の実現を目指すため、地域支援及び窓口サービスの提供を行う東部まちづくりセンター並びに南消防署豊岡出張所及び豊岡地域包括支援センターを併設する複合施設の管理・運営を行う。	○		→

展開施策 1-2-2 地域交流の機会の充実

概要	
市民が地域の交流に参加できる機会を充実するため、住民組織をはじめ、市民活動団体等が行う交流の促進に資する取組を支援する。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 1	自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 41件／地区市民委員会(平成17年度) →50件／地区市民委員会 ・町内会加入率 66.9%(平成17年度)→75% ・NPO法人数 33法人(平成16年度)→90法人
施策の方向	地域交流の推進

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：市民生活部)	地域活動に参加した市民の割合	61.6% (平成17年度)	45.2% (平成24年度)	70.0%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	住民活動推進事業 (市民生活部)	1	住民組織活動を推進し、住みよい地域社会の形成を図るため、地区市民委員会及び市民委員会連絡協議会へ補助金を交付する。また、特に地域力の向上が認められる事業を実施する地区市民委員会等に補助金を交付し、地域が主体的に取り組む活動を支援する。			→
	市民活動交流センター管理事業 (再掲) (市民生活部)	1	市民活動の支援と市民の交流と協働を促進するため、市民活動交流センターの管理運営のほか、市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、学習の機会の提供、交流及び協働の促進等を図る事業を実施する。			→
	協働のまちづくり推進事業(再掲) (市民生活部)	1	市民と行政との協働の推進及び市民活動の促進のため、「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」や職員協働啓発研修を実施するとともに、NPO法人認証事務を実施する。			→
重点	地域まちづくり推進事業 (市民生活部)	1	多様なまちづくりを推進するため、地域まちづくり推進協議会において、地域情報の共有化及び地域課題やその解決方法等を検討するとともに、地域活動団体が実施する地域活性化に資する取組に対し、補助金を交付する。平成27年度は地域の主体的な活動を更に充実するため補助メニューの細分化を行う。	●		→

展開施策 1-2-2 地域交流の機会の充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	緑が丘地域複合コミュニティ施設 (仮称)整備事業 (市民生活部)	1	地域力の強化や地域自治の推進, さらに活力ある地域社会の形成を図るため, 緑が丘地域複合コミュニティ施設(仮称)の基本設計を実施する。			→
重点	近文コミュニティ施設整備調査事業 (市民生活部)	1	近文町25丁目の未利用市有地の活用方法イメージを取りまとめるため, 地域住民等が主体となった動きと合わせながら, 地域づくりの拠点となるコミュニティ施設の整備に係る調査を実施する。	●		→
	長寿社会生きがい振興事業(再掲) (福祉保険部)	1	地域において, 高齢者の生きがいづくりや生活援助の活動を推進し, 高齢者が地域で安心して生活できるようにするため, 長寿社会に対応した事業を実施する団体等に補助を行う。また, 高齢者等に対して安心カードの配付を行う。			→
	地域活動センター管理事業(再掲) (市民生活部)	1	地域活動の促進及び地域力の向上を図り, 活力ある地域社会の形成及び市民主体のまちづくりの実現を目指すため, 地域活動センターにおいて, 指定管理者により, 施設の管理運営を行うほか, 地域活動に関する情報の収集及び提供, 地域活動への参加機会の提供, 交流及び協働の促進等を行う。	○		→

展開施策 1-3-1 地域活動の担い手の発掘, 育成

概要	
地域における住民福祉の担い手となる人材を発掘し, 介護や育児に係るボランティア等への支援やネットワーク化, 地域施設の管理や環境美化などに係る地域活動の促進を図る。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち, 市民が活躍するまち
重点目標 1	自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 41件/地区市民委員会(平成17年度) → 50件/地区市民委員会 ・町内会加入率 66.9%(平成17年度) → 75% ・NPO法人数 33法人(平成16年度) → 90法人
施策の方向	公共的役割を担う地域社会の形成

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当:福祉保険部)	ボランティア団体数	63団体 (平成16年度)	92団体 (平成25年度)	100団体
評価指標 2 (担当:福祉保険部)	ボランティア人数	5,294人 (平成16年度)	3,538人 (平成25年度)	5,749人
評価指標 3 (担当:福祉保険部)	個人ボランティア人数	121人 (平成16年度)	265人 (平成25年度)	305人
評価指標 4 (担当:子育て支援部)	ファミリーサポートセンター提供会員数	195人 (平成16年度)	481人 (平成25年度)	600人
評価指標 5 (担当:市民生活部)	地域活動に参加した市民の割合	61.6% (平成17年度)	45.2% (平成24年度)	70.0%
評価指標 6 (担当:環境部)	廃食用油の回収に取り組む町内会数	0町内会 (平成19年度)	80町内会 (平成25年度)	150町内会
評価指標 7 (担当:土木部)	落ち葉の再資源化に取り組む団体数	0団体 (平成19年度)	7団体 (平成25年度)	9団体
評価指標 8 (担当:土木部)	公園等の管理にかかわる団体数	0団体 (平成19年度)	3団体 (平成25年度)	7団体

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	ファミリーサポートセンター等運営事業 (福祉保険部)	1, 2, 3	地域での相互援助活動の推進を図るため, 地域において除雪や介護等の援助を行える者と受けたい者を組織し, 高齢者, 母子, 身体障害者等世帯への除雪や高齢者等の介護などを実施する。			→

展開施策 1-3-1 地域活動の担い手の発掘, 育成

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	長寿社会生きがい振興事業 (福祉保険部)	1, 2, 3	地域において、高齢者の生きがいづくりや生活援助の活動を推進し、高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、長寿社会に対応した事業を実施する団体等に補助を行う。また、高齢者等に対して安心カードの配付を行う。			→
	長寿社会生きがい基金積立金 (福祉保険部)	1, 2, 3	長寿社会に対応した社会福祉活動の充実を図るため、長寿社会生きがい基金に対する指定寄附金等の積立てを行う。			→
	社会福祉行政事業(再掲) (福祉保険部)	1, 2, 3	地域の人々が安心して暮らせる地域社会の推進や社会福祉関係団体の活動増進を図るため、民生児童委員関係業務や旭川市戦没者追悼式を実施するとともに、福祉関係団体に対し補助金を交付する。			→
重点	地域を支えるシニア世代人材育成事業(再掲) (社会教育部)	2	高齢者の学びや活動の拠点となるシニア大学の運営を行うとともに、学びの成果を積極的に地域社会に生かすため、地域づくりやまちづくりを担う人材を高齢者学習の場から育成する。平成27年度は、「まちなか講座」の内容充実を図る。	●		→
	ファミリーサポートセンター事業(再掲) (子育て支援部)	4	子育てと仕事の両立を支援するとともに、多様な保育ニーズに応えるため、育児の援助を行いたい者と受けたい者を組織し、ファミリーサポートセンターは6か月児から、こども緊急さぼねっとは0歳児から小学校6年生までを対象に学校等の送迎や預かりなどを有償で行う。また、利用者の負担軽減を図るため、市民税非課税世帯及びひとり親世帯に対し、利用助成を行う。平成27年度は、利用助成対象世帯を拡大する。			→
	協働のまちづくり推進事業(再掲) (市民生活部)	5	市民と行政との協働の推進及び市民活動の促進のため、「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」や職員協働啓発研修を実施するとともに、NPO法人認証事務を実施する。			→
	市民活動交流センター管理事業(再掲) (市民生活部)	5	市民活動の支援と市民の交流と協働を促進するため、市民活動交流センターの管理運営のほか、市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、学習の機会の提供、交流及び協働の促進等を行う事業を実施する。			→

展開施策 1-3-1 地域活動の担い手の発掘、育成

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	地域活動センター管理事業(再掲) (市民生活部)	5	地域活動の促進及び地域力の向上を図り、活力ある地域社会の形成及び市民主体のまちづくりの実現を目指すため、地域活動センターにおいて、指定管理者により、施設の管理運営を行うほか、地域活動に関する情報の収集及び提供、地域活動への参加機会の提供、交流及び協働の促進等を行う。	○		→
	ごみ資源化地域促進事業(再掲) (環境部)	6,7	市民団体等におけるごみ資源化の取組を推進するため、廃食用油の回収など町内会での取組や生ごみ等の堆肥化に取組む団体等に対する支援等を行う。			→
	緑化推進事業(再掲) (土木部)	7	市民の緑化意識を高め、地域における美化活動等を推進するため、町内会等が行う花壇づくりへの支援など、環境整備や美化等の取組を行う。また、落ち葉を再資源化し、緑化活動に活用していく仕組みを構築するため、地域住民との協働により、落ち葉を収集し腐葉土化する取組を進める。			→
	都市計画公園整備事業(再掲) (土木部)	8	市民生活に緑のうるおいを提供するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地の整備を行うとともに、パークゴルフ場等の維持管理を協働で行うための仕組みづくりを進める。			→

展開施策 1-3-2 住民防災組織の育成

概要	
住民防災組織の育成を進めるため、地域住民の防火防災意識の高揚を図るとともに、災害時に地域住民が主体的に防災活動を行えるよう支援する。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 1	自律した地域コミュニティが展開されるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを目的とした自主的団体の事業数 41件／地区市民委員会(平成17年度) →50件／地区市民委員会 ・町内会加入率 66.9%(平成17年度)→75% ・NPO法人数 33法人(平成16年度)→90法人
施策の方向	公共的役割を担う地域社会の形成

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：防災安全部)	住民防災組織の活動回数	3.0回 (平成16年度)	3.29回 (平成25年度)	5.0回
評価指標 2 (担当：防災安全部)	災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	9.7% (平成15年度)	12.0% (平成25年度)	50.0%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	コミュニティ防災資機材等整備事業 (防災安全部)	1, 2	地域防災力の向上を図るため、町内会を主体とする自主防災組織の結成支援と、防災指導員の育成及び防災資機材の整備を推進するとともに、住民への防災研修・訓練を実施する。平成27年度も新たな組織の結成を支援し、防災資機材等を整備する。	●		→
重点	地域まちづくり推進事業(再掲) (市民生活部)	1, 2	多様なまちづくりを推進するため、地域まちづくり推進協議会において、地域情報の共有化及び地域課題やその解決方法等を検討するとともに、地域活動団体が実施する地域活性化に資する取組に対し、補助金を交付する。平成27年度は地域の主体的な活動を更に充実するため補助メニューの細分化を行う。	●		→

重点目標2の施策体系

(基本目標1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち)

重点目標2

目標像／【成果指標】

施策の方向

展開施策／評価指標

市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします

○市民が主体的に学習し、学んだ成果を地域社会に還元するなど、地域社会の担い手が育ち、自主的な地域づくりが進められています。

- 【学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数】
748人(平成17年度)→2,000人
- 【地域人材の小中学校における活用人数】
47.4人/校(平成20年度)→52.2人/校

生涯学習社会を構築する人づくり

生涯学習社会を構築する地域づくり

生涯学習の場の充実

- ・ 体育施設等利用者数
- ・ 施設利用者数(公民館)
- ・ 図書資料貸出者数
- ・ 特別展参加者数(科学館)
- ・ 博物館の利用者数
- ・ 彫刻美術館の利用者数
- ・ 井上靖記念館の利用者数
- ・ 都市公園における運動施設の利用者数
- ・ 文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合

生涯学習の機会の充実

- ・ ボランティア可能な講師登録者数
- ・ 生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわのアクセス数
- ・ 文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合
- ・ スポーツ実施率
- ・ 講座等に支援的にかかわった市民の数
- ・ 講座から地域で活動を開始した市民の数
- ・ 一人当たり図書資料貸出点数
- ・ 科学館の事業活動参加者数
- ・ 一公演当たりの入場率(市民文化会館)
- ・ コンサートボランティアの登録者数
- ・ 彫刻サポート隊の人数

学習成果を地域社会へ還元するシステムの構築

- ・ ボランティア可能な講師登録者数
- ・ 地域・学校交流活動人数
- ・ 講座から地域で活動を開始した市民の数

展開施策 2-1-1 生涯学習の場の充実

概要	
生涯学習を行う場の充実を図るため、科学館や公民館などの学習に係る環境を提供する。	

位置付け	
基本目標1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標2	市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 748人 (平成17年度) → 2,000人 ・地域人材の小中学校における活用人数 47.4人/校(平成20年度)→ 52.2人/校
施策の方向	生涯学習社会を構築する人づくり

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当:市民生活部)	体育施設等利用者数	875,489人 (平成16年度)	900,194人 (平成25年度)	950,000人
評価指標2 (担当:社会教育部)	施設利用者数(公民館)	637,045人 (平成16年度)	693,444人 (平成25年度)	750,000人
評価指標3 (担当:社会教育部)	図書資料貸出者数	495,864人 (平成16年度)	491,521人 (平成25年度)	550,000人
評価指標4 (担当:社会教育部)	特別展参加者数(科学館)	86,634人 (平成17年度)	24,997人 (平成25年度)	50,000人
評価指標5 (担当:社会教育部)	博物館の利用者数	30,493人 (平成16年度)	23,954人 (平成25年度)	36,000人
評価指標6 (担当:社会教育部)	彫刻美術館の利用者数	13,040人 (平成16年度)	8,011人 (平成23年度)	10,000人
評価指標7 (担当:社会教育部)	井上靖記念館の利用者数	10,077人 (平成16年度)	5,088人 (平成25年度)	9,800人
評価指標8 (担当:土木部)	都市公園における運動施設の利用者数	1,088,497人 (平成16年度)	1,022,695人 (平成25年度)	1,160,000人
評価指標9 (担当:社会教育部)	文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合	28.2% (平成19年度)	28.1% (平成23年度)	40.0%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	学校施設スポーツ開放事業 (市民生活部)	1	市民がスポーツに親しむ場を充実するため、学校スポーツ施設を開放する。			→

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	伊ノ沢市民スキー場通年活用促進事業(再掲) (市民生活部)	1	伊ノ沢市民スキー場の年間を通じた利用を促進するため、豊かな自然を利用し、子どもたちの外遊びの体験やスポーツを通じた交流を図る事業を行う。			→
	カムイスキーリンクス索道等整備事業 (市民生活部)	1	カムイスキーリンクスの安全で快適な利用環境の整備のため、スキー場内の老朽化した施設・索道等の修繕、更新等を行う。			→
	カムイスキーリンクス施設整備基金積立金 (市民生活部)	1	カムイスキーリンクスのリフト等の整備財源とするため、基金の積立てを行う。			→
	富沢クロスカントリーコース圧雪車購入事業 (市民生活部)	1	富沢クロスカントリーコースの整備を行うため、備荒資金を活用し圧雪車を購入する。			→
重点	地域を支えるシニア世代人材育成事業(再掲) (社会教育部)	2	高齢者の学びや活動の拠点となるシニア大学の運営を行うとともに、学びの成果を積極的に地域社会に生かすため、地域づくりやまちづくりを担う人材を高齢者学習の場から育成する。平成27年度は、「まちなか講座」の内容充実を図る。	●		→
	図書資料整備事業 (社会教育部)	3	市民の読書に対する要求に応えるため、図書館の資料等を整備する。			→
	中央図書館等施設利用者駐車場確保事業 (社会教育部)	3	中央図書館等施設利用者の利便性を確保するため、無料駐車場を確保する。			→
	科学館特別展開催事業 (社会教育部)	4	科学の理解、普及、学習及び研究の促進等のため、科学館において自然科学をテーマとした特別企画展を開催する。			→
	博物館企画展示事業 (社会教育部)	5	市民が旭川の歴史やアイヌ文化等について学ぶ場を提供するため、常設展示を補完する企画展示を開催する。			→
	博物館管理事業 (社会教育部)	5	市民が旭川の歴史やアイヌ文化等について学ぶ場を提供するため、各種体験講座等を開催する。			→

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	アイヌ文化等郷土学習振興事業 (社会教育部)	5	アイヌ文化等郷土の歴史や文化について関心や理解を深めるため、市民対象のイベントや学校対象の学習事業を実施する。			→
	中原悌二郎賞関係事業 (社会教育部)	6	市民が優れた彫刻に触れる場の充実を図るため、旭川ゆかりの彫刻家・中原悌二郎の偉業を顕彰し、市民に優れた彫刻作品を鑑賞する機会を提供する。			→
	事業活動事業（彫刻美術館） (社会教育部)	6	市民が優れた彫刻に触れる場の充実を図るため、各種展示活動や彫刻教室などの教育普及活動を行う。			→
	旧旭川借行社大規模改修事業 (社会教育部)	6	老朽化により損傷が著しい旧旭川借行社(重要文化財)を保存し後世へ継承するとともに、引き続き彫刻美術館として安全な利用に供するため、半解体の上、耐震補強のほか必要な修理を実施し、復元する。			→○
	井上靖記念館管理事業 (社会教育部)	7	本市にゆかりのある井上靖の文学に触れる場の充実を図るため、井上靖に係る各種企画展示及び自主事業活動を通して、市民に広く生涯学習の場を提供する。			→
	花咲スポーツ公園改修事業 (土木部)	8	スポーツ活動の場の充実を図るため、花咲スポーツ公園の改修を行う。			→
	都市計画公園整備事業（再掲） (土木部)	8	市民生活に緑のうるおいを提供するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地の整備を行うとともに、パークゴルフ場等の維持管理を協働で行うための仕組みづくりを進める。			→
	運動公園整備事業（再掲） (土木部)	8	みどり豊かで魅力ある都市空間形成のため、東光スポーツ公園の整備を行う。平成27年度は複合体育施設の基本設計や球技場夜間照明の実施設計等を行う。	●		→
	公の施設（文化施設等）建設基金積立金 (社会教育部)	9	市民が様々な芸術等に触れる場を充実するため、文化施設等を整備するための基金の積立てを行う。			→

展開施策 2-1-2 生涯学習の機会の充実

概要	
生涯学習に係る機会の充実を図るため、様々な活動に係る取組や情報を提供するとともに、リーダーの役割を果たす人材育成を進める。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 2	市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 748人 (平成17年度)→ 2,000人 ・地域人材の小中学校における活用人数 47.4人/校 (平成20年度)→ 52.2人/校
施策の方向	生涯学習社会を構築する人づくり

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当:社会教育部)	ボランティア可能な講師登録者数	96人 (平成17年度)	96人 (平成25年度)	150人
評価指標 2 (担当:社会教育部)	生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわのアクセス数	3,389件 (平成17年度)	86,494件 (平成25年度)	7,000件
評価指標 3 (担当:社会教育部)	文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合	28.2% (平成19年度)	28.1% (平成23年度)	40.0%
評価指標 4 (担当:市民生活部)	スポーツ実施率	24.8% (平成15年度)	37.7% (平成22年度)	43.0%
評価指標 5 (担当:社会教育部)	講座等に支援的にかかわった市民の数	119人 (平成16年度)	1,218人 (平成25年度)	420人
評価指標 6 (担当:社会教育部)	講座から地域で活動を開始した市民の数	46人 (平成16年度)	14人 (平成25年度)	140人
評価指標 7 (担当:社会教育部)	一人当たり図書資料貸出点数	6.4点 (平成16年度)	6.8点 (平成25年度)	7.3点
評価指標 8 (担当:社会教育部)	科学館の事業活動参加者数	33,433人 (平成17年度)	41,592人 (平成25年度)	42,000人
評価指標 9 (担当:社会教育部)	一公演当たりの入場率 (市民文化会館)	69.5% (平成16年度)	72.1% (平成25年度)	75.0%
評価指標 10 (担当:社会教育部)	コンサートボランティアの登録者数	94人 (平成17年度)	73人 (平成25年度)	110人
評価指標 11 (担当:社会教育部)	彫刻サポート隊の人数	143人 (平成17年度)	115人 (平成25年度)	180人

展開施策 2-1-2 生涯学習の機会の充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	生涯学習振興事業 (社会教育部)	1, 2	生涯学習に関する啓発を行うため、生涯学習フェアの開催や生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわによる情報提供などを行う。			→
	文化振興事業 (社会教育部)	3	文化芸術の振興と文化財の保全を図るため、旭川市文化賞の贈呈や文化団体への補助などを行う。			→
	文化芸術活動振興事業 (社会教育部)	3	文化芸術活動の振興及び活性化を図るため、発表・展示・練習の場を提供するとともに、文化芸術団体開催事業への助成により、市民の文化芸術活動を支援する。また次期文化芸術振興基本計画の策定検討を行う。			→
	文化芸術振興基金積立金 (社会教育部)	3	文化芸術の振興に資する事業の財源とするため、基金の積立てを行う。			→
	文化財保存事業（再掲） (社会教育部)	3	郷土の歴史等への理解を深め、後世への遺産として保存するため、指定文化財等の維持管理を行うとともに、埋蔵文化財の調査や文化財保持団体への支援を行う。			→
	アイヌ文化振興事業（再掲） (社会教育部)	3	アイヌ文化の理解の促進と保存・伝承を図るため、アイヌ民族音楽会の開催、アイヌ語地名表示板の設置、「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催などを行う。			→
	サケ生態学習事業 (社会教育部)	3	郷土の自然を理解し、郷土を愛する心を育てるため、見学ツアーなどを実施する。	→○		
	体育振興事業 (市民生活部)	4	市民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツ推進委員の活動推進やスポーツ賞の贈呈などの各種事業を行う。			→

展開施策 2-1-2 生涯学習の機会の充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	スポーツ振興基金積立金 (市民生活部)	4	スポーツの振興を図るため、基金の積立てを行う。			→
	バーサーロペット・ジャパン開催負担金 (市民生活部)	4	クロスカントリースキー、歩くスキーの振興を図るため、バーサーロペット・ジャパンを開催する。			→
重点	スポーツ大会開催負担金・補助金 (市民生活部)	4	市民が多様なスポーツに接する機会を確保するとともに、興味や関心を喚起し自主的なスポーツ活動を行うきっかけとするため、本市で開催される大規模な各種スポーツ大会に助成し、円滑な大会運営を支援する。	●		→
	伊ノ沢市民スキー場通年活用促進事業 (市民生活部)	4	伊ノ沢市民スキー場の年間を通じた利用を促進するため、豊かな自然を利用し、子どもたちの外遊びの体験やスポーツを通じた交流を図る事業を行う。			→
重点	スポーツ大会等誘致推進事業 (市民生活部)	4	市民のスポーツ競技人口の増加及び競技力の向上を図るため、スポーツ大会や合宿の誘致活動、本市のスポーツ観光のPR活動を行う。平成27年度は富沢クロスカントリーコース施設整備の検討を行うため、調査を実施する。	●		→
	カムイスキーリンクス索道等整備事業(再掲) (市民生活部)	4	カムイスキーリンクスの安全で快適な利用環境の整備のため、スキー場内の老朽化した施設・索道等の修繕、更新等を行う。			→
	カムイスキーリンクス施設整備基金積立金(再掲) (市民生活部)	4	カムイスキーリンクスのリフト等の整備財源とするため、基金の積立てを行う。			→
	事業活動事業(公民館) (社会教育部)	5,6	ライフステージに応じた多様な学習機会を確保するため、公民館における高齢者学習・成人学習・世代間交流事業等の各種講座を開催する。			→

展開施策 2-1-2 生涯学習の機会の充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	地域を支えるシニア世代 人材育成事業 (社会教育部)	5, 6	高齢者の学びや活動の拠点となるシニア大学の運営を行うとともに、学びの成果を積極的に地域社会に生かすため、地域づくりやまちづくりを担う人材を高齢者学習の場から育成する。平成27年度は、「まちなか講座」の内容充実を図る。	●		→
	生涯学習活動事業（公民館） (社会教育部)	5, 6	社会的ニーズに対応した学習機会を確保するため、少子高齢化に対応する「家庭教育・子育て支援事業」や「体験型青少年教育」、地域の活性化に向けた「まちづくり推進事業」などを実施する。			→
	事業活動事業（図書館） (社会教育部)	7	図書館利用を活性化し、市民に多様なサービスを提供するため、図書館まつりや障害者サービス等の各種事業を行う。			→
	読書環境整備促進事業 (社会教育部)	7	子どもの読書環境の整備を促進するため、各図書館やキッズルームにおいて子ども向け行事や講演会、読み聞かせボランティア講座などを開催する。			→
	子ども読書環境充実事業 (社会教育部)	7	子どもの読書環境の充実を図るため、夏・冬休み期間中の中央図書館の月曜日開館を実施する。			→
	事業活動事業（科学館） (社会教育部)	8	市民の科学への関心を高めるため、講座、実験実習、体験参加、講演会などを実施する。			→
	自主文化事業（市民文化会館） (社会教育部)	9	市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実を図るため、公演事業やワークショップを実施する。			→
	音楽堂自主文化事業 (社会教育部)	10	市民が優れた音楽芸術に触れる機会の充実を図るため、公演事業や音楽講座などを実施する。			→

展開施策 2-1-2 生涯学習の機会の充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	旭川ウィーン国際弦楽セミナー開催支援事業 (社会教育部)	10	音楽を愛好する市民を拡大し、音楽家、音楽指導者を育成するため、セミナーと交流コンサートの開催を支援する。			→
	旭川彫刻フェスタ開催負担金 (社会教育部)	11	彫刻への親しみや関心を高めるため、野外彫刻の公開制作・彫刻シンポジウム・彫刻教室等の事業費の一部を負担する。			→
	野外彫刻管理事業 (社会教育部)	11	野外に設置してある彫刻を良好な状態で維持管理するため、市民ボランティアによる清掃活動や作品の修復等を行うとともに、野外彫刻作品鑑賞等の啓発活動を行う。			→

展開施策 2-2-1 学習成果を地域社会へ還元するシステムの構築

概要	
学習活動などで得た成果を地域社会へ還元するシステムを構築するため、地域社会への還元を意識した学習活動と交流活動などの取組を進める。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 2	市民が生きがいを持ちながら、地域社会の担い手として活躍するまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 748人 (平成17年度) → 2,000人 ・地域人材の小中学校における活用人数 47.4人/校(平成20年度) → 52.2人/校
施策の方向	生涯学習社会を構築する地域づくり

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当:社会教育部)	ボランティア可能な講師登録者数	96人 (平成17年度)	96人 (平成25年度)	150人
評価指標 2 (担当:社会教育部)	地域・学校交流活動人数	1,028人 (平成16年度)	2,435人 (平成25年度)	3,000人
評価指標 3 (担当:社会教育部)	講座から地域で活動を開始した市民の数	46人 (平成16年度)	14人 (平成25年度)	140人

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	生涯学習振興事業(再掲) (社会教育部)	1, 2	生涯学習に関する啓発を行うため、生涯学習フェアの開催や生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわによる情報提供などを行う。			→
	事業活動事業(公民館) (再掲) (社会教育部)	3	ライフステージに応じた多様な学習機会を確保するため、公民館における高齢者学習・成人学習・世代間交流事業等の各種講座を開催する。			→
重点	地域を支えるシニア世代人材育成事業(再掲) (社会教育部)	3	高齢者の学びや活動の拠点となるシニア大学の運営を行うとともに、学びの成果を積極的に地域社会に生かすため、地域づくりやまちづくりを担う人材を高齢者学習の場から育成する。平成27年度は、「まちなか講座」の内容充実を図る。	●		→

重点目標3の施策体系

(基本目標1 愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち)

重点目標3

目標像/【成果指標】

施策の方向

展開施策/評価指標

次代を担う人材を育てるまちにします

○子どもたちが生まれ育ちやすい環境が整い、一人ひとりが個性や能力を生かしながら、確かな学力と、豊かな人間性や社会性を身につけています。

○豊かな自然など恵まれた環境の中で、健やかな身体を育み、生涯を通じ自ら学ぶ力とたくましく生きる力を持った市民が育っています。また、将来の旭川を担う創造性に富む市民が育っています。

【年少人口割合】 12.6%(平成16年度)→全道値
 【合計特殊出生率】 1.20人(平成15年)→全国値
 【子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合】

58.3%(平成17年度)→70%

子どもを生き育てやすい環境の充実

安心して妊娠、出産ができる環境の整備

- ・産婦訪問指導実施率
- ・不妊相談件数
- ・助産施設利用者数
- ・出産育児一時金交付件数
- ・妊婦健康診査受診率

安心して育児ができる環境の整備

- ・保育所待機児童数
- ・育児サークル数
- ・地域子育て支援サービス利用数
- ・特別保育利用率
- ・児童館・児童センター利用者数
- ・子育て短期支援利用者数
- ・留守家庭児童会待機児童数
- ・乳幼児健康診査受診率
- ・幼稚園就園率(3歳児)
- ・病院など医療体制を評価している市民の割合
- ・発達支援を必要とする通園児への支援の割合

創意に富み、活力ある教育の推進

- ・幼稚園就園率(3歳児)
- ・学校が楽しいと思う児童生徒の割合
- ・学校関係者評価の実施校の割合
- ・高校進学率
- ・不登校児童生徒数

学校教育環境の整備

- ・学校が楽しいと思う児童生徒の割合
- ・学校現場でITを活用できる教員の割合
- ・児童生徒の精密検査受診率
- ・学校給食が好きだと思う児童生徒の割合

地域の教育力の向上

- ・地域健全育成活動組織数
- ・学校、家庭、地域の連携が十分だと思う市民の割合
- ・「子ども110番の家」設置数

子どもが健やかに育つ環境の充実

展開施策 3-1-1 安心して妊娠，出産ができる環境の整備

概要	
安心して妊娠，出産ができる環境の整備を図るため，母性の健康の保持増進と妊娠，出産に対する経済的負担の軽減や各種相談，情報提供などの適切な支援を図る。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち，市民が活躍するまち
重点目標 3	次代を担う人材を育てるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・年少人口割合 12.6% (平成16年度) → 全道値 ・合計特殊出生率 1.20人 (平成15年) → 全国値 ・子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 58.3% (平成17年度) → 70%
施策の方向	子どもを生み育てやすい環境の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：子育て支援部)	産婦訪問指導実施率 (赤ちゃん訪問実施率)	44.0% (平成16年度)	90.7% (平成25年度)	100.0%
評価指標 2 (担当：子育て支援部)	不妊相談件数	98件 (平成16年度)	63件 (平成25年度)	50件
評価指標 3 (担当：子育て支援部)	助産施設利用者数	51人 (平成16年度)	29人 (平成25年度)	60人
評価指標 4 (担当：福祉保険部)	出産育児一時金交付件数	517件 (平成16年度)	350件 (平成25年度)	533件
評価指標 5 (担当：子育て支援部)	妊婦健康診査受診率	99.4% (平成16年度)	98.7% (平成25年度)	99.4%

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	赤ちゃん訪問指導事業 (子育て支援部)	1	適切な養育の確保と健康の保持増進のため，生後4か月までに乳児のいる家庭を全世帯訪問し，母子の心身の状況や養育環境等の把握と助言，子育てに関する情報提供等を行う。			▶
	不妊対策推進事業 (子育て支援部)	2	不妊と不妊治療に関する情報提供や精神的・経済的な負担の軽減を図るため，不妊に悩む市民に対し，不妊相談を実施するとともに，特定不妊治療に要する費用の一部を補助する。(通算5年で10回の範囲内で年度内2回(初年度のみ3回)を上限とする。但し，初回申請時に妻の年齢が39歳以下の場合は，通算6回を上限とする。)			▶

展開施策 3-1-1 安心して妊娠、出産ができる環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	私の未来プロジェクト事業（再掲） （子育て支援部）	2, 3	命の大切さや親となることの意識を育む機会を提供するため、小中高生等を対象に医療や子育てに係る出前講座や体験実習を実施する。平成27年度は、対象及び実施回数を拡大する。	●		→
	母子生活支援施設等運営事業（再掲） （子育て支援部）	3	児童虐待、DV及び経済的理由等で特に生活支援を必要とする母子を保護するため、保護を実施した母子生活支援施設に対して、費用を支弁する。また、健康上必要があるにもかかわらず経済的理由により、入院出産ができない妊産婦を対象として助産を実施するため、助産を実施した助産施設に対して、費用を支弁する。			→
	国民健康保険事業特別会計繰出金（再掲） （福祉保険部）	4	がん検診、特定健診等の保健事業の実施や出産育児一時金・葬祭費の支給、保険料のコンビニエンスストア収納取扱いに係る費用などのための安定した財源の確保と保険料・自己負担額の負担増の抑制により、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図るため、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰出しを行う。			→
特会	（国民健康保険事業特別会計） 出産育児一時金 （子育て支援部）	4	出産育児に係る経済的負担を軽減するため、被保険者が出産した際に世帯主に対して出産育児一時金を支給する。			→
	すこやか親子推進事業 （子育て支援部）	5	母体や胎児の健康の確保を図るため、妊娠届出者に母子健康手帳を交付するとともに妊婦健康診査を実施する。			→

展開施策 3-1-2 安心して育児ができる環境の整備

概要	
安心して育児ができる環境を整備するため、保育に関する体制やサービスの充実をはじめ、地域における子育てを支援する取組を推進する。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 3	次代を担う人材を育てるまちにします
成果指標	年少人口割合 12.6% (平成16年度) → 全道値 合計特殊出生率 1.20人 (平成15年) → 全国値 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 58.3% (平成17年度) → 70%
施策の方向	子どもを生み育てやすい環境の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：子育て支援部)	保育所待機児童数	207人 (平成17年度)	117人 (平成25年度)	0人
評価指標 2 (担当：子育て支援部)	育児サークル数	30団体 (平成17年度)	25団体 (平成25年度)	42団体
評価指標 3 (担当：子育て支援部)	地域子育て支援サービス利用数	31,086人 (平成16年度)	52,219人 (平成25年度)	64,350人
評価指標 4 (担当：子育て支援部)	特別保育利用率	58.0% (平成16年度)	63.8% (平成25年度)	63.0%
評価指標 5 (担当：子育て支援部)	児童センター利用者数	106,700人 (平成16年度)	115,439人 (平成25年度)	150,000人
評価指標 6 (担当：子育て支援部)	子育て短期支援利用者数	204人 (平成17年度)	729人 (平成25年度)	2,520人
評価指標 7 (担当：子育て支援部)	留守家庭児童会待機児童数	103人 (平成17年度)	96人 (平成25年度)	0人
評価指標 8 (担当：子育て支援部)	乳幼児健康診査受診率	92.7% (平成16年度)	95.0% (平成25年度)	95.0%
評価指標 9 (担当：子育て支援部)	幼稚園就園率	27.4% (平成17年度)	39.6% (平成25年度)	40.0%
評価指標 10 (担当：保健所)	病院など医療体制を評価している市民の割合	79.4% (平成15年度)	89.6% (平成24年度)	80.0%
評価指標 11 (担当：子育て支援部)	発達支援を必要とする通園児への支援の割合	55.4% (平成18年度)	44.8% (平成25年度)	80.0%

展開施策 3-1-2 安心して育児ができる環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	私立認可保育所等建設補助金 (子育て支援部)	1	保護者が安心して就労できる環境を整えるとともに、年々高まる保育への需要に応えるため、保育所等の整備を計画する事業者に対し、経費の一部を補助する。平成27年度は、6施設の保育所等の整備に対して補助を行うとともに、小規模保育事業の改修補助を実施する。	●		→
	通年制保育園等管理事業 (子育て支援部)	1	保育を要する幼児その他の児童の福祉の増進を図るため、通年制保育園とへき地・季節保育所を運営する。			→
	保育士等研修事業 (子育て支援部)	1	保育士等の資質向上と入所児童の処遇改善、保育事業の充実等に資するため、委託等により研修を行う。			→
	子どものための教育・保育給付事業 (子育て支援部)	1	特定教育・保育及び特定地域型保育を受けた子どもの保護者に対して施設型給付費及び地域型保育給付費等を支給する。また、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準よりも独自に軽減した利用者負担額を徴収する。	●		→
	市立保育所管理事業 (子育て支援部)	1	市立3保育所において円滑な運営と施設の維持管理を行うことで、児童の健全育成と保護者の子育てと就労の両立を支援する。			→
	私立認可外保育施設運営補助金 (子育て支援部)	1	児童の健全育成及び福祉の向上を図るため、一定の要件を満たした私立認可外保育施設に対して、運営費の一部を補助する。			→
	保育体制充実事業 (子育て支援部)	1	乳幼児を預ける保護者がより安心して保育所を利用できるよう入所児童の処遇向上と保育環境の充実を図るため、認可基準を超える保育士と予備調理員を配置する保育所等に対し、その経費相当額を補助する。また、保育所等の施設職員が産前産後休暇等を取得する際に、雇用した代替職員の賃金に対し補助を行う。			→
	非常勤保育士等配置事業 (子育て支援部)	1	乳幼児を預ける保護者がより安心して保育所を利用できるよう入所児童の処遇向上と保育環境の充実を図るため、市立保育所に予備保育士、低年齢児担当の臨時保育士及び臨時調理員を配置し、保育体制の充実を図る。			→

展開施策 3-1-2 安心して育児ができる環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	子育て支援ナビゲーター活動事業 (子育て支援部)	1	就学前児童を持つ保護者に対し、多様な保育ニーズや個別の状況に最も合った保育所、幼稚園等の情報提供を行うため、専門相談員を配置し、庁舎内での相談及び子育てサークル等に出向いての情報提供を行う。			→
	新規参入施設巡回支援等事業 (子育て支援部)	1	認可外保育施設から新たに認可保育所等に移行する事業者が適切な保育を実施できるよう、対象施設の巡回相談・助言や保育士の資格取得のための支援等を行う。	○		→
	ファミリーサポートセンター運営事業 (子育て支援部)	1, 3, 6	子育てと仕事の両立を支援するとともに、多様な保育ニーズに応えるため、育児の援助を行いたい者と受けたい者を組織し、ファミリーサポートセンターは6か月児から、こども緊急さぽねっとは0歳児から小学校6年生までを対象に学校等の送迎や預かりなどを有償で行う。また、利用者の負担軽減を図るため、市民税非課税世帯及びひとり親世帯に対し、利用助成を行う。平成27年度は、利用助成対象世帯を拡大する。	●		→
	一時預かり事業補助金 (子育て支援部)	1, 4	保護者の就労形態の多様化や緊急時に対応するとともに、育児の心理的、肉体的負担感を解消するため、非定型保育、緊急保育、私的理由による保育である一時預かりを実施する保育所に対し、必要経費の一部を補助する。			→
	一時預かり事業 (子育て支援部)	1, 4	保護者の就労形態の多様化や緊急時に対応するとともに、育児の心理的、肉体的負担感を解消するため、非定型保育、緊急保育や私的理由による保育である一時預かりを神楽保育所で実施する。			→
	幼稚園預かり保育充実事業 (子育て支援部)	1, 9	私立幼稚園における子育て支援の充実を図るため、預かり保育を実施している園に対し経費の一部を補助する。平成27年度は、子ども・子育て支援新制度における幼稚園型の一時的預かり事業として実施する。	●		→
	幼稚園就園奨励事業(再掲) (子育て支援部)	1, 9	私立幼稚園に通う幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料を減免した幼稚園に対して補助を行う。			→

展開施策 3-1-2 安心して育児ができる環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	幼稚園振興事業(再掲) (子育て支援部)	1,9	幼児教育の振興のため、幼・保・小の連携を図る研修会等の実施や幼稚園教育相談などを実施する。また、教育環境の充実や教職員の資質の向上のため、教材教具や研修活動等に要する経費の一部を補助する。			▶
重点	私の未来プロジェクト事業 (子育て支援部)	2,3	命の大切さや親となることの意識を育む機会を提供するため、小中高生等を対象に医療や子育てに係る出前講座や体験実習を実施する。平成27年度は、対象及び実施回数を拡大する。	●		▶
	地域子育て活動支援事業 (子育て支援部)	2,5	子育てを支える地域づくりの推進のため、子育て支援人材バンクの運営や、地域における子育て支援活動の活性化を推進する。			▶
	地域子育て支援拠点運営事業 (子育て支援部)	3	子育ての不安や孤独感等を解消し、子どもの健やかな育ち、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て中の親子が交流できる場所を整備し運営する。			▶
	こども向け屋内遊戯場管理事業 (子育て支援部)	3	子ども自身が考え、主体的に遊ぶことができる機会を提供するため、中心市街地において親子連れが気軽に立ち寄れる遊戯場を運営する。			▶
	うぶごえへの贈りもの事業 (子育て支援部)	3	子どもの誕生を社会全体が喜び、その成長を応援していることを子どもや保護者に伝えるため、絵本を贈るとともに、地域住民の協力を得ながら、子どもや子育てを支える地域づくりを推進する。			▶
	子育て世帯緊急支援金支給事業 (子育て支援部)	3	子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童一人につき2,000円を支給する。	▶○		
	特別支援保育事業補助金 (子育て支援部)	4	心身に障害等を有する児童で、家庭で保育することができない児童を安心して預けられる環境を整えるため、特別支援保育を実施する保育所等に必要費用を補助する。			▶

展開施策 3-1-2 安心して育児ができる環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	私立認可保育所病後児保育事業 (子育て支援部)	4	児童が病気やけがの「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な場合でも、一時的に保育ができる環境を整えるため、市内の私立認可保育所に委託し、保育サービスを行う。			→
	市立保育所病後児保育事業 (子育て支援部)	4	児童が病気やけがの「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な場合でも、一時的に保育ができる環境を整えるため、新旭川保育所にて保育サービスを行う。			→
	延長保育事業補助金 (子育て支援部)	4	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育標準時間・保育短時間を超えて保育が必要となる児童に対して保育時間の延長を行う市内の私立認可保育所に必要な費用の一部を補助する。			→
	延長保育等事業 (子育て支援部)	4	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育標準時間・保育短時間を超えて保育が必要となる児童に対して市立保育所の保育の延長を行う。			→
	児童センター管理事業 (子育て支援部)	5	児童の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした安全で快適な遊びの場の提供や、家庭内で乳幼児を養育している保護者同士の交流を図るため、児童センターを運営する。平成27年度は、夏期の開館時間を延長するとともに、長期休暇中(夏休み・冬休み)の日曜開館を実施する。	●		→
重点	北彩都子ども活動センター開設事業(再掲) (子育て支援部)	5	中心部における中高生の居場所づくりとともに、子育て環境や子どもの育ち環境の充実を図るため、北彩都団地の敷地内に、中高生の活動拠点及び地域の子育て世帯に対する支援として北彩都子ども活動センターを開設する。	○		
	北彩都子ども活動センター建設事業 (子育て支援部)	5	中心部における中高生の居場所づくりとともに、子育て環境や子どもの育ち環境の充実を図るため、北彩都団地の敷地内に、中高生の活動拠点及び地域の子育て世帯に対する支援として北彩都子ども活動センターを整備する。	→○		
	子育て短期支援事業 (子育て支援部)	6	保護者が疾病等様々な理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合における児童の養育・保護に対応するため、児童福祉施設に委託し、平日夜間、日曜・祝日に一定期間の養育・保護(宿泊を含む)を行う。			→

展開施策 3-1-2 安心して育児ができる環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	留守家庭児童会開設事業 (子育て支援部)	7	昼間就労等により保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、未設置校に新規開設を行うとともに恒常的に入会待機児童が生じている既設置校について施設整備を行い、定員の拡充を図る。平成27年度は、2か所の第二児童会の開設及び2か所の分割整備を行うとともに、民間事業者が運営する児童会への運営費補助を実施することで、受入する児童数の定員増を図る。	●		→
	留守家庭児童会運営事業 (子育て支援部)	7	昼間就労等により保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会を運営し、活動の充実を図る。			→
	留守家庭児童会複数校受入事業 (子育て支援部)	7	保護者の就労支援と児童の健全な育成を図るため、留守家庭児童会で待機児童が生じている場合、近隣の児童会での受入れを行う。また、留守家庭児童などの柔軟な受入を児童センターで行う。		○	
	母子保健推進事業 (子育て支援部)	8	母性と乳幼児の健康の保持増進を図るため、4か月児、1歳6か月児、3歳児に対する小児科診察・保健指導等の乳幼児健康診査を行うとともに、健康相談と健康教育を行う。			→
	子ども医療費助成事業 (子育て支援部)	10	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健やかな育成を図るため、0歳から小学生までに対して、健康保険適用の医療費の自己負担分の全部又は一部を助成する。			→
	発達支援相談事業 (子育て支援部)	11	就学前の子どもの発達相談と支援を発達支援相談室において行うとともに、心身の発達・発育が気になる子どもを早期発見し対応するため、相談員が保育所・幼稚園等を巡回訪問し、関係機関と連携を図りながら、園と保護者への支援を行う。小集団で中期的に幼児を観察し、発達や子育ての支援を行う親子教室を行う。平成27年度は、臨床心理士を増員する。			→

展開施策 3-2-1 創意に富み、活力ある教育の推進

概要	
創意に富み、活力ある教育の推進を図るため、子どもたち一人一人の個性と能力が発揮されるよう、教育の機会を確保していくとともに、地域の特色や時代の潮流にふさわしい教育の振興を進める。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 3	次代を担う人材を育てるまちにします
成果指標	年少人口割合 12.6% (平成16年度) → 全道値 合計特殊出生率 1.20人 (平成15年) → 全国値 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 58.3% (平成17年度) → 70%
施策の方向	子どもが健やかに育つ環境の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：子育て支援部)	幼稚園就園率	38.5% (平成17年度)	39.6% (平成25年度)	40.0%
評価指標 2 (担当：学校教育部)	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	76.6% (平成16年度)	85.3% (平成25年度)	80.0%
評価指標 3 (担当：学校教育部)	学校関係者評価の実施校の割合	72.0% (平成16年度)	100.0% (平成25年度)	100.0%
評価指標 4 (担当：子育て支援部)	高校進学率	98.8% (平成16年度)	99.1% (平成25年度)	98.8%
評価指標 5 (担当：学校教育部)	不登校児童生徒数	233人 (平成16年度)	200人 (平成25年度)	減少

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	幼稚園就園奨励事業 (子育て支援部)	1	私立幼稚園に通う幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料を減免した幼稚園に対して補助を行う。			→
	幼稚園振興事業 (子育て支援部)	1	幼児教育の振興のため、幼・保・小の連携を図る研修会等の実施や幼稚園教育相談などを実施する。また、教育環境の充実や教職員の資質の向上のため、教材教具や研修活動等に要する経費の一部を補助する。			→

展開施策 3-2-1 創意に富み、活力ある教育の推進

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	特別支援教育センター管理事業 (学校教育部)	2	障害等のある児童生徒一人一人の状態に応じたきめ細かな教育の充実を図るため、特別支援教育センターを運営し、児童生徒と保護者に対する教育相談等を実施するとともに、特別支援教育に関する各種研修会や小中学校への支援などを行う。			→
	特別支援教育振興事業 (学校教育部)	2	障害等のある児童生徒の教育と指導の充実を図るため、特別支援教育推進委員会と不登校児治療教育推進委員会を運営する。また、保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給し、経済的負担を軽減する。			→
	教職員活動事業 (学校教育部)	2	教職員の資質向上を図るため、初任者研修、10年経験者研修を開催するとともに、旭川市教育研究会への補助を行う。また、白衣、トレーニングウェア等の被服を貸与する。			→
	教育振興事業 (学校教育部)	2	へき地校における教育の振興を図るため、体育・文化等の学校行事を実施する際のバスを借り上げる。また、中学校における文化活動の振興を図るため、中学校を対象とする札幌交響楽団のコンサートを共催する。			→
	社会科副読本整備事業 (学校教育部)	2	児童が郷土旭川について学び、理解を深めるため、小学校3年生の社会科副読本を作成し、配布する。			→
重点	各種大会選手派遣等推進事業 (学校教育部)	2	全道、全国大会への参加を通じて児童生徒の体育文化活動を助長するため、児童生徒の派遣費と各種大会の開催費を補助する。平成27年度は、補助基準を引き上げ充実を図る。	●		→
	体育・文化活動推進事業 (学校教育部)	2	中学生の部活動を活性化させ、豊かな心や健やかな体の育成を図るため、部活動に必要な消耗品を購入する。			→
	各種教育研究大会開催補助金 (学校教育部)	2	教職員の資質向上を図るため、本市で開催される全道、全国規模の教育研究大会の事業費を補助する。			→
重点	特別支援教育推進事業 (学校教育部)	2	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実を図るため、補助指導員の配置による学級運営の支援や特別支援教育講演会の開催などを行う。平成27年度は、補助指導員の増員を行う。	●		→

展開施策 3-2-1 創意に富み、活力ある教育の推進

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	上川教育研修センター運営負担金 (学校教育部)	2	教職員の資質向上を図るため、教職員等の研修等を実施するための施設である上川教育研修センターに係る運営費の一部を負担する。			→
	30人学級編制事業 (学校教育部)	2	小学校1年生及び2年生の生活習慣や学習習慣の定着促進のため、よりきめ細かい指導ができるよう、30人以下の学級編制を実施し、小学校教諭普通免許状を有する市費負担教員(臨時的任用職員)を小学校1・2年生全対象校に配置する。			→
	35人学級編制事業 (学校教育部)	2	学年に応じた学力等の定着を図り、きめ細かな指導体制の拡充を図るため、小学校3年生以上において、35人以下の学級編制を段階的に実施する。平成27年度は小学校教諭普通免許状を有する市費負担教員(臨時的任用職員)を小学校3年生の対象校のうち3校に配置する。	○		→
	伝統文化体験事業 (学校教育部)	2	中学校における和楽器に関する学習の充実を図るため、中学生への和楽器演奏体験指導や音楽担当教員を対象とした和楽器の実技講習会を行う。			→
重点	学校図書館活性化推進事業 (学校教育部)	2	学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館に学校司書を配置する。平成27年度は中学校への配置の増員を行う。	●		→
重点	小中連携・一貫教育推進事業 (学校教育部)	2	「小中連携・一貫教育の基本的な考え方」等を踏まえ、先進地事例の調査研究等を行う。平成27年度は、小中連携の取組状況や教職員の意識調査により現状を把握するとともに、小中連携・一貫教育推進講演会等を実施する。	○		→
	教育指導事業 (学校教育部)	2,3	各学校の安定した学校運営並びに本市の教育水準の維持・向上を図るため、教育課程、学習指導、生徒指導等について、学校に助言・指導を行う。			→
	国際理解教育推進事業 (学校教育部)	2,3	小・中学校における英語教育並びに国際理解教育の充実を図るため、小・中学校へ外国人英語指導助手を派遣する。			→
○	特色ある学校づくり推進事業 (学校教育部)	2,3	児童生徒の生きる力を育成し、保護者や地域住民等から信頼される特色ある学校づくりを進めるため、学校が地域にある施設、自然環境、人材等を積極的に活用し、学校と地域の人たちの交流を促進し、学校と地域の活性化を図る。			→

展開施策 3-2-1 創意に富み、活力ある教育の推進

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
○	子ども版市長への手紙事業 (学校教育部)	2, 3	児童生徒が抱える悩みの解決を図るとともに、子どもの視点からの市政に対する意見やアイデアを把握するため、各小・中学校に児童生徒用の市長への手紙を設置する。			→
	旭川市子ども議会事業 (学校教育部)	2, 3	旭川市の都市像「人が輝く 北の文化のかおる まち」の実現に向け、子どもたちのまちづくりへの希望や期待を市政の参考にするとともに、市政に対する子どもたちの理解と関心を深めるため、旭川市内の児童生徒を参加対象とし、協議会及び本会議を開催する。	○		
	スクールカウンセラー等活用推進事業 (学校教育部)	2, 5	様々な悩みを抱える児童生徒の不安の解消や問題の解決を図り、健全な学校生活を送ることができるようにするため、心理学等に関する知識や経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリング等を行う。			→
	高等学校等振興事業 (学校教育部)	4	私立高等学校等に通わせる保護者の経済的負担の軽減を図るため、入学一時金の一部を補助するとともに、教育環境の充実を図るため、教職員の研修活動等に要する経費の一部を補助する。			→
	私立専修学校振興事業 (総務部)	4	私立専修学校における教育条件の維持向上や、教育の振興を図るため、教材教具の充実や教職員研修・研究に要する経費の一部の補助、私立専修学校が保有する技術及び技能を活かす場の創出の支援を行う。			→
○	育英事業特別会計繰出金 (子育て支援部)	4	市民に等しくその能力に応じた教育を受ける機会の確保に資するため、高校、大学等の進学に係る貸付けを行う育英事業の特別会計に繰出しを行う。			→
特会	(育英事業特別会計) 育英資金貸付金・入学仕度金貸付金 (子育て支援部)	4	市民に等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えることを目的に、高校、大学等の入学仕度金と在学中の奨学金の貸付けを行う。平成27年度は、奨学金対象分の貸付時期及び貸付額を変更する。	●		→
特会	(育英事業特別会計) 積立金 (子育て支援部)	4	育英事業基金の円滑な運用と、育英事業に対する市民の善意による寄付に応えるため、寄付金と前年度繰越金を安全かつ最も有利で金利の良い金融機関等に積み立て、その利息を貸付金の一部に充てる。			→
重点	高等教育機関設置検討調査事業 (総合政策部)	4	地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、本市に相応しい高等教育機関の設置に向けた検討をするに当たっての具体的な調査を実施する。平成27年度は、「旭川市における高等教育を考える会議」からの報告を基に、さらに設置に向けた検討を行う。	●		→

展開施策 3-2-1 創意に富み、活力ある教育の推進

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	不登校・いじめ相談室運営事業 (学校教育部)	5	不登校あるいはその傾向にあたり、いじめ等により学校生活について悩み等を抱えている児童生徒や保護者が悩みの解消や問題の解決ができるよう、相談場所を設置し、相談員が教育相談やカウンセリングを行うなどの支援を行う。			→
	適応指導教室運営事業 (学校教育部)	5	不登校やその傾向にある児童生徒に対し、学校への復帰の支援と豊かな情操や社会性の育成を図るため、カウンセリングや教育相談、体験活動や学習支援、集団活動等を行う。			→

展開施策 3-2-2 学校教育環境の整備

概要	
安全で快適な状況で学校教育を受けることができるよう学校教育環境の整備を図るため、教育施設などを適切に整備するとともに、通学を含めた学校生活における児童生徒の健康と安全の管理を図る。また、教育に要する経済的な支援が必要な人に対しその負担の軽減を図る。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 3	次代を担う人材を育てるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・年少人口割合 12.6% (平成16年度) → 全道値 ・合計特殊出生率 1.20人 (平成15年) → 全国値 ・子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 58.3% (平成17年度) → 70%
施策の方向	子どもが健やかに育つ環境の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：学校教育部)	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	76.6% (平成16年度)	85.3% (平成25年度)	80.0%
評価指標 2 (担当：学校教育部)	学校現場でITを活用できる教員の割合	小64.8%, 中71.7% (平成18年度)	小72.7%, 中80.6% (平成24年度)	全国平均値
評価指標 3 (担当：学校教育部)	児童生徒の精密検査受診率	小92.1%, 中93.5% (平成16年度)	小79.6%, 中68.0% (平成25年度)	小中とも100%
評価指標 4 (担当：学校教育部)	学校給食が好きだと思う児童生徒の割合	小62.9%, 中41.8% (平成17年度)	小68.4%, 中49.6% (平成23年度)	小72.0%, 中60.0%

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	学校施設大規模改修事業 (学校教育部)	1	児童生徒により良い教育環境を提供するため、建築後15年以上経過した学校を対象に経常的な維持修繕を超える大規模改修を行う。			→
	中央中学校建設事業 (学校教育部)	1	生徒に良好な教育環境を整備するため、常盤、聖園、北都の3中学校の統合による新設校の施設整備を行う。			→○
	学校施設定期点検事業 (学校教育部)	1	計画的な修繕や改修などの対応に資するため、学校施設及び建築設備について、定期点検を実施し、建築物等の実態を把握する。			→
	遠距離通学対策事業 (学校教育部)	1	遠距離通学児童生徒（小学校4km、中学校6km以上）の保護者の経済的負担を軽減するため、通学に要する費用の一部を助成する。			→

展開施策 3-2-2 学校教育環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	スクールバス運行事業 (学校教育部)	1	学校の統廃合に伴う児童生徒の通学手段の確保のため、スクールバスを運行する。			→
	就学助成事業 (学校教育部)	1	児童生徒の就学を保障するため、学用品費等、学校給食費、医療費などについて援助し、保護者の負担を軽減する。平成27年度はPTA会費等助成費目を拡大するとともに、収入認定基準や認定要件の見直しを行う。	●		→
	小・中学校適正配置推進事業 (学校教育部)	1	児童生徒の健やかな成長を促すため、適正な規模の学校で教育が行われるよう、緊急性、地域事情等を勘案しながら各学校の適正配置を進める。			→
	旧北都商高跡地利用推進事業 (学校教育部)	1	平成22年度をもって閉校した旧北都商高の跡利用を推進するため、地元関係者や関係部長を構成員とする跡利用者選定委員会を開催して、応募者の中から跡利用者を選定する。			→
	むし歯予防対策事業 (学校教育部)	1	児童のむし歯予防対策を推進し、児童の永久歯のむし歯を減少させるため、市立小学校でフッ化物洗口を行う。			→
	末広小学校増改築事業 (学校教育部)	1	児童により良い教育環境を提供するため、老朽化した末広小学校の校舎・体育館の全面改築及びグラウンド整備を行う。	→○		
	末広小学校移転整備事業 (学校教育部)	1	末広小学校の全面改築を行ったため、新体育館への移転作業及び必要な物品等を整備する。	○		
	中央中学校整備事業 (学校教育部)	1	中央中学校への移転作業及び必要な教育環境の整備を図る。平成27年度は、パソコン室移設等を行う。	→○		

展開施策 3-2-2 学校教育環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	PCB廃棄物処理事業 (学校教育部)	1	特別管理産業廃棄物として保管中のPCB使用機器について、環境省認可を受けた施設が新たに道内で稼働開始したことから、適正に処理を行う。	○		
	高台小学校PFI整備事業 (学校教育部)	1	児童により良い教育環境を提供するため、老朽化した高台小学校をPFI方式により整備する。			→
	学校施設大規模改造事業 (学校教育部)	1	児童生徒により良い教育環境を提供するため、老朽化した校舎等の増改築及び耐震化等のための大規模改造やグラウンド整備を行う。			→
	聖園中学校施設等整備事業 (学校教育部)	1	聖園中学校跡地に道立特別支援学校高等部（知的障害）が設置されることに伴い、必要な施設整備等を実施する。	○		
	中央中学校通学対策事業 (学校教育部)	1	常盤、聖園、北都の3中学校の統合により、遠距離通学となる生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、冬期間通学費を助成する。	○	→	○
	耐力度調査事業 (学校教育部)	1	老朽化した校舎等の改築等を検討するため、耐力度調査を実施する。	○	→	→
	旭川小学校増改築事業 (学校教育部)	1	児童生徒に良好な教育環境を整備するため、小中連携・一貫教育の推進を視野に入れながら、旭川小学校の校舎の増改築等に向け、先進地の調査を行うとともに基本設計等に着手する。	○	→	→

展開施策 3-2-2 学校教育環境の整備

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	学校保健活動事業 (学校教育部)	1, 3	児童生徒の健康管理や学校環境の衛生保持, 学校安全を推進するため, 児童生徒の健康診断や飲料水の検査等の衛生管理を行うとともに, 通学路等の安全管理を行う。			→
	情報教育設備整備事業 (学校教育部)	2	児童生徒に対する情報教育を推進するため, コンピュータ及び周辺機器等の環境を整備する。			→
	学校給食管理事業 (学校教育部)	4	栄養のバランスがとれた安全な学校給食を提供するため, 給食施設設備の衛生管理, 栄養指導及び食に関する指導等を行う。			→
	食事環境整備事業 (学校教育部)	4	学校給食を通じて, 児童生徒に正しい食習慣と食文化を伝えるとともに, 豊かさや潤いのある食事環境を確保するため, 強化磁器食器の導入等を行う。平成27年度は新たに2校に整備する。			→
	東旭川学校給食共同調理所改築事業 (学校教育部)	4	安全な学校給食を提供するため, 老朽化した東旭川学校給食共同調理所を建て替え, 学校給食に関する環境整備を図る。			→

展開施策 3-2-3 地域の教育力の向上

概要	
次代を担う子どもたちや青少年の健全な育成に資する地域の教育力の向上を図るため、地域、学校、家庭が連携し、互いの特色を生かしながら、意識の向上をはじめ、人材の育成、異世代等の交流などの取組を推進する。	

位置付け	
基本目標 1	愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち
重点目標 3	次代を担う人材を育てるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・年少人口割合 12.6% (平成16年度) → 全道値 ・合計特殊出生率 1.20人 (平成15年) → 全国値 ・子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 58.3% (平成17年度) → 70%
施策の方向	子どもが健やかに育つ環境の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：子育て支援部)	地域健全育成活動組織数	11組織 (平成17年度)	19組織 (平成25年度)	30組織
評価指標 2 (担当：学校教育部)	学校、家庭、地域の連携が十分だと思える市民の割合	31.4% (平成17年度)	31.9% (平成24年度)	41.5%
評価指標 3 (担当：学校教育部)	「子ども110番の家」設置数	2,200件 (平成17年度)	2,400件 (平成25年度)	2,500件

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	青少年健全育成事業 (子育て支援部)	1,2	青少年の健全育成を図るため、関係団体、若者と連携した地域活動の推進及び青少年施策の総合的な推進を行う。			→
	青少年事業 (子育て支援部)	2	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に係る総合企画、調査及び調整、住民自治活動による青少年活動の推進を奨励するとともに、青少年に対する街頭補導、有害環境浄化活動等を通じ青少年の非行防止に寄与する。			→
	読書環境整備促進事業 (再掲) (社会教育部)	2	子どもの読書環境の整備を促進するため、各図書館やキッズルームにおいて子ども向け行事や講演会、読み聞かせボランティア講座などを開催する。			→
	生涯学習振興事業 (再掲) (社会教育部)	2	生涯学習に関する啓発を行うため、生涯学習フェアの開催や生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわによる情報提供などを行う。			→

展開施策 3-2-3 地域の教育力の向上

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	北彩都子ども活動センター開設事業 (子育て支援部)	1, 2	中心部における中高生の居場所づくりとともに、子育て環境や子どもの育ち環境の充実を図るため、北彩都団地の敷地内に、中高生の活動拠点及び地域の子育て世帯に対する支援として北彩都子ども活動センターを開設する。	○		
	北彩都子ども活動センター建設事業(再掲) (子育て支援部)	1, 2	中心部における中高生の居場所づくりとともに、子育て環境や子どもの育ち環境の充実を図るため、北彩都団地の敷地内に、中高生の活動拠点及び地域の子育て世帯に対する支援として北彩都子ども活動センターを整備する。	→○		
重点	留守家庭児童会開設事業(再掲) (子育て支援部)	2	昼間就労等により保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、未設置校に新規開設を行うとともに恒常的に入会待機児童が生じている既設置校について施設整備を行い、定員の拡充を図る。平成27年度は、2か所の第二児童会の開設準備及び2か所の分割整備を行うとともに、民間事業者が運営する児童会への運営費補助を実施することで、受入する児童数の定員増を図る。	●		→
	留守家庭児童会運営事業(再掲) (子育て支援部)	2	昼間就労等により保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会を運営するとともに、夏冬休みに数か所の児童会において、昼食の提供など、運営・活動の充実を図る。			→
重点	学校図書館活性化推進事業(再掲) (学校教育部)	2	学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館に学校司書を配置する。平成27年度は中学校への配置の増員を行う。	●		→
	教育支援活動促進事業 (学校教育部)	2, 3	まちづくり推進協議会や北海道教育大学旭川校などの関係機関との連携を深め、地域とともにある学校づくりを推進する。また、子どもの安全・安心の確保を図るため、地域全体で学校教育を支援する体制を整備する。			→
○	特色ある学校づくり事業(再掲) (学校教育部)	2, 3	児童生徒の生きる力を育成し、保護者や地域住民等から信頼される特色ある学校づくりを進めるため、学校が地域にある施設、自然環境、人材等を積極的に活用し、学校と地域の人たちの交流を促進し、学校と地域の活性化を図る。			→

重点目標4の施策体系

(基本目標2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち)

重点目標4

目標像／【成果指標】

施策の方向

展開施策／評価指標

市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちづくりをすすめます

○真に助けが必要な人に手が差しのべられる地域社会が実現し、支援を受けている人はもちろん、支援を受けていない人も社会のセーフティネットが整っていることで安心感を得ています。また、支援を受けた人が別の場面では社会の一員として社会に役立つ活動を行っていることで、互いの助け合いによる安心できるまちがつくられています。

○集積している保健・医療・福祉機能がさらに発揮され、市民生活を取り巻く衛生環境が保たれるとともに、市民が積極的に健康づくりに取り組むことで、安心感が高まっています。

○安全な暮らしの確保に向け、地域が一丸となって取り組むことにより、犯罪や事故が少なく、安心して生活しています。

○災害に対して、未然防止対策が図られるとともに、迅速かつ確に対応できる危機管理体制が確立され、災害が比較的少なくかつ災害に強いまちであることが大きな魅力となり、市民が安全で安心な暮らしをしています。

- 【相談の機会が充実していると感じる市民の割合】
41.4% (平成17年度) → 50%
- 【地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合】
46.5% (平成17年度) → 60%
- 【自分が健康だと感じる市民の割合】
79.0% (平成16年度) → 80%
- 【健康寿命】
77.5歳 (平成13年) → 80歳
- 【市民の人的災害り災率】
2.57% (平成16年) → 0%
- 【住民を主体とする防災組織数】
121組織 (平成17年度) → 175組織

共に支え合い、自立した生活を送ることができる地域福祉の推進

健康不安の解消

衛生的な生活の確保

ノーマライゼーションの推進

- ・地域における障害者への理解度

福祉サービスの充実

- ・民間シェルター入所者数
- ・病院など医療体制を評価している市民の割合
- ・各種支給件数
- ・待機療育児童数
- ・障害者施設入所者数
- ・通園者数
- ・各種相談件数
- ・被保護世帯のうち稼働世帯の割合
- ・在宅・施設サービスの利用者数
- ・いのちの電話相談員数
- ・福祉サービス利用者数
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用件数

社会参加の機会確保

- ・社会参加者数
- ・地域活動支援センター等の利用者数及び市有施設における就労訓練者数
- ・障害者の雇用率
- ・精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成人数
- ・精神障害者保健福祉手帳所持のバス利用件数

健康づくりの推進

- ・生活習慣病を原因とする死亡率 (人口10万人対)
- ・難病相談件数

地域医療体制の充実

- ・病院など医療体制を評価している市民の割合
- ・医師数
- ・看護師数
- ・他院から市立病院への患者紹介件数

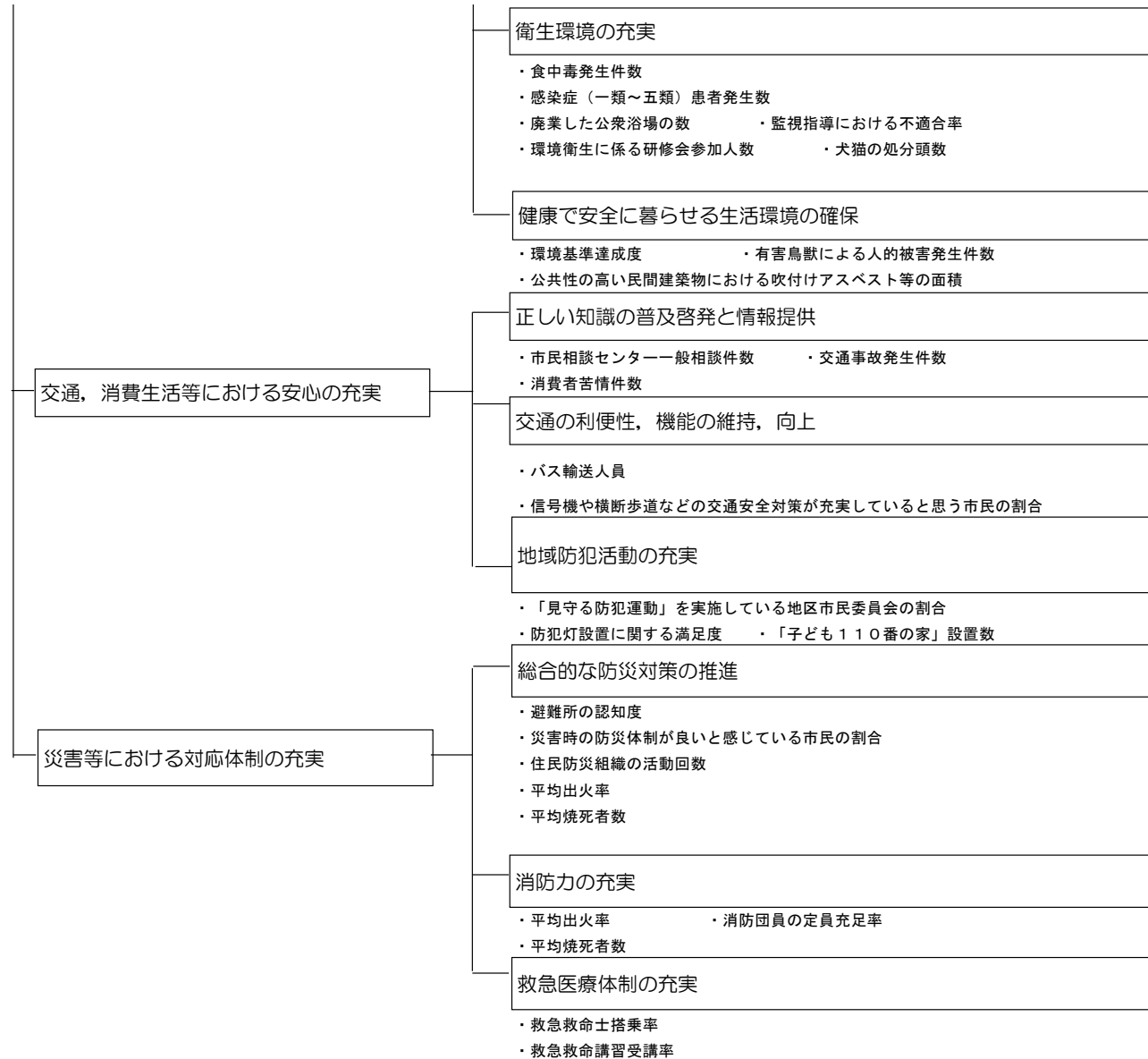
安心、安定した給水

- ・水質基準の適合
- ・配水管全体延長に占める老朽管の割合

食の安心感の充実

- ・食中毒発生件数
- ・クリーン農産物表示制度の認証件数

重点目標4の施策体系



展開施策 4-1-1 ノーマライゼーションの推進

概要	
ノーマライゼーションを進めるため、障害や障害のある人に関する市民の理解を促進するとともに、高齢者・障害者等にも優しい施設等の環境を整備するための取組を行う。	

位置付け	
基本目標2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4%(平成17年度) →50% ・地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5%(平成17年度) →60% ・自分が健康だと感じる市民の割合 79.0%(平成16年度) →80% ・健康寿命 77.5歳(平成13年) →80歳 ・市民の人的災害り災率 2.57%(平成16年) →0% ・住民を主体とする防災組織数 121組織(平成17年度) →175組織
施策の方向	共に支え合い、自立した生活を送ることのできる地域福祉の推進

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：福祉保険部)	地域における障害者への理解度	19.0% (平成17年度)	20.2% (平成21年度)	26.0%

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	ノーマライゼーション推進事業 (福祉保険部)	1	障害の有無に関わらず、共存していくノーマライゼーション社会実現を目指して、ノーマライゼーションの理念を広く市民に啓蒙するため、障害者週間記念事業を実施する。			→
	都市計画調査事業(再掲) (都市建築部)	1	社会経済情勢や本市の特性にふさわしい土地利用を図るため、用途地域や地区計画の見直し等により、適正な都市機能を誘導するとともに、良好な住環境の整備と円滑な経済活動を促進する。			→
	第3次旭川市障害者計画策定事業 (再掲) (福祉保険部)	1	障害のある人の状況やニーズの変化に対応し、障害のある人の施策の一層の推進を図るため、障害者のための施策の基本となる計画(始期：平成28年度)を策定する。	○		

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

概 要				
自分の力だけでは生活することの難しい人たちが、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実を図るため、必要な施設などの整備を進めるとともに、必要な支援に応じた相談の機会の確保と適切なサービスの提供を推進する。				
位置付け				
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち			
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします			
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の機会が充実していると感じる市民の割合 ・地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 ・自分が健康だと感じる市民の割合 ・健康寿命 ・市民の人的災害り災率 ・住民を主体とする防災組織数 	41.4% (平成17年度) → 50% 46.5% (平成17年度) → 60% 79.0% (平成16年度) → 80% 77.5歳 (平成13年) → 80歳 2.57% (平成16年) → 0% 121組織 (平成17年度) → 175組織		
施策の方向	共に支え合い、自立した生活を送ることのできる地域福祉の推進			
評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当:子育て支援部)	民間シェルター入所者数	24人 (平成16年度)	8人 (平成25年度)	18人
評価指標 2 (担当:保健所)	病院など医療体制を評価している市民の割合	79.4% (平成15年度)	89.6% (平成24年度)	80.0%
評価指標 3 (担当:福祉保険部)	各種支給件数	4,125件 (平成16年度)	608件 (平成25年度)	1,779件
評価指標 4 (担当:福祉保険部)	障害者施設入所者数	758人 (平成17年度)	678人 (平成25年度)	638人
評価指標 5 (担当:福祉保険部)	各種相談件数	73,413件 (平成16年度)	85,004件 (平成25年度)	80,821件
評価指標 6 (担当:福祉保険部)	在宅・施設サービスの利用者数	11,020人 (平成16年度)	16,481人 (平成25年度)	15,438人
評価指標 7 (担当:福祉保険部)	福祉サービス利用者数	1,834人 (平成16年度)	622人 (平成25年度)	2,360人
評価指標 8 (担当:子育て支援部)	待機療育児童数	40人 (平成16年度)	0人 (平成25年度)	0人
評価指標 9 (担当:子育て支援部)	通園者数	71人 (平成16年度)	72人 (平成25年度)	75人
評価指標 10 (担当:福祉保険部)	被保護世帯のうち稼働世帯の割合	25.1% (平成16年度)	30.8% (平成25年度)	25.0%
評価指標 11 (担当:保健所)	いのちの電話相談員数	137人 (平成16年度)	123人 (平成25年度)	150人
評価指標 12 (担当:福祉保険部)	精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用件数	57,000件 (平成25年度推計)	57,000件 (平成25年度推計)	66,485件

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	女性相談事業 (子育て支援部)	1, 5	女性が抱える様々な問題の解決を支援するため、女性相談室及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、女性相談員が女性の家族関係の多様な問題等の相談や、DV被害の対応と保護を行う。また、民間シェルターを運営する者に対し、その運営事業に対する補助を行う。さらに、若年層を対象にしたDV防止啓発として、デートDVパンフレットを作成する。			→
	ひとり親家庭等医療費助成事業 (子育て支援部)	2	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上のため、ひとり親家庭等の児童及び親(親は入院のみ)に対して健康保険適用の医療費の自己負担分の全部又は一部を助成する。			→
	精神障害者医療費助成事業 (保健所)	2	精神障害者の福祉の増進を図るため、精神科を標ぼうする保険医療機関に入院している者の医療費を、月額1万円を限度に助成する。			→
	重度心身障害者医療費助成事業 (福祉保険部)	2	重度心身障害者の生活の安定と福祉の向上を図るため、重度心身障害者に対して健康保険適用の医療費の自己負担分の全部又は一部を助成する。			→
重点	地域活性化モデルケース推進事業 (プラチナベース) (福祉保険部)	2, 3, 5, 6, 7	高齢者がより充実した生活を送ることができるよう、高齢者向け住宅や生きがい活動の実践の場を一体的に整備し、首都圏高齢者の移住を促進する。平成27年度は、首都圏高齢者ニーズ調査及び先進都市の視察を行う。	○		→
	高額療養資金貸付金 (福祉保険部)	3	被保険者の療養の確保、生活の安定と福祉の増進を図るため、高額療養費受領委任払いを行っている医療機関以外で診療を受け、高額な医療費負担が困難な世帯に対し、高額療養費支給見込額の98%相当額の貸付を行う。			→
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (再掲) (福祉保険部)	3	がん検診、特定健診等の保健事業の実施や出産育児一時金・葬祭費の支給、保険料のコンビニエンスストア収納取扱いに係る費用などのための安定した財源の確保と保険料・自己負担額の負担増の抑制により、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図るため、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰出しを行う。			→
特会	(国民健康保険事業特別会計) 葬祭事業 (福祉保険部)	3	被保険者死亡の際、葬祭を行う者の経済的負担を軽減するため、被保険者が死亡した場合に葬祭を行った者に対して葬祭費を支給する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	旭川市生活対策緊急支援金支給事業 (福祉保険部)	3	低所得者の生活を支援するため、平成26年度に実施した臨時福祉給付金対象者のうち、70歳以上の者に対し、支援金5,000円を支給する。	→○		
	つつじ学園運営補助金 (福祉保険部)	4	旭川市つつじ学園の運営移譲を受けた社会福祉法人が安定した施設運営を維持できるようにするため、財政的な支援として補助金を交付する。		→○	
	ホームレス自立支援等対策事業 (福祉保険部)	5	ホームレスの自立支援のために、実態調査と巡回による生活相談、ボランティアと連携した支援、緊急一時宿泊援護を行う。			→
	生活館管理事業 (福祉保険部)	5	コミュニティ活動の増進とアイヌ文化の伝承のため、地域住民の活動拠点として必要な施設の管理を行う。			→
	社会福祉行政事業 (福祉保険部)	5	地域の人々が安心して暮らせる地域社会の推進や社会福祉関係団体の活動増進を図るため、民生児童委員関係業務や旭川市戦没者追悼式を実施するとともに、福祉関係団体に対し補助金を交付する。			→
	生活つなぎ資金貸付金 (福祉保険部)	5	一時的な生活困窮者の生活安定を図るため、低所得世帯が不時の出費等で困窮したときに、7万円以内で貸付を行う。			→
	児童家庭相談事業 (子育て支援部)	5	虐待防止のため、子どもと家庭、母子等に係る様々な問題について、相談員による相談を実施し、指導、助言、支援を行う。また、子どもへの虐待対応マニュアルガイドブックを作成し、地域における見守りを強化する。			→
	地域精神保健活動事業 (保健所)	5	精神障害者の社会復帰を促進するために、精神科医による相談や保健師による相談・訪問指導を実施するとともに、精神保健に係る普及啓発活動を行う。			→
	障害者地域生活支援事業 (福祉保険部)	5	地域において生活している障害者の福祉の増進のため、日常生活用具の給付や創作的活動等の機会の提供、移動支援事業等を行う。平成27年度は人工鼻と視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオを日常生活用具の給付対象品目に追加する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	障害者相談支援事業 (福祉保険部)	5	障害者又はその家族等の相談に応じるため、旭川市障害者総合相談支援センター（あそーと）の運営を行う。また、相談支援業務及びサービス等利用計画の作成業務を、複数の相談支援事業所に委託する。			→
	聴覚障害者等コミュニケーション支援事業 (福祉保険部)	5	聴覚等の障害のため意思の疎通に支障がある障害者と、その他の者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う。また、視覚障害と聴覚障害を併せ持つ「盲ろう者」に対し通訳、介助を行う事業を実施する。			→
○	介護119番 (福祉保険部)	5	高齢者への福祉サービスを充実させるため、介護をはじめとする高齢者に関わる総合相談窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら、各種相談に対応する。			→
	生活困窮者住居確保給付等事業 (福祉保険部)	5	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれがある方を支援するため、家賃の一部又は全部を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。			→
	休日夜間福祉電話相談事業 (福祉保険部)	5	福祉に関する困りごとを抱える方等の利便性を向上、福祉の増進を図るため、専任の嘱託職員を配置し、休日・夜間（22時まで）における福祉に関する電話相談に対応する。			→
重点	総合子ども・教育センター（仮称）建設事業 (子育て支援部)	5	子育てに係る相談機能や情報提供の充実、子育てを支援する地域づくりなどを効果的に推進するため、家庭に対する相談支援や子ども自身からのSOSへの対応、地域全体の連携した取組における中核的な役割を担う拠点施設を整備する。	○		
重点	総合子ども・教育センター（仮称）開設準備事業 (子育て支援部)	5	子育てに係る相談機能や情報提供の充実、子育てを支援する地域づくりなどを効果的に推進するため、家庭に対する相談支援や子ども自身からのSOSへの対応、地域全体の連携した取組における中核的な役割を担う拠点施設の開設準備を進める。	○		
	地域で支える成年後見推進事業 (福祉保険部)	5, 6	高齢者、知的障害者や精神障害者等の判断能力が不十分な方の権利を守り地域で安心した生活を送ることができるようになるため、成年後見制度の総合的な支援機関として旭川成年後見支援センターを運営し、相談対応、普及啓発、申立等の支援及び市民後見人養成等に関する事業を実施する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	生活困窮者自立支援推進事業 (福祉保険部)	5, 7	生活困窮者を総合的に支援するため、自立サポートセンターにおいて相談支援を行うほか、就労準備支援事業、子どもの健全育成支援事業を実施する。			→
	老人福祉施設等建設補助金 (福祉保険部)	6	高齢者への福祉サービスの安定した提供を行うため、老人福祉施設の創設や増改築による整備を行う社会福祉法人に対し、建設費の一部を補助する。		○	→
	老人福祉施設等整備推進補助金 (福祉保険部)	6	高齢者への福祉サービスの安定した提供を行うため、老人福祉施設の創設や増改築による整備を行うために独立行政法人福祉医療機構から借入れを行った社会福祉法人に対し、その償還金の一部を補助する。			→
	老人福祉センター管理事業 (福祉保険部)	6	高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の維持増進、レクリエーションのための場を提供する。			→
	高齢者ふれあい入浴事業補助金 (福祉保険部)	6	高齢者の心身の機能保持のため、旭川浴場組合が実施する「高齢者ふれあい入浴事業」に対して、必要な経費の一部を補助する。			→
	管理事務事業（介護高齢課） (福祉保険部)	6	高齢者の多様な需要に応じた適切なサービスの提供を図るとともに、高齢者の健康の保持と生活の安定を図るため、老人ホーム入所判定会議を実施する。また、低所得の高齢者ひとり暮らし世帯に電話を設置する。			→
	介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策事業 (福祉保険部)	6	生活困窮者が介護サービスを利用できるようにするため、居宅サービスを利用する料金の負担を軽減する。			→
	介護保険利用料等負担軽減対策事業 (福祉保険部)	6	低所得者の介護保険利用者負担を軽減するため、生計困難者に対する利用者負担軽減を実施している社会福祉法人に対して、一定の補助を行う。また、障害者施策で訪問介護を利用していた者のうち障害者自立支援法における境界層該当者として定率負担額が0円になっていた者の訪問介護利用者負担額を全額免除する。			→
	高額介護サービス等資金貸付金 (福祉保険部)	6	高齢者が安心して介護サービスを受けることができるようにするため、高額介護サービス費の支給が見込まれる者に対して、無利子で貸付する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	介護保険事業特別会計繰出金 (福祉保険部)	6	介護保険事業特別会計の安定運営を図り、高齢者に継続して介護サービスを提供するために、一般会計から介護保険事業特別会計に対して繰出しを行う。			→
特会	(介護保険事業特別会計) 二次予防事業対象者把握事業 (福祉保険部)	6	高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携を図り、基本チェックリストにより、要支援状態や要介護状態になる可能性のある高齢者(二次予防事業対象者)を把握する。		○	
特会	(介護保険事業特別会計) 通所型介護予防事業 (福祉保険部)	6	要介護状態や要支援状態になることを予防するため、二次予防事業対象者を対象として、介護予防を目的にした通所形態のプログラムを実施する。		○	
特会	(介護保険事業特別会計) 二次予防事業評価事業 (福祉保険部)	6	二次予防事業にかかる事業実施方法等の改善を図るため、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ事業評価を実施する。		○	
特会	(介護保険事業特別会計) 介護予防普及事業 (福祉保険部)	6	要介護状態や要支援状態になることを予防するため、健康教育や健康相談を実施する。また、介護予防に関するパンフレットの作成や運動教室、認知症予防教室の開催など、介護予防に関する知識の普及啓発を実施する。			→
特会	(介護保険事業特別会計) 一次予防事業評価事業 (福祉保険部)	6	要介護状態や要支援状態になることを予防するため、現在実施している介護予防普及事業についてプロセス評価を中心に事業評価を行い、事業内容の見直しを実施する。		○	
特会	(介護保険事業特別会計) 包括的支援事業 (福祉保険部)	6	高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援するため、①介護予防ケアマネジメント②総合相談③権利擁護④包括的・継続的ケアマネジメント支援を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として、地域包括支援センターを設置する。			→
特会	(介護保険事業特別会計) 介護給付等費用適正化事業 (福祉保険部)	6	利用者に適切な介護サービスを提供できる環境づくりを行うために、レセプト点検等により不要な介護サービスが提供されていないかを検証する。また、介護給付費の適正化を図るため、ケアプラン抽出点検を行い、ケアプランの質を確保するほか、事業者に対する牽制及び利用者の費用負担の意識向上を図るため、給付費通知を送付する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
特会	(介護保険事業特別会計) 家族介護支援事業 (福祉保険部)	6	高齢者を介護する家族の負担軽減と介護知識の普及を図るため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識などの普及啓発及び認知症高齢者の支援を行う。また、紙おむつ等を必要とする高齢者を介護する家族に介護用品購入助成券を交付する。			→
特会	(介護保険事業特別会計) 地域自立生活支援等事業 (福祉保険部)	6	高齢者が地域で自立した生活を続けられるようにするため、成年後見制度利用支援事業、高齢者虐待防止支援事業、高齢者安心宿泊事業、住宅改修支援事業、自立支援配食サービス事業を実施する。			→
特会	(介護保険事業特別会計) 介護保険事業趣旨普及事業 (福祉保険部)	6	介護保険制度が円滑に運営されることにより、高齢者が安心して生活を続けられるようにするため、介護保険制度を広く市民に周知する。			→
	高齢者等屋根雪下ろし事業 (福祉保険部)	6	高齢者等が安心して冬の生活を送ることができるようにするため、高齢者、母子、身体障害者等で構成される低所得世帯に対して、屋根の雪下ろし費用の一部を助成する。			→
	高齢者三療助成事業 (福祉保険部)	6	高齢者の身体機能の維持のため、高齢者が視覚障害のある三療（あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう）施術者の施術を受けた際の費用の一部を助成する。			→
	軽費老人ホーム運営補助金 (福祉保険部)	6	高齢者の負担軽減を図るとともに施設運営の安定を図るため、軽費老人ホームの経費の一部を補助する。			→
	生活支援ハウス運営事業 (福祉保険部)	6	高齢者の自立を促すため、特別養護老人ホーム入所者で自立又は要支援と認定された者等が入所する生活支援ハウスを運営する。			→
	老人クラブ・高齢者いこいの家運営事業 (福祉保険部)	6	高齢者が地域での交流により安心して生活できるようにするため、高齢者いこいの家の運営補助や老人クラブの育成を実施する。			→
	高齢者バス料金助成事業 (福祉保険部)	6	高齢者が積極的に外出することにより、地域で自立した生活を送れるようにするため、バス利用料金の一部を助成する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業 (福祉保険部)	6	在日外国人の福祉向上のため、国民年金法改正で制度上救済措置の対象にならなかった在日外国人に対して、福祉給付金を支給する。			→
	シルバーハウジング生活支援事業 (福祉保険部)	6	高齢者の自立した生活を援助するため、シルバーハウジング入居者に生活援助員を派遣し、生活相談・助言、安否確認、一時的な家事援助など、日常生活を送る上で必要な援助を行う。			→
	高齢者生きがい対策事業 (福祉保険部)	6	市民の高齢者福祉への理解と関心を高めるため、高齢者文化祭などを実施する。			→
○	神居デイサービスセンター管理運営事業 (福祉保険部)	6	要支援者や要介護者等の生活の質の確保のため、神居デイサービスセンターの管理運営を指定管理者制度により実施する。			→
	介護保険住宅改修費等資金貸付金 (福祉保険部)	6	介護保険利用者の負担軽減を図るため、住宅改修費や福祉用具購入費として支給される予定額の9割相当分までの資金を市民税非課税世帯に対して無利子で貸付する。			→
○	民間事業者と連携した見守りの強化 (福祉保険部)	6	高齢者等の異変を早期に発見するため、配達業務等を行う民間事業者と連携した見守りを行う。			→
	老人福祉施設助成事業 (福祉保険部)	6	高齢者への福祉サービスの安定した提供を行うため、社会福祉法人等が行う施設整備等に必要な用地取得等の経費の一部に対して、無利子貸付を行う。			→
	ひとり親家庭等自立支援事業 (子育て支援部)	7	ひとり親家庭等の自立を支援するため、就業に結びつく資格取得を支援する自立支援給付金の給付、就業・自立支援センターの設置や自立支援プログラム策定による就業支援、支援員による日常生活援助や保育サービス等の実施、経済的に不安定なひとり親家庭の児童に対し学習支援を実施する。			→
	社会福祉施設等支援補助金 (福祉保険部)	7	社会福祉施設の利用者がより良い環境で過ごせるように、社会福祉事業又はそれに準ずる事業を行う法人等に対し、施設や設備等の整備に要する経費の助成などを実施する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	社会福祉事業基金積立金 (福祉保険部)	7	本市の社会福祉事業に必要な経費の財源に充てるために、指定寄附金を社会福祉事業基金に積み立てる。			→
	母子福祉資金等貸付事業特別会計繰出金 (子育て支援部)	7	母子家庭等の自立を支援するため、母子福祉資金等貸付事業を実施している特別会計に対して一般会計から繰出しを行う。			→
特会	(母子福祉資金等貸付事業特別会計) 母子福祉資金等貸付事業 (子育て支援部)	7	母子・寡婦家庭の経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉を増進することを目的として、修学に必要な資金や技能習得に必要な資金などの貸付けを行う。			→
	母子生活支援施設等運営事業 (子育て支援部)	7	児童虐待、DV及び経済的理由等で特に生活支援を必要とする母子を保護するため、保護を実施した母子生活支援施設に対して、費用を支弁する。また、健康上必要があるにもかかわらず経済的理由により、入院出産ができない妊産婦を対象として助産を実施するため、助産を実施した助産施設に対して、費用を支弁する。			→
	母子福祉連合会貸付金 (子育て支援部)	7	母子家庭等の福祉の増進のため、母子家庭等に対し生活に必要な資金の貸付事業を実施している旭川市母子福祉連合会に対して、資金の貸付けを行う。			→
	災害遺児手当支給事業 (子育て支援部)	7	交通災害、労働災害及び不慮の災害による遺児の健全な育成を助長し、福祉の増進を図るため、災害遺児手当の支給を行う。			→
	障害者日常生活支援事業(再掲) (福祉保険部)	7	障害者の自立と日常生活を支援するため、障害者を日中一時的に預かる事業、音声機能発声訓練事業などの事業を実施する。			→
	子ども基金積立金 (子育て支援部)	7	子ども育成支援に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市子ども基金を設置し、すべての子どもが夢や希望を持てるまちを市民全体で実現することを目指す。			→
	障害者福祉施設等整備補助金 (福祉保険部)	7	障害福祉サービスの基盤整備促進を図るため、社会福祉法人が行う障害福祉サービス事業所の改修、創設等に対し補助金を交付する。			→

展開施策 4-1-2 福祉サービスの充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	無料低額診療事業調剤処方費用助成事業 (福祉保険部)	7	生活困窮者の生活の安定等を図るために、無料低額診療の利用者に対して、調剤処方費用の全部又は一部を助成する。平成27年度は、助成対象期間を2週間から3か月間に拡大する。	●		→
	社会福祉事業基金積立金 (福祉保険部)	7	社会福祉法人等が行う施設整備等に対し補助を行うため、指定寄附金を基金に積み立てる。			→
	第3次旭川市障害者計画策定事業 (福祉保険部)	7	障害のある人の状況やニーズの変化に対応し、障害のある人の施策の一層の推進を図るため、障害者のための施策の基本となる計画(始期:平成28年度)を策定する。	○		
	障害者社会参加支援事業(再掲) (福祉保険部)	7	障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者スポーツ振興事業、重症心身障害者医療ケア支援事業などの各種事業を実施する。			→
	通園費助成事業 (子育て支援部)	9	通園に伴う経済的負担の軽減を図るため、わかくさ学園とくるみ学園に通園する障害児者の保護者に対し、通園時の交通費の実費または一部を助成する。			→
	生活保護適正実施推進事業 (福祉保険部)	10	生活保護の適正な運営を確保するため、実施体制の強化や医療扶助等の適正化を推進するとともに、被保護者に対し求職活動等を促進し、自立・就労の支援を行う。			→
	旭川いのちの電話相談員養成事業補助金 (保健所)	11	市民の様々な悩みに対応するため、相談業務を24時間体制で行っている社会福祉法人「旭川いのちの電話」で活動する電話相談員の養成事業に対し、補助金を交付する。			→
	障害者バス利用促進補助金(再掲) (福祉保険部)	12	精神障害者の社会参加や社会復帰を促進するため、精神障害者の市内バス料金の一部助成を行う。			→

展開施策 4-1-3 社会参加の機会確保

概要	
障害者が、自らの能力を生かし、生きがいを感じながら生活が送れるよう、社会参加の機会を確保するため、必要な施設の運営に対する支援や助言・相談、訓練等を行う。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	共に支え合い、自立した生活を送ることのできる地域福祉の推進

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：福祉保険部)	社会参加者数	5,742人 (平成16年度)	5,608人 (平成25年度)	6,300人
評価指標 2 (担当：福祉保険部)	障害者の雇用率	1.85% (平成16年度)	2.21% (平成25年度)	2.25%
評価指標 3 (担当：保健所)	社会参加・復帰事業延べ参加者数	398人 (平成16年度)	290人 (平成25年度)	404人
評価指標 4 (担当：福祉保険部)	地域活動支援センター等の利用者数及び市有施設における就労訓練者数	667人 (平成20年度)	1,750人 (平成25年度)	1,310人
評価指標 5 (担当：福祉保険部)	精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用件数	57,000件 (平成25年度推計)	57,000件 (平成25年度推計)	66,485件

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	視覚障害者情報提供施設運営補助金 (福祉保険部)	1	視覚障害者の社会参加を促進するため、視覚障害者への情報提供を行っている「旭川点字図書館」を運営する社会福祉法人旭川盲人福祉センターに、運営費を助成する。			→
	福祉タクシー利用料金等助成事業 (福祉保険部)	1	身体障害者（児）及び知的障害者（児）の社会参加を促進するため、公共交通機関を利用して移動することが困難な在宅の障害者に対して、タクシーを利用する際の運賃の一部又は自家用車を利用する際の燃料費の一部を助成する。市内のタクシー初乗り運賃の値上げに伴い、平成27年度から1枚当たりの助成額を450円から480円とする。			→

展開施策 4-1-3 社会参加の機会確保

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	障害者日常生活支援事業 (福祉保険部)	1	障害者の自立と日常生活を支援するため、障害者を日中一時的に預かる事業、音声機能発声訓練事業などの事業を実施する。			→
○	リサイクルプラザ障害者就労支援促進事業(再掲) (環境部)	1, 2	障害者の社会参加とごみの減量・資源化施策の推進を図るため、リサイクルプラザを障害者の就労拠点機能に位置づけ、資源物の選別分解作業を通じて障害者の就労を支援する。			→
重点	障害者就労推進事業 (福祉保険部)	1, 2, 4	障害者の雇用拡大を推進するため、市有施設において就労訓練の機会を提供する事業や、就労支援(雇用促進相談、職場開拓等)を行う。平成27年度は、民間企業における職場実習を拡大する。	●		→
	障害者社会参加支援事業 (福祉保険部)	1, 5	障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者スポーツ振興事業、重症心身障害者医療ケア支援事業などの各種事業を実施する。			→
	就業支援ITセミナー事業(再掲) (経済観光部)	2	雇用情勢が厳しい障害者及び若年者の就業を促進するため、IT資格取得セミナーを実施する。			→
重点	若者地元定着促進事業(再掲) (経済観光部)	2	若年者等の地域での就職を促進するため、就職能力向上等の支援や一般就労の一手前の若者に対する職場体験等を実施する。平成27年度は、地元企業に関する情報提供の強化を図るとともに、若年求職者に対し就職に資する資格取得に必要な経費の一部を助成する。	●		→
	資源ごみ回収推進事業(再掲) (環境部)	2	資源化の推進を図るため、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に含まれている使用済み小型家電等の資源化可能なごみについて、市内の公共施設や障害者施設等を回収拠点として、広く資源物の回収等を行うほか、家庭用廃食用油や布類の拠点回収、剪定枝の戸別収集を実施する。			→
	高齢者三療助成事業(再掲) (福祉保険部)	2	高齢者の身体機能の維持のため、高齢者が視覚障害のある三療(あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう)施術者の施術を受けた際の費用の一部を助成する。			→

展開施策 4-1-3 社会参加の機会確保

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	障害者地域生活支援事業（再掲） （福祉保険部）	4	地域において生活している障害者の福祉の増進のため、日常生活用具の給付や創作的活動等の機会の提供、移動支援事業等を行う。平成27年度は人工鼻と視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオを日常生活用具の給付対象品目に追加する。			→
	障害者バス利用促進補助金 （福祉保険部）	5	精神障害者の社会参加や社会復帰を促進するため、精神障害者の市内バス料金の一部助成を行う。			→

展開施策 4-2-1 健康づくりの推進

概要	
自ら健康管理を行い、日常的に健康づくりに取り組む意識を高めるため、健診や各種相談など適切な支援を行う。また、疾病や介護の予防に効果的な取組を推進する。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	健康不安の解消

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：保健所)	生活習慣病を原因とする死亡率 (人口10万人対)	501.0人 (平成15年)	635.0人 (平成24年)	501.0人未満
評価指標 2 (担当：保健所)	難病相談件数	99人 (平成16年度)	106人 (平成25年度)	99人

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (福祉保険部)	1	がん検診、特定健診等の保健事業の実施や出産育児一時金・葬祭費の支給、保険料のコンビニエンスストア収納取扱いに係る費用などのための安定した財源の確保と保険料・自己負担額の負担増の抑制により、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図るため、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰出しを行う。			→
特会	(国民健康保険事業特別会計) 保健衛生普及事業 (福祉保険部)	1	国保事業への理解を深め、健康に対する個人の自己意識の向上のため、医療費の通知を実施する。			→
特会	(国民健康保険事業特別会計) 健康診査等助成事業 (福祉保険部)	1	疾病の予防と早期発見により健康増進を図るため、国民健康保険被保険者に対して、がん検診等を実施し、その自己負担額を助成する。			→

展開施策 4-2-1 健康づくりの推進

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
特会	(国民健康保険事業特別会計) 特定健康診査等事業 (福祉保険部)	1	生活習慣病の発症や重症化の予防により、高齢化に伴う医療費の伸びを適正化するため、特定健診等実施計画に基づき、特定健診と特定保健指導を実施する。			→
	食生活改善地区組織活動事業 (保健所)	1	地域における食生活改善や健康づくりを推進するため、地域ボランティア活動を実践する食生活改善推進員を養成するとともに、活動の支援を行う。			→
	がん検診事業 (保健所)	1	がんによる死亡率を減少させるため、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん検診を実施する。			→
	栄養改善推進事業 (保健所)	1	市民が健全な食生活を送ることができるよう、栄養相談及び栄養教育を行う。また、給食施設における栄養管理等の向上を図るため、特定給食施設等に対し指導及び助言を行う。			→
	健康増進事業 (保健所)	1	栄養・運動・休養の調和のとれた市民の健康づくりを支援するため、健康づくりに関する普及啓発事業を実施する。			→
	食育推進事業 (保健所)	1	市民が生涯にわたって健全な食生活を実現し、豊かな人間性を育むことができるよう、第2次食育推進計画に基づき、食育に関する普及啓発等の取組を行う。			→
	歯科保健推進事業 (保健所)	1	口腔機能の維持を図るため、歯の健康キャンペーンなどを通して口腔衛生意識の普及啓発を行う。また、幼児むし歯予防（フッ素洗口）事業に対する助成並びに健康増進法に基づく歯周疾患検診及び歯科保健指導を行う。			→
	保健事業 (保健所)	1	生活習慣病予防対策など市民の健康増進を図るため、健康教育、健康相談及び訪問指導を行う。また、健康増進法に基づき、生活保護受給者等に対する健康診査事業を実施する。			→
	肝炎ウイルス検診事業 (保健所)	1	肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的として、医療機関において肝炎ウイルス検診を実施する。また、陽性者に対し、検診後の受診確認及び受診勧奨等のフォローアップを行う。	→○		

展開施策 4-2-1 健康づくりの推進

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	健康男子プロジェクト推進事業 (保健所)	1	生活習慣病を効果的に予防するため、健康意識が低いとされる若い年代層に対し、健康情報の発信、企業への出前健康講座等を実施し、健康づくりを身近なものとなし、気軽に取り組むことができる環境づくりを行う。			→
	難病相談支援事業 (保健所)	2	難病患者等に関する療養支援を行うとともに、その体制の充実を図る。また、北海道が実施する特定医療費（指定難病）支給に係る申請受付等を行う。			→

展開施策 4-2-2 地域医療体制の充実

概要	
地域で安心して医療を受けることができる体制の充実を図るため、夜間や休日などに急病になった際の実診体制の整備や一次から三次医療機関の連携などを推進する。また、地域医療を支える医療従事者の育成支援を行う。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	健康不安の解消

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：保健所)	病院など医療体制を評価している市民の割合	79.4% (平成15年度)	89.6% (平成24年度)	80.0%
評価指標 2 (担当：保健所)	医師数	1,208人 (平成14年)	1,278人 (平成24年)	1,208人
評価指標 3 (担当：保健所)	看護師数	3,102人 (平成14年)	4,560人 (平成24年)	3,102人
評価指標 4 (担当：市立旭川病院)	他院から市立病院への患者紹介件数	4,848件 (平成17年度)	5,226件 (平成25年度)	4,850件

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	地域医療対策事業 (保健所)	1	へき地における医療サービスを確保するため、当該へき地の近隣に存する診療所への通院の便を確保する。			→
	急病対策事業 (保健所)	1	急病患者的診療体制を確保するため、在宅当番医療機関及び夜間急病センターにおいて初療を実施するとともに、重症救急患者の医療を実施する公的医療機関に対して助成を行う。また、旭川赤十字病院救命救急センターに対する補助金を交付する。			→

展開施策 4-2-2 地域医療体制の充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	休日等歯科対策事業 (保健所)	1	休日における救急歯科診療及び心身障害者に対する歯科診療の確保のため、道北口腔保健センターにおいて歯科診療を実施する。			▶
	摂食嚥下障害歯科医療従事者養成事業補助金 (保健所)	1	摂食嚥下障害に係る技術を持つ歯科医療従事者等を養成するため、事業を行う旭川歯科医師会に対して、補助金を交付する。			▶
	医療薬事監視指導事業 (保健所)	1	市民への適正な医療提供及び医薬品等に関する安全対策を推進するため、医療機関、薬局開設者等に対し適切な指導を行う。			▶
	道北口腔保健センター施設整備費補助金 (保健所)	1	道北口腔保健センターを利用する市民の快適性及び安全性の向上を図るため、施設整備（暖房、断熱、給水管工事）を行う旭川歯科医師会に対して補助金を交付する。	○		
	地域保健対策推進事業 (保健所)	1, 2, 3	地域保健活動の円滑な推進のため、保健所運営協議会の実施や各種研修等に参加し、保健所機能の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化を図る。			▶
	病院事業会計補助金 (総合政策部)	1, 4	地域医療の充実を図るため、基礎年金拠出金公的負担金と子ども手当等に対する補助金を交付する。			▶
	病院事業会計負担金 (総合政策部)	1, 4	地域医療の充実を図るため、市立病院の建設改良、高度医療等に要する経費の一部の繰出しを行う。			▶
企会	(病院事業会計) 救急医療の積極的な推進 (市立病院)	1, 4	救急医療体制の充実を図るため、一次医療機関では対応が困難な、心疾患救急をはじめとした、救急患者の受入体制を整備する。			▶
企会	(病院事業会計) 一次医療機関との連携 (市立病院)	1, 4	地域医療の充実を図るため、地域医療支援病院の認定を目指して、登録医制度を利用した病診連携を推進する。			▶

展開施策 4-2-2 地域医療体制の充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
企会	(病院事業会計) 高度・特殊・先進医療の推進 (市立病院)	1, 4	地域医療水準の向上を図るため、一次医療機関では対応が困難な、高度医療及び特殊専門外来の拡充と臓器等移植医療体制の充実を目指す。			→
	旭川市医師会看護専門学校運営補助金 (保健所)	3	地域における看護師の確保を図るため、看護師の養成を行っている、旭川市医師会看護専門学校に対して運営費の一部を助成する。			→

展開施策 4-3-1 安心、安定した給水

概要	
生活の基本である、水をいつでも安全に安定した供給を行うため、施設の整備などを進める。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	衛生的な生活の確保

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：水道局)	水質基準の適合	100% (平成16年度)	100% (平成25年度)	100%
評価指標 2 (担当：水道局)	配水管全体延長に占める老朽管の割合	14.9% (平成19年度)	11.3% (平成25年度)	9.9%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	水道事業会計出資金 (総合政策部)	1	安心で安定した給水を行うため、水源開発に要する経費の一部を水道事業会計に繰り出す。			→
	水道事業会計負担金 (総合政策部)	1	安心で安定した給水を行うため、水道料金減免負担金分を水道事業会計に繰り出す。			→
	水道事業会計補助金 (総合政策部)	1	安心で安定した給水を行うため、水源開発、未普及地域解消対策等に要する経費の一部を水道事業会計に繰り出す。			→

展開施策 4-3-1 安心, 安定した給水

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	簡易水道事業特別会計繰出金 (水道局)	1	上水道給水区域外の西神居・江丹別地区において, 安心で安定した給水を実施するため, 簡易水道事業特別会計に対して繰出しする。			→
企会	(水道事業会計) 塩化ビニル本管の更新 (水道局)	2	安心で安定した給水を行うため, 耐久性に優れた铸铁管等への布設替えを実施する。			→

展開施策 4-3-2 食の安心感の充実

概要	
生活の基本である「食」に対する安心感の充実を図るため、食中毒等の未然防止や被害抑制を図るとともに、安全な食料品を提供できる取組を促進する。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	衛生的な生活の確保

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：保健所)	食中毒発生件数	1件 (平成16年)	3件 (平成25年)	0件
評価指標 2 (担当：農政部)	クリーン農産物表示制度の認証件数	21団体 (平成17年度)	25団体 (平成25年度)	28団体

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	食品衛生指導事業 (保健所)	1	食中毒の未然防止、被害拡大及び再発防止のため、営業施設、集団給食施設等の監視指導を行う。また、各種の講習会等を通して、食品衛生思想の普及を図る。			→
	クリーン農業技術試験研究事業 (再掲) (農政部)	2	クリーン農産物生産を推進するため、本市の環境に適応したクリーン農業技術の実証試験、残留農薬分析を実施し、生産者意識の高揚を図る。			→
重点	旭川農産物販売力向上対策事業 (再掲) (農政部)	2	旭川農産物の販売力、商品力の向上を促進するため、農業技術の底上げを図る研修活動や市民及び実需者への消費拡大PRなどの取組を支援する。平成27年度は、市民に加え、市外消費者及び観光客もターゲットにしたPR活動を支援し、旭川農産物の魅力を全国に発信する。	●		→
重点	強い園芸産地づくり支援事業 (再掲) (農政部)	2	全国に誇れる安全な野菜産地を確立するため、農業生産工程管理手法(GAP)の導入推進や生産体制整備を支援する。平成27年度は、関係機関等と連携し、生産者団体による施設園芸省力化技術の導入支援を行う。	●		→

展開施策 4-3-3 衛生環境の充実

概要	
衛生環境の充実を図るため、日常生活を脅かす、感染症や有害物質による生活環境の汚染などの防止に努めるとともに、公衆衛生の向上及び増進に資する取組を進める。また、動物に起因する疾病への対策を講じる。	
位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	衛生的な生活の確保

評価指標	基準値	現状値	目標値 (27年度)	
評価指標 1 (担当：保健所)	食中毒発生件数	1件 (平成16年)	3件 (平成25年)	0件
評価指標 2 (担当：保健所)	感染症（一類～五類）患者発生数	97件 (平成16年)	86件 (平成25年)	97件
評価指標 3 (担当：保健所)	廃業した公衆浴場の数	0軒 (平成16年度)	2軒 (平成25年度)	0軒
評価指標 4 (担当：保健所)	監視指導における不適合率	11.9% (平成16年度)	10.8% (平成25年度)	11.9%未満
評価指標 5 (担当：保健所)	環境衛生に係る研修会参加人数	173人 (平成16年度)	113人 (平成25年度)	173人
評価指標 6 (担当：保健所)	犬猫の処分頭数	470頭 (平成16年度)	115頭 (平成25年度)	470頭未満
評価指標 7 (担当：市民生活部)	市営墓地の使用許可待機者数	225人 (平成25年度)	225人 (平成25年度)	225人未満

展開施策 4-3-3 衛生環境の充実

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	理化学検査事業 (保健所)	1	衛生環境の確保のため、食品、水質、室内空气中化学物質、残留農薬等の理化学検査を実施する。			→
	生物検査事業 (保健所)	1, 2	衛生環境の確保のため、結核菌、感染症菌、食中毒菌等の各種微生物検査を実施する。			→
	防疫対策事業 (保健所)	2	感染症の発生・まん延防止のために、消毒業務などを実施するとともに、衛生害虫、危険害虫等の駆除を行う。			→
	感染症予防対策事業 (保健所)	2	感染症の予防及びまん延防止のため、感染症の正しい知識の普及・啓発等を行う。また、感染症が発生した場合には、感染経路の解明などにより、まん延防止を図る。			→
	公衆浴場支援事業 (保健所)	3	市民に入浴機会を確保し、衛生水準の確保を図るため、公衆浴場の設備整備を行う経営者に対して補助金を交付する。また、旭川浴場組合が実施する普通浴場の活性化事業に対し補助金を交付する。			→
	衛生環境確保等指導事業 (保健所)	4	公衆衛生の向上及び増進を図るために、特定建築物に係る各種届出の受理及び監視指導、遊泳用プールの監視指導、専用水道、飲用井戸等の監視指導を行う。			→
	環境衛生等営業指導事業 (保健所)	5	公衆衛生の増進のために、理容所、美容所、興行場など生活衛生関係の営業所の監視指導を実施する。			→
	狂犬病予防対策事業 (保健所)	6	狂犬病の発生防止のために、犬の登録、狂犬病予防注射等を行う。			→

展開施策 4-3-3 衛生環境の充実

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	動物愛護センター管理事業 (保健所)	6	動物愛護精神や飼い主責任、適正・終生飼養の普及啓発、譲渡事業の推進、犬猫の引取、動物とのふれあい、ボランティア活動に関わる人材の育成等の専門的で総合的なサービスを提供する。また、保護動物の適正な飼養管理及び施設の維持管理を行う。			→
重点	合葬式施設整備調査事業 (市民生活部)	7	少子高齢化の進展、価値観の多様化等を背景とする従来の承継者を前提とした墓地ではない合葬式施設の需要に応えるため、施設の整備に必要な調査を実施する。	○		→

展開施策 4-3-4 健康で安全に暮らせる生活環境の確保

概要	
健康で安全に暮らせる生活環境の確保を図るため、環境汚染などの監視や原因物質の除去を行うとともに、有害鳥獣が人に危害を加えることがないように未然防止に努める。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	衛生的な生活の確保

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：環境部)	環境基準達成度	11/13項目 (平成16年度)	11/14項目 (平成25年度)	14/14項目
評価指標 2 (担当：環境部)	有害鳥獣による人的被害発生件数	0件 (平成16年度)	0件 (平成25年度)	0件
評価指標 3 (担当：都市建築部)	公共性の高い民間建築物における吹付けアスベスト等の面積	5,400㎡ (平成17年度)	3,017㎡ (平成23年度)	0㎡

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	公害監視測定事業 (環境部)	1	市民の快適で安全な生活環境の維持保全のため、公害関係法令に基づく大気汚染、公共用水域の水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、ダイオキシン類に関する環境監視測定を実施するとともに、公害に対する苦情に対応する。			▶
	旭川運転所環境観測施設管理事業 (都市建築部)	1	永山地区に移転したJR旭川運転所が周辺地域に与える環境影響を調査するため、騒音や大気質を観測し、その結果検証を行う。			▶
	鳥獣対策事業 (環境部)	2	市民が健康で安全に暮らせる生活環境の確保のため、ヒグマの出没やカラスによる威嚇行為等の野生鳥獣による危害防止対策やアライグマによる生活環境被害対策を実施する。また、有害鳥獣や外来種による人への被害防止のため、野生生物との関わり方についての普及啓発に取り組む。			▶
	建築物安全推進事業補助金 (都市建築部)	3	市民の安全な生活環境を確保するため、アスベストの分析調査に要する費用や公共性の高い民間施設に施工されている吹付けアスベスト等の除去に要する費用の一部を補助する。			▶

展開施策 4-4-1 正しい知識の普及啓発と情報提供

概要	
事件や事故等に巻き込まれないよう、正しい知識の普及啓発と情報提供を行うため、消費生活や交通安全などに係る取組を進める。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	交通、消費生活等における安心の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：市民生活部)	市民相談センター一般相談件数	4,780件 (平成16年度)	3,515件 (平成25年度)	4,000件
評価指標 2 (担当：市民生活部)	消費者苦情件数	7,370件 (平成16年度)	2,516件 (平成25年度)	2,500件
評価指標 3 (担当：防災安全部)	交通事故発生件数	2,043件 (平成17年)	977件 (平成25年)	1,250件

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	相談活動事業 (市民生活部)	1	市民の日常生活上生じる悩み事の解消を図るため、相談を受け適切な助言を行うとともに、弁護士による無料法律相談を開催し、専門的な相談に応じる。また、結婚相談所に対する事務的支援を行う。			→
	消費生活行政推進事業 (市民生活部)	2	消費生活の安定と向上を図ることを目的として、消費者の自立を支援するために、消費者教育や啓発、消費生活情報の収集や提供を行うとともに、消費者苦情処理のための消費生活相談及びあっせん、物価安定のための物価動向の把握を行う。			→
	消費者行政活性化事業 (市民生活部)	2	消費生活相談の高度化、複雑化に対応するため、消費生活相談員等に専門的な研修を受講させるほか、弁護士相談を行い、消費生活窓口全体の技能向上を図る。			→

展開施策 4-4-1 正しい知識の普及啓発と情報提供

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	交通安全対策事業 (防災安全部)	3	交通事故防止のために、地域及び各関係機関、団体との連携を図り、交通安全運動の組織的な活動を支援するとともに、家庭、学校、地域、職場等の実情や特性に応じた効果的な教育や事業を推進し、交通安全意識の啓発を図る。			→
	交通傷害保険事業 (防災安全部)	3	交通安全意識を高めるため、交通安全の普及啓発の一環として、交通事故により傷害を受けた市民に対する救済制度を、損保方式により実施する。			→

展開施策 4-4-2 交通の利便性、機能の維持、向上

概要	
交通の利便性、機能の維持、向上を図るため、公共交通機関の利用を促進するとともに、身近な道路等の整備を進める。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	交通、消費生活等における安心の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：総合政策部)	バス輸送人員	16,386,704人 (平成16年度)	13,531,255人 (平成24年度)	16,386,000人
評価指標 2 (担当：土木部)	信号機や横断歩道などの交通安全対策が充実していると思う市民の割合	76.8% (平成15年度)	85.0% (平成24年度)	90.0%

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	地域公共交通対策事業 (再掲) (総合政策部)	1	路線バスなどの、公共交通体系の維持、確保、充実のため、地域や関係機関との連携を図りながら、路線維持対策、利用促進事業等を行う。			→
	サイクル&バスライド駐輪施設整備事業 (再掲) (総合政策部)	1	自転車で自宅からバス停まで行き、バスに乗り換えるサイクル&バスライドによるアクセス向上を図るため、利便性の高いバス停周辺に自転車ラックを整備する。			→
	人や街にやさしいあかり環境推進事業 (土木部)	2	夜間の交通安全や防犯対策を目的として、町内会等が設置する街路灯の設置費と維持費の一部を補助する。	●		→
	都市計画道路整備事業(再掲) (土木部)	2	交通の利便性の向上を図るため、都市内の幹線道路網の体系的整備に努め、地区の幹線道路や橋りょうの整備を推進する。			→
	サイクリングロード案内サイン設置事業 (土木部)	2	自転車利用を促進するとともに、自転車利用の安全性、快適性の向上を図るため、案内サインの設置や案内マップの作成を行う。	→ ○		

展開施策 4-4-3 地域防犯活動の充実

概要	
事故や犯罪等を根絶するため、防犯に対する意識の高揚や地域ぐるみでの防犯活動への支援などの取組を進める。	
位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	交通、消費生活等における安心の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当: 防災安全部)	「見守る防犯運動」を実施している地区市民委員会の割合	31% (平成16年度)	53% (平成25年度)	70%
評価指標 2 (担当: 学校教育部)	「子ども110番の家」設置数	2,200件 (平成17年度)	2,400件 (平成25年度)	2,400件
評価指標 3 (担当: 土木部)	防犯灯設置に関する満足度	70.8% (平成19年度)	85.5% (平成25年度)	90.0%

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	地域安全活動推進事業 (防災安全部)	1	市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例」及び「旭川市暴力団排除条例」、「旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例」に基づき、市民等が自主的に行う防犯活動等を推進する。			→
	教育支援活動促進事業 (再掲) (学校教育部)	1, 2	まちづくり推進協議会や北海道教育大学旭川校などの関係機関との連携を深め、地域とともにある学校づくりを推進する。また、子どもの安全・安心の確保を図るため、地域全体で学校教育を支援する体制を整備する。			→
	人や街にやさしいあかり環境推進事業 (再掲) (土木部)	3	夜間の交通安全や防犯対策を目的として、町内会等が設置する街路灯の設置費と維持費の一部を補助する。	●		→

展開施策 4-5-1 総合的な防災対策の推進

概要	
災害による被害を最小限に食い止めるよう危機管理体制の整備，強化を図るため，防災機能の整備や防災訓練などを実施する。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり，健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	災害等における対応体制の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当: 防災安全部)	避難所の認知度	57.4% (平成17年度)	60.0% (平成25年度)	67.4%
評価指標 2 (担当: 防災安全部)	災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	9.7% (平成15年度)	11.0% (平成24年度)	50.0%
評価指標 3 (担当: 防災安全部)	住民防災組織の活動回数	3.0回 (平成16年度)	3.29回 (平成25年度)	5.0回
評価指標 4 (担当: 消防本部)	平均出火率	3.20 (平成16年までの5年平均)	2.52 (平成25年までの5年平均)	2.78
評価指標 5 (担当: 消防本部)	平均焼死者数	3.60人 (平成16年までの5年平均)	4.40人 (平成25年までの5年平均)	2.07人

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	防災施設等整備事業 (防災安全部)	1	防災体制の充実強化を図るため，災害時の備蓄食料を計画的に更新整備し，また，避難所の標識の整備，補修及び移設を行う。			→
	災害時緊急情報配信事業 (防災安全部)	1, 2	災害の発生又はその恐れがある場合，被害の軽減を図るため，携帯電話各社のサービスを活用し，避難に関する情報を速やかに市民等の携帯電話にメール配信する。			→

展開施策 4-5-1 総合的な防災対策の推進

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	避難行動要支援者名簿整備事業 (福祉保険部)	2	災害発生時に地域において円滑な避難支援が行われるよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時に避難支援等関係者へ情報提供することへの同意について、対象者の意思を確認する。	○		→
	避難場所整備事業 (防災安全部)	2	大規模地震等でライフラインが寸断された場合の、市内の主要な避難所の暖房、給水等を確保するため、資機材を配置する。			→
重点	コミュニティ防災資機材等整備事業(再掲) (防災安全部)	2, 3	地域防災力の向上を図るため、町内会を主体とする自主防災組織の結成支援と、防災指導員の育成及び防災資機材の整備を推進するとともに、住民への防災研修・訓練を実施する。平成27年度も新たな結成を支援し、防災資機材等を整備する。	●		→
	高齢者等防火安全推進事業 (消防本部)	4, 5	一人暮らし高齢者等の安全・安心を確保するため、火災・急病等の緊急時の通報体制を確立する緊急通報システムの整備を図るとともに、戸別訪問による防火指導・予防救急指導等を推進する。			→

展開施策 4-5-2 消防力の充実

概要	
消防力の充実を図るため、消防活動のための資機材を整備するとともに、消防団員数の確保に努める。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) →50% ・地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) →60% ・自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) →80% ・健康寿命 77.5歳 (平成13年) →80歳 ・市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) →0% ・住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) →175組織
施策の方向	災害等における対応体制の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：消防本部)	平均出火率	3.20 (平成16年までの5年平均)	2.52 (平成25年までの5年平均)	2.78
評価指標 2 (担当：消防本部)	平均焼死者数	3.60人 (平成16年までの5年平均)	4.40人 (平成25年までの5年平均)	2.07人
評価指標 3 (担当：消防本部)	消防団員の定員充足率	97.0% (平成17年度)	91.2% (平成25年度)	97.0%

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	消防自動車整備事業 (消防本部)	1, 2	災害等による被害の軽減を図るため、最新の機能を備えた消防自動車を計画的に整備する。			→
	消防活動資機材整備事業 (消防本部)	1, 2	大規模化、複雑多様化する災害に的確に対応し、より効果的な消防活動を展開するため、消防活動に必要な資機材を整備する。			→
	水道消火栓管理事業 (消防本部)	1, 2	火災発生時の消火活動を迅速かつ効果的に行うため、消防水利不足地域に水道消火栓を新たに整備する。			→
	消防団活動推進事業 (消防本部)	1, 2, 3	消防団の総合的な活性化、充実強化を図るため、消防団活動資機材の高度化や基本装備の整備を計画的に推進する。平成27年度は、防火衣を整備する。	●		→

展開施策 4-5-3 救急医療体制の充実

概要	
救急医療体制の充実を図るため、救命処置を行える救急救命士の充実に努めるとともに、救命措置及び応急手当の普及を図る。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 4	市民が自ら安心をつくり、健康に暮らせるまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の機会が充実していると感じる市民の割合 41.4% (平成17年度) → 50% ・ 地域で助け合いながら暮らしていると感じる市民の割合 46.5% (平成17年度) → 60% ・ 自分が健康だと感じる市民の割合 79.0% (平成16年度) → 80% ・ 健康寿命 77.5歳 (平成13年) → 80歳 ・ 市民の人的災害り災率 2.57% (平成16年) → 0% ・ 住民を主体とする防災組織数 121組織 (平成17年度) → 175組織
施策の方向	災害等における対応体制の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値 (27年度)
評価指標 1 (担当：消防本部)	救急救命士搭乗率	63.7% (平成17年)	98.2% (平成25年)	100.0%
評価指標 2 (担当：消防本部)	救急救命講習受講率	9.2% (平成16年度)	15.0% (平成25年度)	19.7%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	救急高度化推進事業 (消防本部)	1, 2	救命率の向上を図るため、救急救命士及び救急隊員資格者を計画的に養成するとともに、医療機関との連携強化、住民に対する応急手当の普及啓発等を推進する。			▶

重点目標5の施策体系

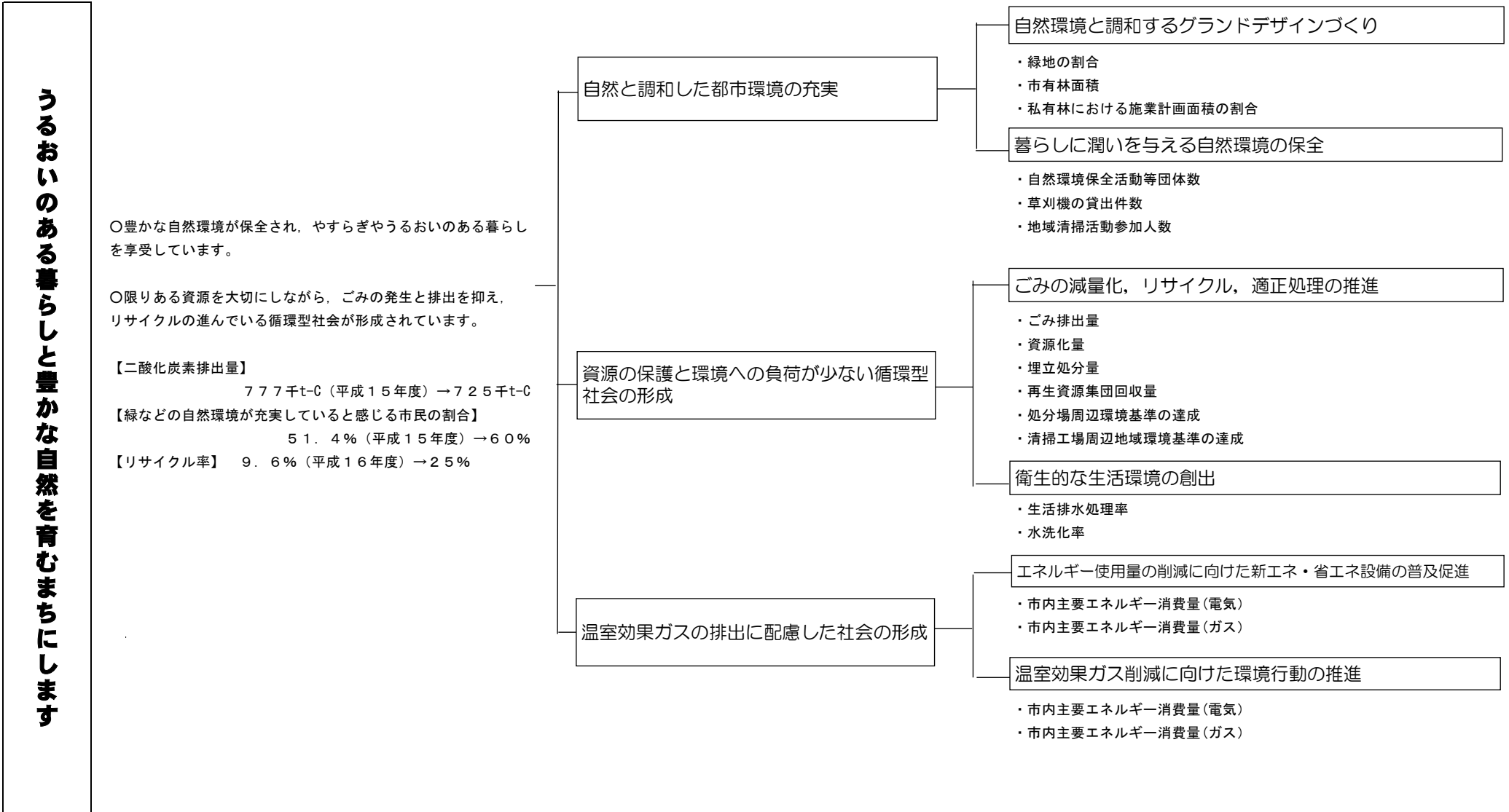
(基本目標2 人のやさしさとやすらぎを実感するまち)

重点目標5

目標像／【成果指標】

施策の方向

展開施策／評価指標



展開施策 5-1-1 自然環境と調和するランドデザインづくり

概 要	
自然環境と調和するランドデザインづくりを進めるため、本市の豊かな自然を形づくる森林の適切な管理・活用を図るとともに、都市内の緑地などの保全を図る取組を進める。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 5	うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 51.4% (平成15年度) → 60% ・リサイクル率 9.6% (平成16年度) → 25% ・二酸化炭素排出量 777千t-C (平成15年度) → 725千t-C
施策の方向	自然と調和した都市環境の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：土木部)	緑地の割合	9.5% (平成17年度)	9.8% (平成25年度)	13.9%
評価指標 2 (担当：農政部)	市有林面積	2,751ha (平成17年)	2,475ha (平成25年)	2,685.21ha
評価指標 3 (担当：農政部)	私有林における森林経営計画面積の割合	55% (平成16年度)	60% (平成25年度)	62%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	環境保全事業（再掲） (環境部)	1	人と自然が調和した旭川の風土にふさわしい良好な自然環境確保のため、開発行為に当たっての緑化指導や、空き地の適正管理を促進するための草刈り機の貸し出し等を行うほか、各種環境学習を実施し、環境意識の定着を図る。			→
	都市計画公園整備事業（再掲） (土木部)	1	市民生活に緑のうるおいを提供するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地の整備を行うとともに、パークゴルフ場等の維持管理を協働で行うための仕組みづくりを進める。			→
	緑化推進事業（再掲） (土木部)	1	市民の緑化意識を高め、地域における美化活動等を推進するため、町内会等が行う花壇づくりへの支援など、環境整備や美化等の取組を行う。また、落ち葉を再資源化し、緑化活動に活用していく仕組みを構築するため、地域住民との協働により、落ち葉を収集し腐葉土化する取組を進める。			→

展開施策 5-1-1 自然環境と調和するランドデザインづくり

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	林業行政事業 (農政部)	2, 3	森林の持つ多面的機能の維持と発現を図るため、林業団体と連携し、政策の推進や情報の交換、また、林野火災の予消防対策、森林とのふれあいの場の提供などを行う。			→
	森林整備対策事業 (農政部)	3	私有林の生産向上や資源の健全な保育を図るため、公共補助事業による造林、間伐経費の一部を助成する。			→
	森林作業員就業条件整備事業 (農政部)	3	森林の持つ多面的機能の維持と発現を図るため、従事する林業労働者の雇用改善、就労の長期化・安定化に向けて奨励金を支給し、作業員を確保する。			→
	森林整備地域活動支援事業 (農政部)	3	森林の持つ多面的機能の維持と発現を図るため、国の制度に基づき、私有林の整備に関する地域活動に対し支援する。			→
	明日のもり事業 (農政部)	3	市民の貴重な緑の財産として、快適で安全な空間の提供や、森林資源の健全な保育を図るため、間伐や作業道の整備を行う。			→

展開施策 5-1-2 暮らしに潤いを与える自然環境の保全

概要	
暮らしに潤いを与える身近な自然環境の保全を図るため、市民の意識啓発を進めていくとともに、都市内の環境を維持するような取組を進める。	

位置付け	
基本目標2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標5	うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 51.4% (平成15年度) → 60% ・リサイクル率 9.6% (平成16年度) → 25% ・二酸化炭素排出量 777千t-C (平成15年度) → 725千t-C
施策の方向	自然と調和した都市環境の充実

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：環境部)	自然環境保全活動等団体数	26団体 (平成16年度)	31団体 (平成25年度)	28団体
評価指標2 (担当：環境部)	草刈機の貸出件数	66件 (平成16年度)	53件 (平成24年度)	80件
評価指標3 (担当：環境部)	地域清掃活動参加人数	29,843人 (平成16年度)	32,304人 (平成25年度)	31,000人

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
○	自然環境市民啓発事業 (環境部)	1	環境保全意識の普及・啓発の推進を図るため、生涯学習活動等と連携し、子ども自然観察会の開催、市内環境団体紹介集の作成など、市民が自然について学習し、体験する機会を提供する。			→
	環境保全事業 (環境部)	2	人と自然が調和した旭川の風土にふさわしい良好な自然環境確保のため、開発行為に当たっての緑化指導や、空き地の適正管理を促進するための草刈り機の貸し出し等を行うほか、各種環境学習を実施し、環境意識の定着を図る。			→
	クリーンあさひかわ推進事業 (環境部)	3	清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境を確保するため、清掃強化期間の設定、ボランティアによるごみ拾いなど、住民自らが地域の環境美化にかかわる取組を推進し、落ち葉モデル収集の周知や町内会等への地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋の配付を行う。			→

展開施策 5-1-2 暮らしに潤いを与える自然環境の保全

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	ごみのポイ捨て等防止推進事業 (環境部)	3	清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境を確保するため、市民ボランティアや教育機関と連携し、旭川市ごみのポイ捨て禁止条例の市民等への周知活動や、「ごみのポイ捨て」及び「歩きたばこ」の防止に係るマナー啓発活動を実施する。また、「ごみのポイ捨て」などを防止するため、地域の自主的な監視体制を確立し、警察とも連携を図りながら取締りを行う。			→
	生物多様性保全事業 (環境部)	3	外来生物による生物多様性への被害軽減を図るため、行政、専門家、市民団体、事業者で構成される協議会により、アライグマやウチダザリガニなどの防除活動を行う。また、生物多様性保全の重要性について理解を深めるため、市民を対象としたセミナー等を開催する。	○		→

展開施策 5-2-1 ごみの減量化, リサイクル, 適正処理の推進

概要	
ごみの減量化やリサイクル, 適正な処理を推進するため, ごみの排出者である市民や事業者の理解と実践を図るための取組を進める。	

位置付け	
基本目標2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標5	うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 51.4% (平成15年度) → 60% ・リサイクル率 9.6% (平成16年度) → 25% ・二酸化炭素排出量 777千t-C (平成15年度) → 725千t-C
施策の方向	資源の保護と環境への負荷が少ない循環型社会の形成

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当: 環境部)	ごみ排出量	145,703t (平成16年度)	109,250t (平成25年度)	97,000t
評価指標2 (担当: 環境部)	資源化量	5,875t (平成16年度)	16,529t (平成25年度)	17,000t
評価指標3 (担当: 環境部)	埋立処分量	79,824t (平成16年度)	20,855t (平成25年度)	19,100t
評価指標4 (担当: 環境部)	再生資源集団回収量	8,940t (平成16年度)	11,059t (平成25年度)	12,000t
評価指標5 (担当: 環境部)	処分場周辺環境基準の達成	32/33項目 (平成16年度)	31/32項目 (平成25年度)	32/32項目
評価指標6 (担当: 環境部)	清掃工場周辺地域環境基準の達成	1/1項目 (平成16年度)	1/1項目 (平成25年度)	1/1項目

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	家庭ごみ処理費用適正化事業 (環境部)	1	家庭ごみの有料化を適正かつ円滑に運営するため, 指定ごみ袋の製造や保管・配送及び手数料の徴収・減免などの管理を行う。			→
	生ごみ減量化推進事業 (環境部)	1	生ごみの減量化・資源化を促進するため, 堆肥化容器の購入助成, 生ごみ堆肥づくり講習会の開催等, 市民の自主的な取組を支援する。			→
○	緑のリサイクル事業 (土木部)	1	ごみの排出を抑制し, リサイクルを推進するため, 街路樹, 公園樹木の剪定枝をごみにせず, チップ化して, 公共施設の雑草防止材として活用する。			→

展開施策 5-2-1 ごみの減量化, リサイクル, 適正処理の推進

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	近文清掃工場基幹的設備改良事業 (環境部)	1	近文清掃工場の安定した運転を確保し, 可燃ごみの適正処理を長期に渡って維持するため, 長寿命化計画に準拠した基幹的設備の改築, 更新を行う。		○	
	みんなでつくろうエコタウン事業 (環境部)	1	リサイクルに比べて取組が遅れている2Rの取組拡大を図り, ごみの排出量抑制に繋げるため, 地域・事業所・家庭の3つに対して周知啓発を行う。			→
	清掃指導事業 (環境部)	1, 2	ごみの減量資源化・適正排出など清掃事業の定着化を図るため, 分別収集カレンダーの全戸配布や小学3・4年生を対象とした社会科副読本の作成など, 様々な啓発活動を継続的に行う。			→
	ごみステーション環境整備事業 (環境部)	1, 2	ごみの適正排出や美化活動を促進するため, 町内会等との地域対話を進めるとともに, パトロール腕章やカラス対策用ネット等の貸出など, 地域の自主的な活動を支援するほか, ごみ適正排出協力員制度の本格実施に向けた取組を進める。			→
	ごみ減量化等啓発事業 (環境部)	1, 2, 3	ごみの減量化・資源化・適正排出の推進のため, 転入者に対して「家庭ごみ分別の手引き」を配布するとともに, 市民を対象としたリサイクルイベントや出前講座等の啓発事業も行う。			→
	資源リサイクル事業 (環境部)	1, 2, 3	ごみの資源化を図るため, 分別収集したペットボトル, 乾電池・蛍光管について, 適正な中間処理を行う。			→
	ガラスカレット資源化事業 (環境部)	1, 2, 3	残渣量の減量化と最終処分場への負担軽減を図るため, 選別処理で拾いきれなかった資源化可能なガラスカレットを民間事業者へ処理委託し, 資源化処理を行う。			→
	プラスチック製容器包装等リサイクル推進事業 (環境部)	1, 2, 3	ごみの資源化を図るため, 分別収集したプラスチック製及び紙製容器包装類について, 適正な中間処理を行う。			→
	ごみ資源化地域促進事業 (環境部)	1, 2, 3	市民団体等におけるごみ資源化の取組を推進するため, 廃食用油の回収など町内会での取組や生ごみ等の堆肥化に取組む団体等に対する支援等を行う。			→

展開施策 5-2-1 ごみの減量化, リサイクル, 適正処理の推進

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	一般廃棄物処理計画等策定事業 (環境部)	1, 2, 3	ごみ処理基本計画見直しのため, その基礎資料となる事業系ごみの組成調査及びごみ排出量等予測調査を行う。	○		
○	家庭ごみ適正排出サポート事業 (環境部)	1, 2, 3, 4	家庭ごみの適正な排出を図るため, 地域住民や町内会等と連携して, ごみの不適正排出の防止や排出マナーの向上に取り組む。			→
○	家庭ごみ分別収集情報配信事業 (環境部)	1, 2, 3, 4	転入者や学生等若年層に対する適正排出の徹底を図るため, 家庭ごみの収集曜日に係わる情報を電子メールで配信する。			→
	資源ごみ回収推進事業 (環境部)	1, 2, 3, 4	資源化の推進を図るため, 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に含まれている使用済み小型家電等の資源化可能なごみについて, 市内の公共施設や障害者施設等を回収拠点として, 広く資源物の回収等を行うほか, 家庭用廃食用油や布類の拠点回収, 剪定枝の戸別収集を実施する。			→
○	リサイクルプラザ障害者就労支援促進事業 (環境部)	1, 3	障害者の社会参加とごみの減量・資源化施策の推進を図るため, リサイクルプラザを障害者の就労拠点機能に位置づけ, 資源物の選別分解作業を通じて障害者の就労を支援する。			→
	緑化推進事業(再掲) (土木部)	1, 3	市民の緑化意識を高め, 地域における美化活動等を推進するため, 町内会等が行う花壇づくりへの支援など, 環境整備や美化等の取組を行う。また, 落ち葉を再資源化し, 緑化活動に活用していく仕組みを構築するため, 地域住民との協働により, 落ち葉を収集し腐葉土化する取組を進める。			→
	再生資源回収促進事業 (環境部)	1, 4	新聞・雑誌・古紙やびん等の資源化を促進するため, 町内会等の再生資源回収活動に対して奨励金を交付する。			→
	不法処理防止等推進事業 (環境部)	2	ごみの不法投棄や野焼きなどを防止するため, 監視・指導体制を強化し, 事業者・市民への指導・啓発を行うとともに, 不法投棄物の早期処理を行う。			→
	ごみ収集運搬事業 (環境部)	2, 3	ごみの減量化やリサイクル, 適正な処理を推進するため, 家庭ごみの排出状況に見合った適正で効率的な収集運搬体制を確保する。			→

展開施策 5-2-1 ごみの減量化, リサイクル, 適正処理の推進

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	事業系ごみ分別推進事業 (環境部)	3	事業系ごみの減量化・資源化の推進を図るため、周知啓発や多量排出者指導など事業者の自主的な取組を促進するとともに、適切な分別排出や必要な処理ルート確保を進めるほか、イベントで発生するごみの分別、資源化に関する支援を行う。			→
	最終処分場周辺環境保全対策事業 (環境部)	5	最終処分場周辺地域の環境保全を図るため、附属機関において必要な調査検討を行うほか、総合的な環境調査を実施し、当該地域の安全な住民生活を確保するとともに、処分場の適正な維持管理に資する。			→
	近文清掃工場周辺地域環境対策事業 (環境部)	6	近文清掃工場への事業系燃やせるごみ受入に伴い、周辺地域の環境維持のため、対策の一環として、周辺大気中のダイオキシン類の測定などを行う。			→

展開施策 5-2-2 衛生的な生活環境の創出

概要	
衛生的な生活環境の創出のため、生活雑排水等による河川の水質汚濁を防止するなどの取組を行う。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 5	うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 51.4% (平成15年度) → 60% ・リサイクル率 9.6% (平成16年度) → 25% ・二酸化炭素排出量 777千t-C (平成15年度) → 725千t-C
施策の方向	資源の保護と環境への負荷が少ない循環型社会の形成

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：環境部)	生活排水処理率	87.2% (平成16年度)	95.2% (平成25年度)	97.5%
評価指標 2 (担当：水道局)	水洗化率	90.0% (平成16年度)	96.5% (平成25年度)	96.6%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	浄化槽設置整備事業 (環境部)	1	河川や地下水の汚染防止のため、公共下水道整備及び農業集落排水整備計画区域外の地域において浄化槽設置を補助することにより、環境に配慮した生活排水処理を進める。			→
	農業集落排水事業特別会計繰出金 (水道局)	1	農村地域の農業用用水の水質及び衛生的な生活環境を保全するため、農業集落排水事業特別会計に対して繰出しする。			→
	下水道事業会計負担金 (総合政策部)	2	河川等の水質保全のため、雨水処理費等に要する経費の一部を下水道事業会計に繰り出す。			→
	下水道事業会計補助金 (総合政策部)	2	河川等の水質保全と、下水道事業の経営の安定化等のため、汚水処理費等に要する経費の一部を下水道事業会計に繰り出す。			→
企会	(下水道事業会計) 下水道未整備地区の整備促進 (水道局)	2	衛生的な生活環境を創出するため、下水道整備認可区域内の整備(下水管渠布設工事)を促進し、水洗化を促進する。			→

展開施策 5-3-1 エネルギー使用量の削減に向けた新エネ・省エネ設備の普及促進

概要	
エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー設備や、地域特性を生かした再生可能エネルギー設備の普及・促進を図る。	

位置付け	
基本目標 2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標 5	うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 51.4% (平成15年度) → 60% ・リサイクル率 9.6% (平成16年度) → 25% ・二酸化炭素排出量 777千t-C (平成15年度) → 725千t-C
施策の方向	温室効果ガスの排出に配慮した社会の形成

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：環境部)	市内主要エネルギー消費量（電気）	1,651,607Mwh (平成16年度)	1,675,811Mwh (平成25年度)	1,418,661Mwh
評価指標 2 (担当：環境部)	市内主要エネルギー消費量（ガス）	31,881千m3 (平成16年度)	50,068千m3 (平成25年度)	30,233千m3

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	次世代自動車充電インフラ整備運用事業 (環境部)	1	本市スマートコミュニティへの取組の一環として、上川中部圏域における排出ガスの少ないクリーンな移動環境実現に向け、電気自動車等の普及を推進するため、旭山動物園の駐車場に設置した電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車用の充電器を運用する。			→
	低炭素地域づくり推進事業 (環境部)	1,2	地球温暖化対策の推進を図るため、地域に賦存する廃棄物系バイオマスのポテンシャル調査の結果を踏まえ、次世代のごみ処理システムの在り方や地域におけるバイオガスを利用した次世代エネルギーシステムの実現可能性について検討する。	○		→
	環境基金積立金 (環境部)	1,2	市民と関わりを持ったなかで環境保全に係る事業の財源としての運用を図るため、市民・事業者からの寄附のほか、市民が設置した太陽光発電設備や市有施設の省エネ化推進によるCO2削減効果をクレジット化し、売却することで得られる資金を積み立てる。			→
重点	木質バイオマス循環実証モデル事業（再掲） (環境部)	1,2	地域における木質バイオマスエネルギーの利活用推進を目的とする循環システムを構築するため、廃棄物処分場が保有する森林の間伐材を活用したモデル事業を実施する。平成27年度は、江丹別市民交流センターに木質バイオマスボイラーを設置し運用を開始する。	→○		

展開施策 5-3-1 エネルギー使用量の削減に向けた新エネ・省エネ設備の普及促進

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	地域エネルギー設備等導入促進事業 (環境部)	1, 2	温室効果ガスの削減を通じた地球温暖化対策の推進を図るため、本市の地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等を導入する際の設置費用の一部を補助する。	○		→
重点	太陽光発電設備等導入推進事業 (環境部)	1, 2	自家消費や分散型電源として利用可能である太陽光発電設備及びガスエンジンコージェネレーションや、高効率な暖房機器及び熱利用に関する再生可能エネルギー設備等を導入する際の設置費用の一部を補助する。	→○		
	人や街にやさしいあかり環境推進事業(再掲) (土木部)	2	夜間の交通安全や防犯対策、更には使用電力削減とCO2削減により地球温暖化対策を進めるため、町内会等が設置する街路灯の設置費と維持費の一部を補助する。	●		→

展開施策 5-3-2 温室効果ガス削減に向けた環境行動の推進

概要	
市民、事業者の温室効果ガス削減に向けた意識の高揚を図り、低炭素な生活・活動を実践する社会への移行を図るための取組を推進する。	

位置付け	
基本目標2	人のやさしさとやすらぎを実感するまち
重点目標5	うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑などの自然環境が充実していると感じる市民の割合 51.4% (平成15年度) →60% ・リサイクル率 9.6% (平成16年度) →25% ・二酸化炭素排出量 777千t-C (平成15年度) →725千t-C
施策の方向	温室効果ガスの排出に配慮した社会の形成

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：環境部)	市内主要エネルギー消費量（電気）	1,651,607Mwh (平成16年度)	1,675,811Mwh (平成25年度)	1,418,661Mwh
評価指標2 (担当：環境部)	市内主要エネルギー消費量（ガス）	31,881千m3 (平成16年度)	50,068千m3 (平成25年度)	30,233千m3

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	次世代自動車充電インフラ整備運用事業(再掲) (環境部)	1	本市スマートコミュニティへの取組の一環として、上川中部圏域における排出ガスの少ないクリーンな移動環境実現に向け、電気自動車等の普及を推進するため、旭山動物園の駐車場に設置した電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車用の充電器を運用する。			→
	地球温暖化防止推進事業 (環境部)	1,2	地球温暖化対策を推進するため、簡易家庭エコ診断を実施するとともに、省エネ・節電セミナーを開催し、環境にやさしいライフスタイルや省エネ意識の向上に向けた啓発を行う。			→
重点	木質バイオマス循環実証モデル事業 (環境部)	1,2	地域における木質バイオマスエネルギーの利活用推進を目的とする循環システムを構築するため、廃棄物処分場が保有する森林の間伐材を活用したモデル事業を実施する。平成27年度は、江丹別市民交流センターに木質バイオマスボイラーを設置し運用を開始する。	→○		
	サイクル&バスライド駐輪施設整備事業（再掲） (総合政策部)	1,2	自転車で自宅からバス停まで行き、バスに乗り換えるサイクル&バスライドによるアクセス向上を図るため、利便性の高いバス停周辺に自転車ラックを整備する。			→

重点目標6の施策体系

(基本目標3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち)

重点目標6

目標像／【成果指標】

施策の方向

展開施策／評価指標

魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします

○地域の企業等が特色ある活発な活動をしており、市内の雇用も安定しています。また、地域の特性を生かした観光の振興や産・学の連携などにより、起業や新たな事業展開が活発に行われています。

○旭川農産物に対する消費者評価が高く、「食と農」が旭川の魅力として定着しています。また、農業者が意欲的に経営に取り組み、自立した農業が展開しています。

【一人当たりの市民所得】

2,305千円(平成14年度)→一人当たりの道民所得

【有効求人倍率】

0.42倍(平成16年度)→全道値

【専業農家一戸当たりの農業所得】

4,925千円(平成15年)→5,600千円

競争力のある地域産業の育成と振興

地域の魅力と資源を生かした産業の創出

地場産業を担う人材の育成、確保

- ・認定農業者数
- ・製造業従業者数
- ・求職者就職率
- ・事業所数

地域単位での効率的な営農体制づくり

- ・担い手農家への農地の集積面積・土地改良事業等指定区域の耕作放棄地面積
- ・農産物販売額
- ・鳥獣農業被害額
- ・乳牛・肉用牛飼養頭数

製造業の生産性と付加価値の向上

- ・製造品出荷額等
- ・粗付加価値額

クリーン農業の推進

- ・クリーン農産物表示販売率
- ・農産物販売額

流通機能の強化と販路拡大

- ・年間商品販売額
- ・製造品出荷額等
- ・農産物販売額

観光振興とコンベンションの誘致

- ・観光入込客数
- ・国際線便数
- ・観光客宿泊数
- ・コンベンション参加人数
- ・外国人観光客宿泊数

都市農村交流の推進

- ・アグリビジネス起業数
- ・都市農村交流人口

旭川ブランドの創出

- ・粗付加価値額
- ・農産物販売額

新規の開業や事業化の促進

- ・新規開業件数

研究機関との連携

- ・製造業における共同研究件数
- ・農業生産における共同研究件数

展開施策 6-1-1 地域産業を担う人材の育成，確保

概要	
地域産業を担う人材の確保，育成を図るため，創造的な企業活動等に取り組む企画，開発力のある人材育成に努めるとともに，就業希望者とその受入側を結ぶ体制の支援などを行う。また，雇用機会の確保を図るため，雇用の受け皿である地域企業の育成と振興に努める。	

位置付け	
基本目標 3	人が行き交い，元気な経済が展開するまち
重点目標 6	魅力ある地域産業が育ち，活力に満ちたまちにします
成果指標	・一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得
	・有効求人倍率 0.42倍(平成16年度) →全道値
	・専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年) →5,600千円
施策の方向	競争力のある地域産業の育成と振興

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標 1 (担当：農政部)	認定農業者数	421経営体 (平成16年度)	566経営体 (平成25年度)	595経営体
評価指標 2 (担当：経済観光部)	求職者就職率	24.4% (平成16年度)	31.6% (平成25年度)	32.0%
評価指標 3 (担当：経済観光部)	製造業従業者数	11,400人 (平成15年度)	8,681人 (平成24年度)	11,100人
評価指標 4 (担当：経済観光部)	事業所数	15,555事業所 (平成16年度)	15,239事業所 (平成23年度)	15,500事業所

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	新規就農対策強化事業 (農政部)	1	新規就農者の受入体制強化のため，市内農業団体等が新規就農者の研修用として整備するハウス等費用の一部補助及び，新規就農者の研修期間中の賃貸住宅家賃補助を行う。	●		→
	農業担い手育成事業 (農政部)	1	意欲ある農業の担い手を育成，確保するため，農業後継者や認定農業者の育成，農業後継者や女性農業団体の活動支援を行う。			→
重点	今こそ就農・新規参入者応援事業 (農政部)	1	農外からの新規参入者を確保，育成するため，関係機関，団体と連携を図りながら，新規参入者が研修，就農しやすい地域の受け入れ態勢を整備するとともに，就農後の経営安定化に向けて支援を行う。平成27年度は，研修生受入農家を対象とした研修会を開催し，指導力の向上を図る。	●		→

展開施策 6-1-1 地域産業を担う人材の育成, 確保

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	青年就農給付金事業 (農政部)	1	青年層の新規就農者の確保と就農後の定着を図るため, 経営の不安定な営農開始後の新規就農者等に対し, 青年就農給付金を給付する。			→
	農業後継者等基本技術研修事業 (農政部)	1	農業後継者, 新規就農者等の農業知識, 栽培技術の向上等を図るため, 基本技術研修を実施する。	→○		
	地力増強基盤整備事業 (再掲) (農政部)	1	農作物の収益を上げ, 安定した農業経営の確立を図るため, 認定農業者の賃借地または小規模農家の賃借地および自作地において, 簡易な暗渠排水整備および除れきを実施した場合に助成を行う。	→○		
	高年齢者就業機会確保推進事業 (経済観光部)	2	高年齢者の知識, 経験, 能力を生かし, 短期的, 臨時的な就業ニーズに対応した就業機会を確保するため, シルバー人材センターへの支援を行う。			→
重点	若者地元定着促進事業 (経済観光部)	2	若年者等の地域での就職を促進するため, 就職能力向上等の支援や一般就労の一手前の若者に対する職場体験等を実施する。平成27年度は, 地元企業に関する情報提供の強化を図るとともに, 若年求職者に対し就職に資する資格取得に必要な経費の一部を助成する。	●		→
	勤労者資金貸付金 (経済観光部)	2	勤労者の健全な社会生活の維持を支援するため, 市内の中小企業勤労者に臨時的に必要なとなった資金の貸付けを行う。			→
	中小企業福祉事業補助金 (経済観光部)	2	勤労者の労働福祉の向上を図るため, 共済制度による総合的な勤労者の福祉事業を実施している(一財)旭川市勤労者共済センターへ支援を行う。			→
	労働行政事業 (経済観光部)	2	就労の促進や勤労者の福祉の向上を図るため, 各種団体への助成や労働関係機関との連絡調整を行う。			→
	ひとり親家庭等自立支援事業 (再掲) (子育て支援部)	2	ひとり親家庭等の自立を支援するため, 就業に結びつく資格取得を支援する自立支援給付金の給付, 就業・自立支援センターの設置や自立支援プログラム策定による就業支援, 支援員による日常生活援助や保育サービス等の実施, 経済的に不安定なひとり親家庭の児童に対し学習支援を実施する。			→

展開施策 6-1-1 地域産業を担う人材の育成，確保

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	季節労働者通年雇用促進事業 (経済観光部)	2	季節労働者の通年雇用を促進するため，季節労働者を対象とした技能講習，個別職業相談，職場体験実習等の実施や，建設業等の新分野進出，経営多角化の取組を支援する。			→
	就業支援ITセミナー事業 (経済観光部)	2	雇用情勢が厳しい障害者及び若年者の就業を促進するため，IT資格取得セミナーを実施する。			→
	季節労働者冬期雇用対策事業 (経済観光部)	2	季節労働者の冬期就労を支援するため，季節労働者を直接雇用し，消防水利施設の除雪等を行う。			→
	まちなかしごとプラザ（仮称）開設事業 (経済観光部)	2	求職者の就職を促進するため，まちなかしごとプラザを開設し，ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら，職業相談を実施する。	○		→
	労働基本調査事業 (経済観光部)	2	旭川市内の企業における従業員の雇用実態を把握するため，賃金をはじめ諸労働条件を調査し「旭川市労働基本調査報告書」としてまとめ，今後の労働環境等の改善及び労働力の確保・定着を図るための資料とする。	○		○
	バリアフリー観光リーダー育成事業 (経済観光部)	2	バリアフリー観光を進めていくため，率先して推進していくリーダーの育成や対応できる人材の育成を行う。	→○		
重点	なでしこ就職支援事業 (経済観光部)	2	結婚・出産・介護等により離職した女性の再就職等を促進するため，就職に資するスキルの習得・向上を図るセミナーを実施するとともに，女性求職者を対象とした企業説明会等の開催に対し助成を行う。	●		→
重点	高等教育機関設置検討調査事業 (再掲) (総合政策部)	2,3	地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため，本市に相応しい高等教育機関の設置に向けた検討をするに当たっての具体的な調査を実施する。平成27年度は，「旭川市における高等教育を考える会議」からの報告を基に，さらに設置に向けた検討を行う。	●		→
	ものづくり応援・総合人材育成事業 (経済観光部)	2,3	地域企業の生産性・技術力・マネジメント能力向上のため，座学，実技指導等の研修を行う。			→

展開施策 6-1-1 地域産業を担う人材の育成, 確保

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	技能のまちづくり推進事業 (経済観光部)	2, 3, 4	全国に誇れる「技能のまち・旭川」としてのまちづくりを推進するため、技能イベントの開催支援、優良技能者表彰等を行う。			→
	振興行政事業 (経済観光部)	2, 3, 4	経営者等の資質の向上, 中小企業の経営体質の強化のため, 経営者等の研修支援, 経営改善のための経営指導, 中小企業等の組織化の促進, 地域企業活動の支援などを行う。			→
	小規模企業実態調査事業 (経済観光部)	2, 3, 4	小規模企業振興基本法に基づき, 国が定めた基本計画に沿った市の振興施策を検討するため, 対象となる常用20人以下の市内事業所の概況, 雇用状況等のほか, 同法の内容を踏まえたニーズ調査を実施する。	○		
重点	中小企業振興資金融資事業 (経済観光部)	2, 3, 4	市内中小企業者等の経営基盤の強化, 新規創業の促進等のため, 中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を行い, 中小企業者等における資金調達の円滑化を図る。平成27年度は, 中心市街地活性化の推進及び女性による新規創業の促進を図るため, 当該融資制度における補助金の補助内容を拡充する。	●		→
	金融相談行政事業 (経済観光部)	2, 3, 4	市内中小企業者等の経営の維持発展, 経営基盤の強化等に資するため, 中小企業振興資金融資制度の運用等に係る関係機関との連絡調整のほか, 必要な金融施策の研究及び金融情報の収集を行う。			→
○	旭川工芸デザインパイロット事業 (再掲) (経済観光部)	3	旭川家具, クラフト等のブランドの向上と地域産業を支える人材の育成を図るため, 新商品の開発や異業種連携による高付加価値化製品の開発支援を行う。	○		→
	地域企業経営者等育成補助金 (経済観光部)	4	地域企業の事業拡大や新分野への進出等を促進するため, 中小企業大学校の研修を受講する市内中小企業の経営者等や新たに事業にチャレンジする起業者に対して助成する。			→
	住宅改修促進事業(再掲) (都市建築部)	4	地域経済の活性化を図り, かつ既存住宅ストックの長寿命化や良質な住環境の整備などの市民が安心して住み続けられる住まいづくりを促進するため, 市内の建築関係業者を利用して行う住宅改修工事費の一部を補助する。	→○		

展開施策 6-1-2 地域単位での効率的な営農体制づくり

概要	
将来的に持続可能な地域営農体制を構築するため、地域の営農課題への対応体制に対する支援を行うとともに、効率的な農地の集積などの条件整備を行う。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	・一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得
	・有効求人倍率 0.42倍(平成16年度)→全道値
	・専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年)→5,600千円
施策の方向	競争力のある地域産業の育成と振興

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：農政部)	担い手農家への農地の集積面積	7,445ha (平成16年度)	10,523ha (平成25年度)	11,600ha
評価指標2 (担当：農政部)	農産物販売額	98.8億円 (平成16年度)	104.9億円 (平成25年度)	100.0億円
評価指標3 (担当：農政部)	土地改良事業等指定区域の耕作放棄地面積	0ha (平成16年度)	29.81ha (平成25年度)	0ha
評価指標4 (担当：農政部)	鳥獣農業被害額	736万円 (平成16年度までの10年平均)	1,016万円 (平成24年度)	531万円
評価指標5 (担当：農政部)	乳牛・肉用牛飼養頭数	3,023頭 (平成16年度)	3,159頭 (平成25年度)	3,570頭

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	農業経営強化資金融資事業 (農政部)	1	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成と農業経営基盤の強化を図るため、農業者等に農業経営の改善や規模拡大、経営の維持などに必要な資金を融通する。			→
	かんがい排水整備事業 (農政部)	1	生産性や農村環境の向上のため、農業用水利施設の整備や適切な維持管理に対する助成を行う。			→
	道営かんがい排水整備事業 (農政部)	1	生産性の維持のため、用排水路等の生産基盤の整備を行う。			→

展開施策 6-1-2 地域単位での効率的な営農体制づくり

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	多面的機能支払事業 (農政部)	1	農地や農業用水など農村環境の保全を図るため、地域ぐるみの共同活動を支援する。また、老朽化が進む農業用水路等施設の長寿命化のための補修等を行う向上活動を支援する。			→
	道営水利施設整備事業 (農政部)	1	かんがい期、洪水警戒時などにおける計画的貯留及び放流並びに下流域の監視等を行うため、ダムの維持管理に必要な水管理制御施設を更新し、施設全体の機能回復及び長寿命化を図り、管理協定書によるダム財産の管理を適正に行う。			→
	農用地等集団化支援事業 (農政部)	1	担い手農家への農地の集積・集団化を促進するため、道営土地改良事業の区画整理に伴う換地作業の前段として、農地等状況調査及び合意形成策等を行い、農用地の集団化を促進する土地改良区に対して、国の実施する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、負担の軽減を図る。	→	○	
	道営ほ場整備事業 (農政部)	1	生産性の向上や規模拡大のため、北海道が事業主体となり実施する区画整理、暗渠排水、用排水路等の基盤整備事業に係る事業費について、農家負担分の一部を負担する。			→
	経営体育成支援事業 (農政部)	1	担い手農家の経営基盤の強化を図るため、人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体等の農業用機械等の導入を支援する。	→	○	
	国営緊急農地再編整備事業 (農政部)	1	耕作放棄地の解消・発生防止等により優良農地を保全するとともに、担い手への農地の効率的集積を促し、食料自給率の向上を図るため、農地の基盤整備を実施する。			→
	地力増強基盤整備事業 (農政部)	1, 2	農作物の収益を上げ、安定した農業経営の確立を図るため、認定農業者の賃借地または小規模農家の賃借地および自作地において、簡易な暗渠排水整備および除れきを実施した場合に助成を行う。	→	○	
	農地中間管理機構関連事業 (農政部)	1, 3	高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加が懸念されることから、北海道農業公社が実施する農地中間管理業務に係る業務を受託し、「人・農地プラン」を基礎とした効率的な担い手への農地集積・集約化を進める。	○		→
重点	農業ヘルパー育成導入支援事業 (農政部)	2	農家の労働力不足を解消し、産地の維持・発展や意欲ある農家の規模拡大を促進するため、農業団体が実施する農業ヘルパー制度に対して支援を行う。	●		→

展開施策 6-1-2 地域単位での効率的な営農体制づくり

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	農業経営指導事業 (農政部)	2	本市農業が抱える諸課題に対応するため、営農改善推進協議会など農業関連団体への参加をはじめ、農振法に基づく事務や各種農業施策遂行のために必要な事務を行う。			→
	農業センター管理事業 (農政部)	2	本市農業技術の向上と農業理解を促進するため、野菜・花きの生産振興を目的とした各種試験の実施のほか、都市と農村の交流を図るため農産加工や体験農園などの事業を行う。			→
	果樹産地強化支援事業 (農政部)	2	特色ある果樹産地の形成を図るため、有望品種の導入支援や、それに伴う鳥獣被害防止設備の支援を行うほか、将来にわたっての旭川果樹のファンづくりを進める。	→○		
重点	強い園芸産地づくり支援事業 (再掲) (農政部)	2	全国に誇れる安全な野菜産地を確立するため、農業生産工程管理手法(GAP)の導入推進や生産体制整備を支援する。平成27年度は、関係機関等と連携し、生産者団体による施設園芸省力化技術の導入支援を行う。	●		→
	畜産行政事業 (農政部)	2, 5	本市畜産業の持続的な発展と畜産経営の安定化を図るため、家畜伝染病の予防対策などを行う。			→
重点	農産物等流通拡大支援事業 (再掲) (農政部)	2	農産物の付加価値向上や流通の拡大を図るため、食関連事業者と農業者のマッチング、海外を含めた道外販路開拓、加工・販売施設等の整備などの取組を支援する。平成27年度は、加工・販売施設等の整備に対する支援を拡大するほか、今後の本市における6次産業化を検討するため、関係団体と検討会議を開催する。	●		→
	田畑をまもる鳥獣被害総合対策事業 (農政部)	4	農作物を獣害から守るため、旭川市鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止対策を実施する。			→

展開施策 6-1-3 製造業の生産性と付加価値の向上

概要	
製造業における生産性の向上を図るため、製品・技術開発力の向上を支援するとともに、効率的な製造体制づくりを支援する。 また、製造品の付加価値の向上を図るため、北国の特性を生かした技術開発やデザイン開発を促進する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	・一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得
	・有効求人倍率 0.42倍(平成16年度) →全道値
	・専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年) →5,600千円
施策の方向	競争力のある地域産業の育成と振興

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当: 経済観光部)	製造品出荷額等	19,104,204万円 (平成15年)	16,791,186万円 (平成24年)	19,100,000万円
評価指標2 (担当: 経済観光部)	粗付加価値額	8,805,302万円 (平成15年)	5,985,314万円 (平成24年)	8,800,000万円

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	(一財) 旭川産業創造プラザ補助金(再掲) (経済観光部)	1, 2	旭川産業創造プラザに本市の産業支援機能を集約し、強化することに伴って財政負担が増加した財団の運営を支援するため、補助金を支出する。			→
	ものづくり応援・総合人材育成事業(再掲) (経済観光部)	1, 2	地域企業の生産性・技術力・マネジメント能力向上のため、座学、実技指導等の研修を行う。			→
	産業振興行政事業 (経済観光部)	1, 2	本市産業を振興するため、関係機関との連携を図り、情報収集や連絡調整等を行う。			→
	地域企業育成事業 (経済観光部)	1, 2	本市工業を振興するため、市内に工場等を新・増設した者が一定の雇用の増加等を図った場合、課税免除及び助成金を交付する。			→

展開施策 6-1-3 製造業の生産性と付加価値の向上

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	木工芸指導行政事業 (経済観光部)	1, 2	主要な地域産業である木製品製造業及び窯業の振興のため、技術開発等の試験研究、技術指導等を行うとともに、市民に旭川家具を知ってもらい木工業に親しんでもらう場を提供する。			→
	技術指導行政事業 (経済観光部)	1, 2	工業製品の高付加価値化を図るため、機械金属工業関連の技術向上等、工業技術センター機能を充実する。			→
	工業技術センター設備整備事業 (経済観光部)	1, 2	製品の高付加価値化及び生産の合理化を図るため、金属加工機器や試験機器等の充実による工業技術センター機能の強化を進める。			→
	食品産業支援センター事業 (経済観光部)	1, 2	地場農産物を活用した付加価値の高い、市場競争力のある加工食品の開発を促進するため、地域の産業支援機関や学術機関等と連携し、食品産業を支援する。			→
重点	新製品開発・販路拡大支援事業 (経済観光部)	1, 2	中小企業の製品開発、研究及び販路開拓のため、補助金による支援を実施するとともに、商談機会を増やすための場を創出する。平成27年度は、海外への販路開拓支援の充実を図る。	●		→
重点	ユジノサハリンスク市農業パーク等支援事業 (経済観光部)	1, 2	本市企業が保有する温室技術、物流技術、土壌分析技術等を活かした地域産業の活性化を図るため、ユジノサハリンスク市が進める農業パーク建設に関する支援を行い、海外進出を促進する。		→ ○	
	旭川地酒普及促進支援事業 (経済観光部)	1, 2	地酒普及促進条例の制定を契機に地域産業の振興や地域経済活性化を図るため、地酒イベントの開催や既存イベントの活用など、市民や観光客向けに地酒普及に関するPR活動を行う。		→ ○	
	デザイン振興基金積立金 (経済観光部)	1, 2	デザインに関する事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を積み立てる。			→
重点	ビジネスプランコンテスト事業 (経済観光部)	1, 2	起業や既存企業の新分野進出の気運を高め、事業化を促進して地域経済の活性化を図るため、ビジネスプランを評価及び表彰するとともに、起業等に係る補助を行う。平成27年度は、起業条件付き補助制度を創設するとともに、補助額を増額する。	●		→

展開施策 6-1-3 製造業の生産性と付加価値の向上

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	新ビジネス創出システム推進事業 (経済観光部)	1, 2	地域のものづくり産業の技術力向上を図るため、各種産業の企業シーズを発掘、マッチングし、企業間、産学官連携による付加価値の高い製品開発を促進するとともに、創業者の製品開発のサポートを行う。	○	→	
	産業振興基金積立金 (経済観光部)	1, 2	地域産業の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を積み立てる。			→
重点	道北ものづくり応援事業 (経済観光部)	1, 2	起業・創業や企業の新分野進出の促進等を図るため、これに資するファンドを組成するLLP(有限責任事業組合)の構成者である旭川産業創造プラザに出捐金を支出するとともに、ファンド投資案件の中から地域における雇用の創出が期待される事業に対して補助金を交付し、ファンド事業の効果を高める。	●	→	
重点	あさひかわ健康食づくり推進事業 (経済観光部)	1, 2	地場産品の付加価値の向上、製造品出荷額等の増を図るため、地域の農産物や加工技術等を活かした、健康に寄与する食品開発を推進する。	●	→	
	あさひかわ菓子まつり2015開催補助金 (経済観光部)	1, 2	菓子製造業界の振興を図るため、旭川菓子商工業組合が110周年記念事業として行う「あさひかわ菓子まつり2015」の開催支援を行う。	○		
重点	企業誘致地域活力創生事業 (経済観光部)	1, 2	地域産業の高度化及び地域経済の活性化を促進し、新たな雇用機会の創出を図るため、周辺3町や経済界と連携しながら、企業折衝、情報収集、PR活動等積極的な企業誘致活動を行う。	●	→	
重点	動物園通り産業団地(仮称)開発事業貸付金 (経済観光部)	1, 2	大都市圏からの産業を呼び込み、多様な産業連携と地域経済の活性化を促進し、新たな雇用機会の創出を図るため、東旭川町日ノ出地区における産業業務施設の受け皿となる団地の開発に必要な資金を貸し付ける。	○	→	
重点	機械金属産業スタートアップ支援事業 (経済観光部)	1, 2	本市機械金属産業の発展を図るため、新規創業者等を対象として、設備投資の負担軽減や専門家による課題解決等を一体的に支援するファブレスインキュベーションルームを設置し、新たなビジネスの創出と経営の早期安定化の促進を行う。	●	→	
重点	中小企業振興資金融資事業(再掲) (経済観光部)	1, 2	市内中小企業者等の経営基盤の強化、新規創業の促進等のため、中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を行い、中小企業者等における資金調達の円滑化を図る。平成27年度は、中心市街地活性化の推進及び女性による新規創業の促進を図るため、当該融資制度における補助金の補助内容を拡充する。	●	→	

展開施策 6-1-4 クリーン農業の推進

概要	
消費者ニーズに対応した農産物生産を推進するため、気候など本市の特性を生かし、安全で低農薬なクリーン農産物の栽培技術普及や生産体制構築、PRなどを行う。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	・一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得
	・有効求人倍率 0.42倍(平成16年度)→全道値
	・専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年)→5,600千円
施策の方向	競争力のある地域産業の育成と振興

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：農政部)	クリーン農産物表示販売率	46.4% (平成16年度)	76.9% (平成24年度)	90.0%
評価指標2 (担当：農政部)	農産物販売額	98.8億円 (平成16年度)	104.9億円 (平成25年度)	100.0億円

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	土壌診断推進事業 (農政部)	1	有機物の施用などによる健全な土づくりと化学肥料を最小限に抑えた適正施肥栽培の普及を図るため、生産農家を中心とした土壌分析診断及び指導を行う。			→
	クリーン農業技術試験研究事業 (農政部)	1	クリーン農産物生産を推進するため、本市の環境に適応したクリーン農業技術の実証試験、残留農薬分析を実施し、生産者意識の高揚を図る。			→
	環境保全型農業直接支援対策事業 (農政部)	1	農業の持続的発展と、本市が推進しているクリーン農業の拡大を図るため、市内の環境保全型農業に取り組む農業者で組織する団体等を支援する。			→
重点	旭川農産物販売力向上対策事業 (再掲) (農政部)	2	旭川農産物の販売力、商品力の向上を促進するため、農業技術の底上げを図る研修活動や市民及び実需者への消費拡大PRなどの取組を支援する。平成27年度は、市民に加え、市外消費者及び観光客もターゲットにしたPR活動を支援し、旭川農産物の魅力を全国に発信する。	●		→
重点	強い園芸産地づくり支援事業 (再掲) (農政部)	2	全国に誇れる安全な野菜産地を確立するため、農業生産工程管理手法(GAP)の導入推進や生産体制整備を支援する。平成27年度は、関係機関等と連携し、生産者団体による施設園芸省力化技術の導入支援を行う。	●		→

展開施策 6-1-5 流通機能の強化と販路拡大

概要	
道北地域の消費生活の拠点として流通機能の強化を図るとともに、本市農産物や製造品などの販路拡大を図るため、地場産品の地元消費の促進や企業の市場開拓力の強化を支援する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) → 一人当たりの道民所得 有効求人倍率 0.42倍(平成16年度) → 全道値 専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年) → 5,600千円
施策の方向	競争力のある地域産業の育成と振興

評価指標	基準値	現状値	目標値(27年度)	
評価指標1 (担当：経済観光部)	年間商品販売額	1,389,767百万円 (平成14年)	1,260,629百万円 (平成19年)	1,260,629百万円
評価指標2 (担当：農政部)	農産物販売額	98.8億円 (平成16年度)	114.0億円 (平成24年度)	100.0億円
評価指標3 (担当：経済観光部)	製造品出荷額等	19,104,204万円 (平成15年)	16,791,186万円 (平成24年)	19,100,000万円

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	商業行政事業 (経済観光部)	1	市内の商業活動の活性化を図るため、商店街振興組合連合会等関係機関への支援等を行う。			→
	まちなか活性化事業基金積立金 (再掲) (経済観光部)	1	本市の物産及び観光情報の発信、並びに賑わい創出等を通じ、中心市街地の活性化を図るため、事業に必要な経費の積み立てを行う。			→
	道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金 (経済観光部)	1	(一財)道北地域旭川地場産業振興センターの円滑な運営を確保するとともに、道北地域の地場産業振興に係る支援機能の向上を図るため、同センターに対して運営費を助成する。			→

展開施策 6-1-5 流通機能の強化と販路拡大

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	旭川空港高次拠点化・道北地域連携等調査事業 (総合政策部)	1	旭川空港エリアにおいて北・北海道のおいしく豊富な食資源を中心に観光や文化など多くの魅力を発信する「SORAの駅」構想をより具体化させるため、関係機関との協議、近隣町を含む北・北海道各都市などとの連携づくりや施設整備に必要な調査を実施する。平成27年度は、施設に対するニーズ調査などを実施する。	●		→
重点	戦略的市場開拓推進事業 (経済観光部)	1	地場産品の国内外への市場開拓を図るため、旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会及びあさひかわ海外経済交流推進委員会への支援を行うとともに、アンテナショップの運営、道外への出張マルシェ及び海外展示会への出展を行う。	●		→
重点	地域商店街拠点化促進事業 (経済観光部)	1	地域のまちづくり活動を促進するため、商店街を地域のまちづくりの拠点とする取組を支援するとともに、地域イベントの開催支援を行う。	○		→
	道北地域旭川地場産業振興センター整備費補助金 (経済観光部)	1	道北地域の地場企業振興の中核施設である道北地域旭川地場産業振興センターの利便性とサービスの向上を図るため、同センターが行う男子トイレのバリアフリー化工事、Wi-Fi環境整備事業に対し補助金を交付する。	○		
重点	ユジノサハリンスク経済交流推進事業 (経済観光部)	1	道北地域の物産の海外への販路拡大や道北地域とサハリンとの人・物の交流など地域間交流を推進するため、道北各市が連携して、道北各地の物産販売や観光プロモーション・地域の紹介などを行う「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催する。平成27年度は、物産展の会期を延長するとともに、ユジノサハリンスクでのアンテナショップ開設に向けた調査を行う。	●		→
重点	北の恵み食べマルシェ開催負担金 (経済観光部)	1	本市の基幹産業である農業や主要産業である食品加工業の振興、また、上川・留萌・宗谷など道北各地の農畜産業や漁業・加工食品など食関連産業の振興と販路拡大及び情報発信力を強化するため、「北の恵み 食べマルシェ」を開催する。平成27年度は、一部のエリアで3日間の会期を2日間延長し開催する。	●		→
	まちなか交流賑わい創出事業（再掲） (経済観光部)	1	中心市街地の活性化を図るため、まちなかマネジメント協議会や市民団体等が主催するイベントの開催支援を行う。			→
	中心市街地来街環境整備事業（再掲） (経済観光部)	1	中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用した新規出店者への家賃補助を行うとともに、市民等が利用しやすい共通利用駐車場制度の運用に対して支援し、共通利用駐車券の磁気カード化など無人料金精算システムへの対応を行う。			→

展開施策 6-1-5 流通機能の強化と販路拡大

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金（再掲） （経済観光部）	1	市民のデザインマインドの向上と地域のデザイン分野に関する産業振興を図るため、産業デザインを主体とした企画展示や市民等の創作活動の成果を発表するデザインギャラリーと、産業分野その他の貴重なコレクション品を展示公開するコレクション館を管理・運営する経費を負担する。			→
	プレミアム商品券発行事業 （経済観光部）	1	市民の消費・購買意欲を喚起し、消費拡大を図るため、プレミアム付き商品券を発行する。	→○		
	あさひかわ名産品販売等促進事業 （経済観光部）	1, 2, 3	旭川地域の安心・安全で質の高い地場産品の販売促進及び知名度向上を図るため、主に本市外の消費者を対象とした購買動機につながる取組を行うことで、域外への販路拡大を推進する。	→○		
重点	新製品開発・販路拡大支援事業（再掲） （経済観光部）	1, 3	中小企業の製品開発、研究及び販路開拓のため、補助金による支援を実施するとともに、商談機会を増やすための場を創出する。平成27年度は、海外への販路開拓支援の充実を図る。	●		→
重点	ユジノサハリンスク市農業パーク等支援事業（再掲） （経済観光部）	1, 3	本市企業が保有する温室技術、物流技術、土壌分析技術等を活かした地域産業の活性化を図るため、ユジノサハリンスク市が進める農業パーク建設に関する支援を行い、海外進出を促進する。		→○	
	あさひかわ菓子まつり2015開催補助金（再掲） （経済観光部）	1, 3	菓子製造業界の振興を図るため、旭川菓子商工業組合が110周年記念事業として行う「あさひかわ菓子まつり2015」の開催支援を行う。	○		
	食品産業支援センター事業（再掲） （経済観光部）	1, 3	地場農産物を活用した付加価値の高い、市場競争力のある加工食品の開発を促進するため、地域の産業支援機関や学術機関等と連携し、食品産業を支援する。			→
重点	旭川農産物販売力向上対策事業 （農政部）	2	旭川農産物の販売力、商品力の向上を促進するため、農業技術の底上げを図る研修活動や市民及び実需者への消費拡大PRなどの取組を支援する。平成27年度は、市民に加え、市外消費者及び観光客もターゲットにしたPR活動を支援し、旭川農産物の魅力を全国に発信する。	●		→
重点	強い園芸産地づくり支援事業 （農政部）	2	全国に誇れる安全な野菜産地を確立するため、農業生産工程管理手法（GAP）の導入推進や生産体制整備を支援する。平成27年度は、関係機関等と連携し、生産者団体による施設園芸省力化技術の導入支援を行う。	●		→

展開施策 6-1-5 流通機能の強化と販路拡大

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	あさひかわ米を粉で食べよう事業 (農政部)	2	旭川産の米粉の需要を喚起し、日常的な利用を定着させるため、市民を対象に、米粉をテーマとしたイベントや料理教室等を開催する。			→
重点	農産物等流通拡大支援事業 (農政部)	2	農産物の付加価値向上や流通の拡大を図るため、食関連事業者と農業者のマッチング、海外を含めた道外販路開拓、加工・販売施設等の整備などの取組を支援する。平成27年度は、加工・販売施設等の整備に対する支援を拡大するほか、今後の本市における6次産業化を検討するため、関係団体と検討会議を開催する。	●		→
	冬期野菜生産技術調査研究事業 (農政部)	2	農家の冬期間収入を確保する手段として、道など他研究機関と連携し冬期・微加温で栽培可能な品目・栽培技術等を検討し冬期野菜生産技術の確立を図る。		○	
	子育て世帯緊急支援金支給事業 (再掲) (子育て支援部)	3	子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童一人につき2,000円を支給する。	→○		
	旭川市生活対策緊急支援金支給事業 (福祉保険部)	3	低所得者の生活を支援するため、平成26年度に実施した臨時福祉給付金対象者のうち、70歳以上の者に対し、支援金5,000円を支給する。	→○		
	技術交流事業 (都市建築部)	3	本市とモンゴル国ウランバートル市との交流を進めるため、同市の都市開発分野の技術力向上に関する各種事業を支援する。	→○		
	都市計画調査事業(再掲) (都市建築部)	3	社会経済情勢や本市の特性にふさわしい土地利用を図るため、用途地域や地区計画の見直し等により、適正な都市機能を誘導するとともに、良好な住環境の整備と円滑な経済活動を促進する。			→
重点	家具等首都圏販路拡大支援事業 (再掲) (経済観光部)	3	旭川の家具・木製品産業の販路拡大のため、首都圏で開催される展示会への出展支援を行う。平成27年度は、特注品の製造や単独での出展が困難な小規模事業者への支援を拡充する。	●		→

展開施策 6-2-1 観光振興とコンベンションの誘致

概要	
地域資源を生かした観光とコンベンションの振興を図るため、台湾、韓国、中国、東アジアなどの海外からの観光需要への対応を積極的に行うとともに、冬季における観光客の誘致、イベント開催の充実などを進める。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	・一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得
	・有効求人倍率 0.42倍(平成16年度)→全道値
	・専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年)→5,600千円
施策の方向	地域の魅力と資源を生かした産業の創出

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当:経済観光部)	観光入込客数	4,255,600人 (平成16年度)	5,333,200人 (平成25年度)	6,000,000人
評価指標2 (担当:経済観光部)	観光客宿泊延数	576,900泊 (平成16年度)	686,500泊 (平成25年度)	650,000泊
評価指標3 (担当:経済観光部)	外国人観光客宿泊延数	15,749泊 (平成16年度)	48,667泊 (平成25年度)	60,000泊
評価指標4 (担当:総合政策部)	国際線便数	378便 (平成16年度)	205便 (平成23年度)	350便
評価指標5 (担当:経済観光部)	コンベンション参加人数	248,326人 (平成16年度)	204,967人 (平成25年度)	210,000人

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	21世紀の森キャンピングカーほっとステーション整備事業 (市民生活部)	1	道内観光に訪れるキャンピングカーの利用者がより利用しやすいよう「キャンピングカーほっとステーション」として駐車場の拡張等の必要な施設整備を行う。	○	→	→
重点	中国語圏観光客おもてなし事業 (経済観光部)	1,2,3	外国人観光客の利便性や各種情報提供の充実を図るため、観光案内・中心市街地利用者一括免税手続きカウンターの設置及び運営を支援する。	●	→	→
	がんばれあさっぴー旭川PR事業 (経済観光部)	1,2	本市のイメージと知名度の向上を図るため、「あさっぴー」及び「ゆっきりん」の道内外のプロモーションへの積極的な参加やSNSによる情報発信等を行う。		→	→

展開施策 6-2-1 観光振興とコンベンションの誘致

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	旭川空港高次拠点化・道北地域連携等調査事業（再掲） （総合政策部）	1, 2	旭川空港エリアにおいて北・北海道の美味しく豊富な食資源を中心に観光や文化など多くの魅力を発信する「SORAの駅」構想をより具体化させるため、関係機関との協議、近隣町を含む北・北海道各都市などとの連携づくりや施設整備に必要な調査を実施する。平成27年度は、施設に対するニーズ調査などを実施する。	●		→
特会	（動物園事業特別会計） 施設整備事業 （経済観光部）	1, 2, 3	生命の尊さや、環境教育を体感させるとともに、まちの賑わいや活力を創出するため、北国の特性を生かした魅力ある動物園づくりを行う。			→
特会	（動物園事業特別会計） 旭山動物園施設整備基金積立金 （経済観光部）	1, 2, 3	旭山動物園の施設等の整備に当たり、必要な財源を確保するため、基金の積立てを行う。			→
	観光振興行政事業 （経済観光部）	1, 2, 3	観光を振興するため、広域観光団体に参画する圏域自治体と連携を図るとともに、観光情報の提供を行う。			→
	観光客誘致宣伝事業 （経済観光部）	1, 2, 3	滞在型観光を推進し、観光入込客数及び観光客宿泊数の増加を図るため、観光宣伝印刷物の作成、ホームページ等による情報提供、各種観光キャンペーン、観光大使への情報提供など、他都市とも連携して各種観光客誘致宣伝活動を行う。			→
	イベント推進事業 （経済観光部）	1, 2, 3	観光入込客数の増加を図るため、イベントを実施する団体に対しイベント開催経費の一部を助成する。			→
	観光情報センター運営事業 （経済観光部）	1, 2, 3	観光客の利便性の向上及びホスピタリティの向上を図るため、JR旭川駅及び買物公園に観光情報センターを設置し、最新で詳細な観光情報を提供する。			→
	動物園事業特別会計繰出金 （経済観光部）	1, 2, 3	旭山動物園の使命であるレクリエーション、環境・生命教育、種の保存、動物学研究の機能を高めるため、魅力ある北国の動物園づくりを推進する。			→
	上川広域観光圏整備事業 （経済観光部）	1, 2, 3	関係機関・団体等で構成する大雪広域観光圏推進協議会において、整備計画・整備実施計画を策定するとともに、1市7町で連携した事業等を実施する。			→

展開施策 6-2-1 観光振興とコンベンションの誘致

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	旭川観光コンベンション協会補助金 (経済観光部)	1, 2, 3	観光関係団体との連携によりオール旭川体制の充実を図り本市の観光振興を進めるため、一般社団法人旭川観光コンベンション協会への補助金を交付する。			→
	バリアフリー観光リーダー育成事業(再掲) (経済観光部)	1, 2, 3	バリアフリー観光を進めていくため、率先して推進していくリーダーの育成や対応できる人材の育成を行う。	→○		
	中心市街地Wi-Fi環境整備事業 (経済観光部)	1, 2, 3	中心市街地での観光客おもてなし体制の充実を図るため、外国人観光客にニーズの高いWi-Fi環境を中心市街地に整備する商店街振興組合に対し支援を行う。			→
	観光プロモーション推進事業 (経済観光部)	1, 2, 3	東南アジアをはじめ国内外からの観光客誘致拡大にむけて、他自治体及び関係機関とも連携しながら各種プロモーション活動を行う。	○		→
重点	冬季観光滞在促進事業 (経済観光部)	1, 2, 3	宿泊稼働率が低下する冬季における滞在型観光の推進を図るため、雪国ならではの体験メニューの実施や冬季に特化した情報発信を行うとともに、本市を代表する冬のイベントの開催支援を行う。	○		→
重点	メンタルヘルスケアツーリズム推進事業 (経済観光部)	1, 2, 3	道外や海外からの長期滞在客の誘致を図るため、集積する医療資源や自然環境などを活用した「癒やし」のコンテンツの開発や、トライアルツアーを実施する。	●		→
重点	おもてなし観光推進事業 (経済観光部)	1, 2, 3	観光客の滞在時間の増大と消費の拡大を図るため、バス利用に係る情報提供やさんろく街等の観光スポットへの案内看板を設置するなど、観光客の利便性向上に資する取組を行う。	●		→
	あさひかわ宿泊・着地型観光商品販売事業 (経済観光部)	1, 2, 3	冬冬季観光及び着地型観光の促進を図るため、旭川市内のホテル、旅館の宿泊に対するプレミアム宿泊券を発行するほか、旭川及び近郊を周遊する旅行商品にかかるプレミアム旅行券を発行する。	→○		
	航空路線確保対策事業(再掲) (総合政策部)	2	航空路線の維持、確保のため、関係機関との連携を図る。また、国際航空路線については、国際定期便の継続的・安定的運航を目指した取組を行う。			→

展開施策 6-2-2 都市農村交流の推進

概要	
本市が有する豊かな農村資源を生かした産業を振興するため、グリーンツーリズム関連ビジネスなどの起業化を促進するとともに、都市住民の農業農村に対する理解を促進する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得 有効求人倍率 0.42倍(平成16年度) →全道値 専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年) →5,600千円
施策の方向	地域の魅力と資源を生かした産業の創出

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当:農政部)	アグリビジネス起業数	40件 (平成16年度)	87件 (平成25年度)	93件
評価指標2 (担当:農政部)	都市農村交流人口	297千人 (平成16年度)	433千人 (平成24年度)	415千人

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	グリーン・ツーリズム推進事業 (農政部)	1, 2	農業経営の安定的発展と農村地域の活性化を図るため、農業者のグリーン・ツーリズム関連ビジネスへの取組を支援するとともに、農家民泊や農作業体験など、都市住民が農業及び農村にふれあう機会を創出する。			→
	江丹別若者の郷活性化対策事業 (農政部)	2	地域の交流人口拡大の中核施設として昭和61年に整備された「江丹別若者の郷」の活性化を図るため、地域住民等から構成される若者の郷活性化協議会にて施設活性化策を協議する。平成27年度は、集客力向上のための自然体験型集客メニュー等の研究開発やスポーツ合宿誘致に向けテニスコートの簡易補修、イチイ並木等周辺環境整備を実施する。	●		→

展開施策 6-2-3 旭川ブランドの創出

概要	
地域特性の魅力を発揮したブランドづくりを推進するため、生産技術等の向上や製品開発を支援するとともに、生産と販売の連携を強化する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	・一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得
	・有効求人倍率 0.42倍(平成16年度) →全道値
	・専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年) →5,600千円
施策の方向	地域の魅力と資源を生かした産業の創出

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当:経済観光部)	粗付加価値額	8,805,302万円 (平成15年)	5,985,314万円 (平成24年)	8,800,000万円
評価指標2 (担当:農政部)	農産物販売額	98.8億円 (平成16年度)	104.9億円 (平成25年度)	100.0億円

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金 (経済観光部)	1	市民のデザインマインドの向上と地域のデザイン分野に関する産業振興を図るため、産業デザインを主体とした企画展示や市民等の創作活動の成果を発表するデザインギャラリーと、産業分野その他の貴重なコレクション品を展示公開するコレクション館を管理・運営する経費を負担する。			→
	食品産業支援センター事業 (再掲) (経済観光部)	1	地場農産物を活用した付加価値の高い、市場競争力のある加工食品の開発を促進するため、地域の産業支援機関や学術機関等と連携し、食品産業を支援する。			→
重点	家具等首都圏販路拡大支援事業 (経済観光部)	1	旭川の家具・木製品産業の販路拡大のため、首都圏で開催される展示会への出展支援を行う。平成27年度は、特注品の製造や単独での出展が困難な小規模事業者への支援を拡充する。	●		→
重点	新製品開発・販路拡大支援事業 (再掲) (経済観光部)	1	中小企業の製品開発、研究及び販路開拓のため、補助金による支援を実施するとともに、商談機会を増やすための場を創出する。平成27年度は、海外への販路開拓支援の充実を図る。	●		→

展開施策 6-2-3 旭川ブランドの創出

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	旭川地酒普及促進支援事業 (再掲) (経済観光部)	1	地酒普及促進条例の制定を契機に地域産業の振興や地域経済活性化を図るため、地酒イベントの開催や既存イベントの活用など、市民や観光客向けに地酒普及に関するPR活動を行う。		○	
重点	あさひかわ健康食づくり推進事業 (再掲) (経済観光部)	1	地場産品の付加価値の向上、製造品出荷額等の増を図るため、地域の農産物や加工技術等を活かした、健康に寄与する食品開発を推進する。	●		→
	あさひかわ菓子まつり2015開催補助金(再掲) (経済観光部)	1	菓子製造業界の振興を図るため、旭川菓子商工業組合が110周年記念事業として行う「あさひかわ菓子まつり2015」の開催支援を行う。	○		
	旭川家具の品質向上推進事業 (経済観光部)	1	旭川家具の安全・安心への取組として、シックハウス原因物質に対する旭川家具の対応策を市場にPRするため、家具業界と連携し課題の抽出と解決を図り、認証あるいは表示等について検討する。		○	
○	旭川工芸デザインパイロット事業 (経済観光部)	1	旭川家具、クラフト等のブランドの向上と地域産業を支える人材の育成を図るため、新商品の開発や異業種連携による高付加価値化製品の開発支援を行う。	○		→
○	地元展示会開催支援事業 (経済観光部)	1	首都圏などから来訪する販売関連企業に旭川地域のものづくりを認知してもらうため、家具産地展会場で旭川の建具、クラフト、窯業製品等を紹介する展示を行う。	○		→
	あさひかわ米を粉で食べよう事業 (再掲) (農政部)	2	旭川産の米粉の需要を喚起し、日常的な利用を定着させるため、市民を対象に、米粉をテーマとしたイベントや料理教室等を開催する。			→
重点	農産物等流通拡大支援事業 (再掲) (農政部)	2	農産物の付加価値向上や流通の拡大を図るため、食関連事業者と農業者のマッチング、海外を含めた道外販路開拓、加工・販売施設等の整備などの取組を支援する。平成27年度は、加工・販売施設等の整備に対する支援を拡大するほか、今後の本市における6次産業化を検討するため、関係団体と検討会議を開催する。	●		
	果樹産地強化支援事業 (再掲) (農政部)	2	特色ある果樹産地の形成を図るため、有望品種の導入支援や、それに伴う鳥獣被害防止設備の支援を行うほか、将来にわたっての旭川果樹のファンづくりを進める。	→○		

展開施策 6-2-4 新規の開業や事業化の促進

概要	
地域企業等における新事業の創出や新分野への進出を促進するため、関係機関との連携により、時代ニーズと地域性に対応した新ビジネスの育成支援に努める。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活力に満ちたまちにします
成果指標	・一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得
	・有効求人倍率 0.42倍(平成16年度)→全道値
	・専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年)→5,600千円
施策の方向	地域の魅力と資源を生かした産業の創出

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当: 経済観光部)	新規開業件数	364件 (平成16年度)	399件 (平成25年度)	365件

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	地域企業経営者等育成補助金 (再掲) (経済観光部)	1	地域企業の事業拡大や新分野への進出等を促進するため、中小企業大学校の研修を受講する市内中小企業の経営者等や新たに事業にチャレンジする起業家に対して助成する。			→
重点	ビジネスプランコンテスト事業 (再掲) (経済観光部)	1	起業や既存企業の新分野進出の気運を高め、事業化を促進して地域経済の活性化を図るため、ビジネスプランを評価及び表彰するとともに、起業等に係る補助を行う。平成27年度は、起業条件付き補助制度を創設するとともに、補助額を増額する。	●		→
重点	新ビジネス創出システム推進事業 (再掲) (経済観光部)	1	地域のものづくり産業の技術力向上を図るため、各種産業の企業シーズを発掘、マッチングし、企業間、産学官連携による付加価値の高い製品開発を促進するとともに、創業者の製品開発のサポートを行う。	○		→
重点	道北ものづくり応援事業 (再掲) (経済観光部)	1	起業・創業や企業の新分野進出の促進等を図るため、これに資するファンドを組成するLLP(有限責任事業組合)の構成者である旭川産業創造プラザに出捐金を支出するとともに、ファンド投資案件の中から地域における雇用の創出が期待される事業に対して補助金を交付し、ファンド事業の効果を高める。	●		→

展開施策 6-2-4 新規の開業や事業化の促進

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	中心市街地来街環境整備事業 (再掲) (経済観光部)	1	中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用した新規出店者への家賃補助を行うとともに、市民等が利用しやすい共通利用駐車場制度の運用に対して支援し、共通利用駐車券の磁気カード化など無人料金精算システムへの対応を行う。			→
重点	中小企業振興資金融資事業(再掲) (経済観光部)	1	市内中小企業者等の経営基盤の強化、新規創業の促進等のため、中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を行い、中小企業者等における資金調達の円滑化を図る。平成27年度は、中心市街地活性化の推進及び女性による新規創業の促進を図るため、当該融資制度における補助金の補助内容を拡充する。	●		→
	(一財)旭川産業創造プラザ補助金(再掲) (経済観光部)	1	旭川産業創造プラザに本市の産業支援機能を集約し、強化することに伴って財政負担が増加した財団の運営を支援するため、補助金を支出する。			→

展開施策 6-2-5 研究機関との連携

概要	
高等教育機関や研究機関、多様な業種などの地域資源を活用した産業振興を図るため、異業種間の連携や技術開発を促進する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標6	魅力ある地域産業が育ち、活気に満ちたまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの市民所得 2,305千円(平成14年度) →一人当たりの道民所得 有効求人倍率 0.42倍(平成16年度) →全道値 専業農家一戸当たりの農業所得 4,925千円(平成15年) →5,600千円
施策の方向	地域の魅力と資源を生かした産業の創出

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当:経済観光部)	製造業における共同研究件数	10件 (平成16年度)	1件 (平成25年度)	16件
評価指標2 (担当:農政部)	農業生産における共同研究件数	0件 (平成16年度)	6件 (平成25年度)	6件

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	技術指導行政事業(再掲) (経済観光部)	1	工業製品の高付加価値化を図るため、機械金属工業関連の技術向上等、工業技術センター機能を充実する。			→
	工業技術センター設備整備事業 (再掲) (経済観光部)	1	製品の高付加価値化及び生産の合理化を図るため、金属加工機器や試験機器等の充実による工業技術センター機能の強化を進める。			→
重点	新製品開発・販路拡大支援事業 (再掲) (経済観光部)	1	中小企業の製品開発、研究及び販路開拓のため、補助金による支援を実施するとともに、商談機会を増やすための場を創出する。平成27年度は、海外への販路開拓支援の充実を図る。	●		→
重点	あさひかわ健康食づくり推進事業 (再掲) (経済観光部)	1	地場産品の付加価値の向上、製造品出荷額等の増を図るため、地域の農産物や加工技術等を活かした、健康に寄与する食品開発を推進する。	●		→

展開施策 6-2-5 研究機関との連携

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	機械金属産業スタートアップ支援事業（再掲） （経済観光部）	1	本市機械金属産業の発展を図るため、新規創業者等を対象として、設備投資の負担軽減や専門家による課題解決等を一体的に支援するファブレスインキュベートルームを設置し、新たなビジネスの創出と経営の早期安定化の促進を行う。	●	→	
	冬期野菜生産技術調査研究事業 （農政部）	2	農家の冬期間収入を確保する手段として、道など他研究機関と連携し冬期・微加温で栽培可能な品目・栽培技術等を検討し冬期野菜生産技術の確立を図る。	→	○	

重点目標7の施策体系

(基本目標3 人が行き交い、元気な経済が展開するまち)

重点目標7

目標像／【成果指標】

施策の方向

展開施策／評価指標

都市機能と生活環境が充実したまちにします

○安心して生活できる住環境が整備され、快適性、利便性が向上しています。

○みどり豊かな美しい都市景観が形成され、本市の大きな魅力である都市機能と自然が調和しています。

○本市の顔として中心市街地が活性化し、拠点性が高まり、都市的な魅力と賑わいが創出されています。

○旭川空港などの蓄積された社会資本を有効に生かすことにより、人、物、情報などの交流が活発化し、まちの活性化が図られています。

【快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合】
60.1% (平成17年度) → 70%

【心地よい景観だと感じる市民の割合】
26.2% (平成15年度) → 50%

【中心部の歩行者数】
132,157人 (平成20年度) → 145,000人

【高速交通利用者数】
553.7万人 (平成15年度) → 640万人

安全で快適に生活できる住環境の整備

拠点機能の整備

快適な生活環境の創出

- ・ 神居・江丹別地域が快適であると感じている市民の割合
- ・ 住居表示実施率
- ・ 自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じている市民の割合
- ・ 生活道路や側溝の整備状況が悪いと感じている市民の割合
- ・ 除排雪体制が良いと感じている市民の割合
- ・ 河川管理施設における大雨時の危険箇所数
- ・ 水洗化率
- ・ 住民や近隣周辺に危害を及ぼすおそれがあり、対策が必要な空き家の数

みどりを基調とした魅力ある都市空間の創造

- ・ 屋外広告物許可申請件数
- ・ 緑地の割合

中心市街地の活性化

- ・ 地区別商店数 (中心市街地該当分)
- ・ 地区別商品販売額 (中心市街地該当分)

総合交通体系の形成

- ・ 都市内幹線道路における渋滞箇所数
- ・ 空港乗降客数
- ・ 旭川北・鷹栖インターチェンジの利用台数
- ・ バス輸送人員

北彩都の整備促進

- ・ 北彩都あさひかわの宅地利利用率
- ・ 北彩都あさひかわにおける南北道路の通過交通量

展開施策 7-1-1 快適な生活環境の創出

概要	
快適性と利便性の高い生活環境を創出するため、道路や河川、住宅の整備など生活基盤を高める取組を進める。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標7	都市機能と生活環境が充実したまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 60.1% (平成17年度) → 70% ・心地よい景観だと感じる市民の割合 26.2% (平成15年度) → 50% ・中心部の歩行者数 132,157人 (平成20年度) → 145,000人 ・高速交通利用者数 553.7万人 (平成15年度) → 640万人
施策の方向	安全で快適に生活できる住環境の整備

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：総合政策部)	神居・江丹別地域が快適であると感じている市民の割合	25.4% (平成15年度)	39.7% (平成24年度)	35.0%
評価指標2 (担当：市民生活部)	住居表示実施率	67.4% (平成17年度)	69.9% (平成25年度)	71.0%
評価指標3 (担当：都市建築部)	自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じている市民の割合	11.3% (平成15年度)	9.9% (平成24年度)	10.0%未満
評価指標4 (担当：土木部)	生活道路や側溝の整備状況が悪いと感じている市民の割合	22.4% (平成15年度)	24.4% (平成24年度)	12.0%
評価指標5 (担当：土木部)	除排雪体制が良いと感じている市民の割合	19.0% (平成15年度)	14.2% (平成24年度)	20.0%
評価指標6 (担当：土木部)	河川管理施設における大雨時の危険箇所数	15か所 (平成17年度)	10か所 (平成25年度)	9か所
評価指標7 (担当：水道局)	水洗化率	90.0% (平成16年度)	96.5% (平成25年度)	96.6%
評価指標8 (担当：都市建築部)	住民や近隣周辺に危害を及ぼすおそれがあり、対策が必要な空き家の数(棟)	28棟 (平成25年度)	28棟 (平成25年度)	18棟

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	地域振興事業 (総合政策部)	1	地域コミュニティの活性化と持続的安定を図るため、地域の資源や特性を市内外へPRすることにより、地域における交流と定住を促進する。また、各種団体と連携・協力し、活動を行うほか、移住希望者への情報発信、江丹別地域への定住希望者への支援等を行う。			→

展開施策 7-1-1 快適な生活環境の創出

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	住居表示推進事業 (市民生活部)	2	市民生活の利便性と行政効率の向上のため、「住居表示に関する法律」に基づき、合理的で分かりやすい住居表示及び町名並びに町界整備を行う。			→
	高齢化対応住宅普及促進事業 (都市建築部)	3	高齢者の安全安心に配慮した住宅改修や住環境整備を推進するため、医療・福祉・建築関係者による研修会等を開催するとともに、工事費の一部を補助する。			→
	住生活基本計画改定事業 (都市建築部)	3	時代の変化に合わせた官民間わなない住まいづくりの指針を示すため、平成27から28年度の2か年で住生活基本計画を改定する。平成27年度は、市民アンケート調査を実施する。	○		→○
	市営住宅整備事業 (都市建築部)	3	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃の住宅を供給するため、市営住宅の整備を行う。			→
	市営住宅整備関連事業 (都市建築部)	3	市営住宅整備事業の円滑な推進を図るため、建替団地等の既存入居者に移転費を支払う。			→
	建築物耐震改修促進事業 (都市建築部)	3	建築物の耐震化を促進し、地震の被害から市民の生命や財産を守るため、耐震診断、耐震改修に関する講習会を開催するとともに、住宅の耐震診断等に要する費用の一部を補助する。			→
	高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金 (都市建築部)	3	中心市街地における市民の快適な住環境を確保するため、高齢者の安全安心に配慮した高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部を補助する。			→
	市営住宅改修事業 (都市建築部)	3	市営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するため、計画的な改修を行う。			→

展開施策 7-1-1 快適な生活環境の創出

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	住宅改修促進事業 (都市建築部)	3	地域経済の活性化を図り、かつ既存住宅ストックの長寿命化や良質な住環境の整備などの市民が安心して住み続けられる住まいづくりを促進するため、市内の建築関係者を利用して行う住宅改修工事費の一部を補助する。	→○		
	生活道路整備事業 (土木部)	4	安全で快適な道路空間の形成とバリアフリー化を推進するため、児童や高齢者、更には障害者に配慮した生活道路や通学路等の整備を行う。			→
	道路橋りょう整備事業 (土木部)	4	拠点機能を支える安全で快適な交通網の充実を図り、快適な市民生活の確保や歩行者の安全性・利便性を確保するため、市内の準幹線的な道路や橋りょうの整備を進める。			→
	側溝整備事業 (土木部)	4	生活環境の安全性・快適性を確保するため、排水機能を低下させる凸凹路面の解消等も含め、本市に適した排水機能を有する道路構造へとするための改良整備を推進する。			→
	土木ストック調査事業 (土木部)	4	公共土木施設における公有財産の適切かつ効果的な維持管理を行うため、道路・河川、公園、旭川空港に関する財産の調査及びデータベース化を行う。			→
企会	(下水道事業会計) 下水道雨水幹線の整備事業 (水道局)	4	大雨から市民生活の安心と安全を守り、快適な生活環境を創出するため、市街地の雨水を速やかに排除する雨水幹線の整備を行う。			→
	雪対策事業 (土木部)	5	冬期間の安全・安心で快適な都市機能の確保のため、効率的な雪対策の推進や、雪に親しみ雪に強い快適な生活環境の創出を図る。			→
	除雪事業 (土木部)	5	冬期間における安全・安心な道路空間を確保するため、効率的な除排雪を行う。			→
	河川整備事業 (土木部)	6	洪水被害から住民を守るため、普通河川で洪水が発生しやすい危険箇所の計画的な整備を行う。			→

展開施策 7-1-1 快適な生活環境の創出

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
企会	(下水道事業会計) 下水処理場設備の更新・機能高度化 事業 (水道局)	7	下水処理場の機能維持を図り快適な生活環境を創出するため、処理場設備の更新・機能高度化を行う。			→
企会	(下水道事業会計) 下水道の普及事業 (水道局)	7	公共下水道の持つ地域環境改善の役割について市民に啓発を行うため、広報活動を積極的に活用するとともに、水洗化を促進し快適な生活環境を創出するため、下水道未接続家屋への普及促進及び無利子改造資金の融資あっせんを行う。			→
	空き家等総合対策事業 (都市建築部)	8	適正な管理がされていない空き家等に関する問題を早期に解決するとともに、空き家等が管理されなくなることを未然に防止するため、相談窓口の設置、不良空き家住宅の除却費の一部補助、緊急安全措置などを行う。			→

展開施策 7-1-2 みどりを基調とした魅力ある都市空間の創造

概要	
みどりを基調とした魅力ある都市空間を創造するため、美しい都市景観の形成や公園の整備を含めた都市内の緑化を推進する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標7	都市機能と生活環境が充実したまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 60.1% (平成17年度) → 70% ・心地よい景観だと感じる市民の割合 26.2% (平成15年度) → 50% ・中心部の歩行者数 132,157人 (平成20年度) → 145,000人 ・高速交通利用者数 553.7万人 (平成15年度) → 640万人
施策の方向	安全で快適に生活できる住環境の整備

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：都市建築部)	屋外広告物許可申請件数	989件 (平成14～16年度の合計)	1,389件 (平成23～25年度の合計)	1,290件 (平成25～27年度の合計)
評価指標2 (担当：土木部)	緑地の割合	9.5% (平成17年度)	9.8% (平成25年度)	13.9%

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	屋外広告物対策事業 (都市建築部)	1	良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、屋外広告業の登録及び屋外広告物の調査等を行う。			→
	運動公園整備事業 (土木部)	2	みどり豊かで魅力ある都市空間形成のため、東光スポーツ公園の整備を行う。平成27年度は複合体育施設の基本設計や球技場夜間照明の実施設設計等を行う。	●		→
	花咲スポーツ公園改修事業(再掲) (土木部)	2	スポーツ活動の場の充実を図るため、花咲スポーツ公園の改修を行う。			→
	都市計画公園整備事業 (土木部)	2	市民生活に緑のうるおいを提供するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地の整備を行うとともに、パークゴルフ場等の維持管理を協働で行うための仕組みづくりを進める。			→

展開施策 7-1-2 みどりを基調とした魅力ある都市空間の創造

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	公の施設(彫刻公園)建設 基金積立金 (土木部)	2	魅力ある都市空間の形成に資する彫刻の公園を造成するため、基金利息の積立てを行う。			→
	緑化推進事業 (土木部)	2	市民の緑化意識を高め、地域における美化活動等を推進するため、町内会等が行う花壇づくりへの支援など、環境整備や美化等の取組を行う。また、落ち葉を再資源化し、緑化活動に活用していく仕組みを構築するため、地域住民との協働により、落ち葉を収集し腐葉土化する取組を進める。			→
	都市緑化基金積立金 (土木部)	2	潤いのあるみどり豊かな街づくりを行うため、寄付金等を財源に基金の積立てを行う。			→
	河川環境整備基金積立金 (土木部)	2	河川愛護に係る事業を行うため、寄付金等を財源に基金の積立てを行う。			→
	水辺環境推進事業 (土木部)	2	河川愛護思想等の普及啓発を図るため、子どもの水辺協議会開催・川の体験学習会(指導者育成)の実施等河川愛護、河川とのふれあい促進事業を行う。			→
	公園危険木管理調査事業 (土木部)	2	公園利用者の安全確保を図るため、老朽・病害木等の調査を行い、危険な樹木の伐採処理を行う。			→

展開施策 7-2-1 中心市街地の活性化

概要	
中心市街地活性化のため、中心部のにぎわいづくりへの支援や、まちなか居住を推進する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標7	都市機能と生活環境が充実したまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 60.1% (平成17年度) → 70% ・心地よい景観だと感じる市民の割合 26.2% (平成15年度) → 50% ・中心部の歩行者数 132,157人 (平成20年度) → 145,000人 ・高速交通利用者数 553.7万人 (平成15年度) → 640万人
施策の方向	拠点機能の整備

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：経済観光部)	地区別商店数（中心市街地該当分）	745事業所 (平成14年)	618事業所 (平成19年)	618事業所
評価指標2 (担当：経済観光部)	地区別商品販売額（中心市街地該当分）	95,977百万円 (平成14年)	70,123百万円 (平成19年)	70,123百万円

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	まちなか活性化事業基金積立金 (経済観光部)	1,2	本市の物産及び観光情報の発信，並びに賑わい創出等を通じ，中心市街地の活性化を図るため，事業に必要な経費の積み立てを行う。			→
	中心市街地活性化基本計画推進事業 (総合政策部)	1,2	基本計画を推進するため，各種調査や国など関係機関との協議を行うとともに，計画事業等を審議する中心市街地活性化協議会の運営支援を行う。	○		
	旭川都心地区整備事業(再掲) (都市建築部)	1,2	都心部の賑わいの創出と地域経済の活性化のため，北彩都あさひかわの新しいまちづくりを進めるとともに，既存都心部と連携し，地域資源を生かして拠点性の高い活力ある都心空間を形成する。			→
	民間集客施設等バリアフリー改修事業 (都市建築部)	1,2	中心市街地の既存の民間集客施設・商業施設等のバリアフリー改修を推進するため，工事費の一部を補助する。	→○		

展開施策 7-2-1 中心市街地の活性化

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	こども向け屋内遊戯場運営事業（再掲） （子育て支援部）	1, 2	子ども自身が考え、主体的に遊ぶことができる機会を提供するため、中心市街地において親子連れが気軽に立ち寄れる遊戯場を運営する。			→
	優良建築物整備事業補助金 （都市建築部）	1, 2	市街地環境の整備改善，良好な市街地住宅の供給等を支援するため，土地利用の共同化，高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業者に対して，建設工事費等の一部を補助する。	→○		
○	買物公園補助交通運行事業 （総合政策部）	1, 2	買物公園の交通利便性の向上を図るため，補助交通機関の導入に向けた調査・検討を行う。	○		
	まちなか居住促進事業 （総合政策部）	1, 2	中心市街地に住む人を増やすため，市民ニーズに応じたまちなかへの移住・住み替えの情報提供や支援制度を構築し，それらを組み合わせてまちなか居住の推進を図る。			→
	北彩都地区観光集客施設調査・検討事業 （総合政策部）	1, 2	北彩都地区に本市のシンボルとなる観光集客施設を整備するため，シンボル施設建設候補地の売却に向けた取組を行う。		→○	
重点	地域を支えるシニア世代人材育成事業（再掲） （社会教育部）	1, 2	高齢者の学びや活動の拠点となるシニア大学の運営を行うとともに，学びの成果を積極的に地域社会に生かすため，地域づくりやまちづくりを担う人材を高齢者学習の場から育成する。平成27年度は「まちなか講座」の内容充実を図る。	●		→
	買物公園キャノピー整備事業 （土木部）	1, 2	都心部の回遊性を高め，中心市街地の活性化を図るため，キャノピーを整備する。		→○	

展開施策 7-2-1 中心市街地の活性化

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
重点	北の恵み食べマルシェ開催負担金 (再掲) (経済観光部)	1, 2	本市の基幹産業である農業や主要産業である食品加工業の振興, また, 上川・留萌・宗谷など道北各地の農畜産業や漁業・加工食品など食関連産業の振興と販路拡大及び情報発信力を強化するため, 「北の恵み 食べマルシェ」を開催する。平成27年度は, 一部のエリアで3日間の会期を2日間延長し開催する。	●	→	→
	まちなか交流賑わい創出事業 (経済観光部)	1, 2	中心市街地の活性化を図るため, まちなかマネジメント協議会や市民団体等が主催するイベントの開催支援を行う。	○	→	→
	中心市街地来街環境整備事業 (経済観光部)	1, 2	中心市街地の活性化を図るため, 空き店舗を活用した新規出店者への家賃補助を行うとともに, 市民等が利用しやすい共通利用駐車場制度の運用に対して支援し, 共通利用駐車券の磁気カード化など無人料金精算システムへの対応を行う。	○	→	→
重点	中小企業振興資金融資事業 (再掲) (経済観光部)	1, 2	市内中小企業者等の経営基盤の強化, 新規創業の促進等のため, 中小企業振興資金に係る原資預託及び利子補給等を行い, 中小企業者等における資金調達の円滑化を図る。平成27年度は, 中心市街地活性化の推進及び女性による新規創業の促進を図るため, 当該融資制度における補助金の補助内容を拡充する。	●	→	→
	バーサーロペット・ジャパン開催負担金 (再掲) (市民生活部)	2	クロスカントリースキー, 歩くスキーの振興を図るため, バーサーロペット・ジャパンを開催する。			→
	街あかり推進事業 (都市建築部)	2	良好な夜間景観を創出するため, イルミネーションの設置等を行う。			→
	買物公園自転車対策事業 (土木部)	2	中心市街地のにぎわいづくりと安全・美観を保持するため, 買物公園及び周辺市道の放置自転車調査・撤去等を行う。			→
	都市計画調査事業 (再掲) (都市建築部)	2	社会経済情勢や本市の特性にふさわしい土地利用を図るため, 用途地域や地区計画の見直し等により, 適正な都市機能を誘導するとともに, 良好な住環境の整備と円滑な経済活動を促進する。			→
	市営住宅整備事業 (再掲) (都市建築部)	2	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃の住宅を供給するため, 市営住宅の整備を行う。			→

展開施策 7-2-1 中心市街地の活性化

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	中心市街地道路整備事業 (土木部)	2	中心市街地の魅力と賑わいを創出するため、老朽化が進む道路のバリアフリー化や景観に配慮した道路空間の整備改善を行う。			→
	常磐公園改修事業 (土木部)	2	公園利用者の利便性を向上させ、中心市街地へ訪れる人を増やすため、現在の空間を活かしながら、老朽化した便益施設等の更新、園路広場の整備、総合案内サイン及び誘導サインの整備等を行う。	→○		
	高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金 (再掲) (都市建築部)	2	中心市街地における市民の快適な住環境を確保するため、高齢者の安全安心に配慮した高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部を補助する。			→

展開施策 7-2-2 総合交通体系の形成

概要	
都市としての拠点性を高めるよう総合交通体系の形成を図るため、旭川空港や鉄道網、道路網などの社会資本を活用し、公共交通機関をはじめとする交通ネットワークを形成する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標7	都市機能と生活環境が充実したまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 60.1% (平成17年度) →70% ・心地よい景観だと感じる市民の割合 26.2% (平成15年度) →50% ・中心部の歩行者数 132,157人 (平成20年度) →145,000人 ・高速交通利用者数 553.7万人 (平成15年度) →640万人
施策の方向	拠点機能の整備

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当:土木部)	都市内幹線道路における渋滞箇所数	14か所 (平成17年度)	12か所 (平成25年度)	9か所
評価指標2 (担当:総合政策部)	空港乗降客数	113万人 (平成16年度)	110万人 (平成25年度)	118万人
評価指標3 (担当:総合政策部)	旭川北・鷹栖インターチェンジの利用台数	7,530台/日 (平成15年度)	7,313台/日 (平成20年度)	7,966台/日
評価指標4 (担当:総合政策部)	バス輸送人員	16,386,704人 (平成16年度)	13,531,255人 (平成24年度)	16,386,000人

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	都市計画道路整備事業 (土木部)	1	総合交通体系の確立に向けた、都市内の幹線道路網の体系的整備を進めるため、地区の幹線道路や橋りょうの整備を推進する。			→
	地域公共交通対策事業 (総合政策部)	1, 3, 4	路線バスなどの、公共交通体系の維持、確保、充実のため、地域や関係機関との連携を図りながら、路線維持対策、利用促進事業等を行う。			→
	空港対策事業 (土木部)	2	総合交通体系を維持するため、空港の周辺対策として、空港保安用地ほかの管理等を実施する。			→
	空港整備事業 (土木部)	2	都市としての拠点性を高め、より一層の交流を促すため、空港施設の整備を実施する。			→

展開施策 7-2-2 総合交通体系の形成

区分	優良建築物整備事業補助金		事業内容	年度計画		
				27	28	29
	空港車両等整備事業 (土木部)	2	航空機の安全運航を図るため、空港の維持管理に必要な車両の配備を行う。			→
重点	旭川空港高次拠点化・道北地域連携等調査事業（再掲） (総合政策部)	2	旭川空港エリアにおいて北・北海道の美味しく豊富な食資源を中心に観光や文化など多くの魅力を発信する「SORAの駅」構想をより具体化させるため、関係機関との協議、近隣町を含む北・北海道各都市などとの連携づくりや施設整備に必要な調査を実施する。平成27年度は、施設に対するニーズ調査などを実施する。	●		→
	航空路線確保対策事業 (総合政策部)	2	航空路線の維持、確保のため、関係機関との連携を図る。また、国際航空路線については、国際定期便の継続的・安定的運航を目指した取組を行う。			→
	サイクル&バスライド駐輪施設整備事業 (総合政策部)	4	自転車で自宅からバス停まで行き、バスに乗り換えるサイクル&バスライドによるアクセス向上を図るため、利便性の高いバス停周辺に自転車ラックを整備する。			→
	バスロケーションシステム実証実験事業 (総合政策部)	4	バス利用者の利便性を向上するため、バスの運行状況を把握できるバスロケーションシステムを試験的に導入し、効果等について調査を実施する。	●		→

展開施策 7-2-3 北彩都の整備促進

概要	
都市機能の集積を促す北彩都あさひかわの整備を促進するため、鉄道高架による南北市街地の一体化や円滑な交通ネットワークの形成、河川空間など自然と調和した土地利用を推進する。	

位置付け	
基本目標3	人が行き交い、元気な経済が展開するまち
重点目標7	都市機能と生活環境が充実したまちにします
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に生活できる環境にあると感じる市民の割合 60.1% (平成17年度) → 70% ・心地よい景観だと感じる市民の割合 26.2% (平成15年度) → 50% ・中心部の歩行者数 132,157人 (平成20年度) → 145,000人 ・高速交通利用者数 553.7万人 (平成15年度) → 640万人
施策の方向	拠点機能の整備

評価指標		基準値	現状値	目標値(27年度)
評価指標1 (担当：都市建築部)	北彩都あさひかわの宅地利利用率	42.0% (平成17年度)	62.1% (平成25年度)	70.5%
評価指標2 (担当：都市建築部)	北彩都あさひかわにおける南北道路の通過交通量	17,400台/日 (平成17年度)	34,200台/日 (平成23年度)	44,000台/日

区分	事業名/担当部局	関連する評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	駅周辺地区用地管理事業 (都市建築部)	1, 2	北彩都あさひかわにおける売却用地（旧旭川土地開発公社用地）等の管理及び売却を行う。			→
	北彩都あさひかわ推進事業 (都市建築部)	1, 2	北彩都あさひかわの整備促進のため、都市基盤施設等の整備内容の充実及び関係機関との調整を行う。			→
	旭川都心地区整備事業 (都市建築部)	1, 2	都心部の賑わいの創出と地域経済の活性化のため、北彩都あさひかわの新しいまちづくりを進めるとともに、既存都心部と連携し、地域資源を生かして拠点性の高い活力ある都心空間を形成する。			→

展開施策 7-2-3 北彩都の整備促進

区分	事業名/担当部局	関連する 評価指標	事業内容	年度計画		
				27	28	29
	北彩都ガーデングランドオープン 準備事業 (都市建築部)	1,2	新たな中心部の集客施設となる北彩都ガーデンについて、集客力の高い運営を目指すため、ガーデンセンターの備品等を整備し、グランドオープンに伴うイベントを開催する。	○		
	北彩都ガーデン管理事業 (都市建築部)	2	市民に愛される「あさひかわ北彩都ガーデン」維持のため、市民とともに作るガーデンを目標とし、より良質な管理を行う。			→
	駅前広場管理事業 (都市建築部)	2	旭川駅北・南広場を良好な状態で活用するため、広場における清掃・除雪等の日常管理業務及び交通安全の確保等に係る管理業務を行う。			→

重点目標8の施策体系

(基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営)

重点目標 8

市民の主体的な自治によるまちづくりを行います

目標像／【成果指標】

○住民の自主的な取組など、生き生きとした市民活動が行われています。

【地域で主体的に活動している市民の割合】

16.2% (平成17年度) → 25%

基本的方向

市民参加と協働の推進

市民と行政の的確な役割分担

取組項目

市政情報の積極的な発信

市民参加ツールの充実

男女共同参画の推進

各種施策への民間の積極的な導入

受益と負担の適正化

取組項目 8-1-1 市政情報の積極的な発信

概 要	
市民参加によるまちづくりを進めるため、わかりやすく読みやすい市民広報の提供など、市政情報の積極的な発信に努める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2% (平成17年度) →25%
基本的方向	市民参加と協働の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	市民参加推進事業（再掲） （市民生活部）	市政に対して、市民の参加を推進するため、市民が意見を述べたり、提案を行うための各種市民参加手続を実施するとともに、公文書の公開請求等の相談や受付など、両制度の適正な運用を行う。			→
	広報活動事業（再掲） （総合政策部）	行政サービスの情報などを市民に提供するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、冊子など各種広報媒体を通じて、より正確かつタイムリーに市民に伝えていく。			→
	市民広報発行事業（再掲） （総合政策部）	市政の現状や施策の内容、行政サービスなどの市政情報を市民に提供するため、市民広報誌を毎月発行し、市内の全世帯に配布する。			→
	広報広聴戦略プラン推進事業（再掲） （総合政策部）	広報広聴戦略プラン3つの基本戦略（職員一人一人の意識改革、市民の理解と協働につながる広報広聴活動の充実、まちの魅力の再発見と発信強化）を実現するため、ホームページの充実をはじめ、広報広聴技術の向上や各種媒体を活用した情報発信など、広報広聴活動を行う。平成27年度は、ホームページの利便性・デザイン・アクセシビリティ向上のため、CMSを導入する。	●		→

取組項目 8-1-2 市民参加ツールの充実

概要	
市民参加と協働によるまちづくりを進めるため、市民の様々なアイデアを施策に取り入れることができるよう、市民が市政に参加することができる機会を充実する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2%(平成17年度) →25%
基本的方向	市民参加と協働の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	広聴活動事業 (総合政策部)	市民参加のまちづくりの推進及び市政への反映を目的として、市民等から広く意見・提言を求めるため、「市長への手紙(まちづくり電子提案箱を含む。)」などを実施する。			→
	まちづくり対話事業 (総合政策部)	市民参加のまちづくりの推進及び市政への反映を目的として、市政やまちづくりに対する意見・提言などについて、市長が直接市民の生の声を聴くため、「まちづくり対話集会」を実施する。			→
	市民アンケート調査事業 (総合政策部)	市政運営やまちづくりの基礎的な資料とするとともに総合計画の進捗状況を計る指標として活用するため、市政や市民生活に関する意識等についてアンケート調査を実施する。	○		○
	市民参加推進事業(再掲) (市民生活部)	市政に対して、市民の参加を推進するため、市民が意見を述べたり、提案を行うための各種市民参加手続を実施するとともに、公文書の公開請求等の相談や受付など、両制度の適正な運用を行う。			→
	市民活動交流センター管理事業(再掲) (市民生活部)	市民活動の支援と市民の交流と協働を促進するため、市民活動交流センターの管理運営のほか、市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、学習の機会の提供、交流及び協働の促進等のセンター事業を実施する。			→
	協働のまちづくり推進事業(再掲) (市民生活部)	市民と行政との協働の推進及び市民活動の促進のため、「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」や職員協働啓発研修を実施するとともに、NPO法人認証事務を実施する。			→

取組項目 8-1-3 男女共同参画の推進

概要	
市民参加のまちづくりの理念を尊重し、市民が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた各種施策の構築を進める。	

位置付け	
基本目標 4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標 8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2% (平成17年度) →25%
基本的方向	市民参加と協働の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	男女共同参画推進事業 (総合政策部)	男女共同参画社会を実現するため、あさひかわ男女共同参画基本計画に掲げる目標の達成に向け、庁内推進体制を活用しながら、啓発活動をはじめとする各種施策を推進する。			→
重点	女性活躍・ワークライフバランス推進事業 (総合政策部)	男女共同参画社会を実現するため、女性の活躍推進と仕事と家庭の調和の実現に向けた啓発事業を実施するとともに、人口減少対策に向けた、若年層の結婚観やワークライフバランス等に関する意識調査等を実施する。	●	→	○

取組項目 8-2-1 各種施策への民間の積極的な導入

概要	
市民と行政の的確な役割分担を進めるため、市民の主体性を尊重し、個人ではできないことを地域や団体が担い、地域や団体ではできないことを行政が担うという、補完性の原理に基づき、地域住民や企業、NPO等の活力を最大限に活用した各種施策の構築を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2%(平成17年度) →25%
基本的方向	市民と行政の的確な役割分担

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	市民活動交流センター管理事業 (再掲) (市民生活部)	市民活動の支援と市民の交流と協働を促進するため、市民活動交流センターの管理運営のほか、市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、学習の機会の提供、交流及び協働の促進等を図る事業を実施する。			→
	協働のまちづくり推進事業(再掲) (市民生活部)	市民と行政との協働の推進及び市民活動の促進のため、「市民の企画提案による協働のまちづくり事業」や職員協働啓発研修を実施するとともに、NPO法人認証事務を実施する。			→
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (再掲) (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			→

取組項目 8-2-2 受益と負担の適正化

概要	
市民の主体性を尊重したまちづくりを進めるため、個人ではできないことを地域や団体が担い、地域や団体ではできないことを行政が担うという、補完性の原理に基づく視点と併せて、負担の公平性の確保、受益者負担の原則、原価主義の観点から、各種施策の構築を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標8	市民の主体的な自治によるまちづくりを行います
成果指標	・地域で主体的に活動している市民の割合 16.2% (平成17年度) →25%
基本的方向	市民と行政の的確な役割分担

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (再掲) (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			→

重点目標9の施策体系

(基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営)

重点目標9

目標像／【成果指標】

基本的方向

取組項目

地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います

○市民が本市の歴史、自然、人材、都市機能などあらゆる地域の特性や資源を、自らのものとして親しみを持ち、長所としてそれらを理解しています。

【本市に愛着や親しみを感じている市民の割合】
76.8%（平成15年度）→80%

地域資源の有効活用

既存施設の活用

人的資源の活用

地域特性や時代変化への的確な対応

適切な状況の把握と分析

施策の的確な「選択と集中」

国際交流の推進

取組項目 9-1-1 既存施設の活用

概要	
市有施設の維持管理をシステム化し、施設の長寿命化とコストの平準化を図りつつ計画的に維持補修し、良好な状態で長期にわたり有効に活用しながら、既存の施設活用を優先した各種施策の構築を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標9	地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います
成果指標	本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 76.8% (平成15年度) →80%
基本的方向	地域資源の有効活用

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	旧北都商高跡地利用推進事業（再掲） （学校教育部）	平成22年度をもって閉校した旧北都商高の跡利用を推進するため、地元関係者や関係部長を構成員とする跡利用者選定委員会を開催して、応募者の中から跡利用者を選定する。			→

取組項目 9-1-2 人的資源の活用

概要	
本市に集積する技術やノウハウなど地域資源の活用を踏まえた各種施策の構築を進めるとともに、本市の魅力を理解する人的なネットワークを生かした市内外へのPRや交流を促進する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標9	地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います
成果指標	本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 76.8% (平成15年度) →80%
基本的方向	地域資源の有効活用

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	地域振興事業（再掲） （総合政策部）	地域コミュニティの活性化と持続的安定を図るため、地域の資源や特性を市内外へPRすることにより、地域における交流と定住を促進する。また、各種団体と連携・協力し、活動を行うほか、移住希望者への情報発信、江丹別地域への定住希望者への支援等を行う。			→
	国内都市交流事業 （総合政策部）	国内自治体と相互に連携しながら本市の魅力を発信し、地域の活性化を図るため、地域の特性や文化が異なるまちとの交流を行う。	○		→

取組項目 9-2-1 適切な状況把握と分析

概要	
変化する社会経済情勢に的確に対応しながら、これまでの本市のあゆみを踏まえつつ、各種施策の構築を進めるとともに、必要となる統計情報や歴史資料、文化財等を適切に整える。また、都市としてのアイデンティティの確立に必要な取組を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標9	地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います
成果指標	本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 76.8% (平成15年度) →80%
基本的方向	地域特性や時代変化への的確な対応

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	統計調査事業 (総務部)	本市を取り巻く社会経済情勢の的確な把握と、施策、事業の基礎資料等を整備するため、基幹統計調査を実施する。			→
	平和都市・市民憲章推進事業 (市民生活部)	平和都市宣言及び市民憲章の理念の市民への浸透を図るため、平和都市推進事業として、図画コンクール、青少年平和大使の派遣、原爆パネル・ポスター展を実施するとともに、市民憲章の普及啓発及び関連事業の取組を行う。平成27年度は、戦後70周年記念事業を実施する。	●		→
	保健統計調査事業 (保健所)	保健福祉行政施策推進のための基礎資料を得るため、各種統計調査を実施する。			→
	文化財保存事業 (社会教育部)	郷土の歴史等への理解を深め、後世への遺産として保存するため、指定文化財等の維持管理を行うとともに、埋蔵文化財の調査や文化財保持団体への支援を行う。			→
	アイヌ文化振興事業 (社会教育部)	アイヌ文化の理解の促進と保存・伝承を図るため、アイヌ民族音楽会の開催、アイヌ語地名表示板の設置、「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催などを行う。			→

取組項目 9-2-1 適切な状況把握と分析

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	都市計画調査事業 (都市建築部)	社会経済情勢や本市の特性にふさわしい土地利用を図るため、用途地域や地区計画の見直し等により、適正な都市機能を誘導するとともに、良好な住環境の整備と円滑な経済活動を促進する。			→
	地籍調査事業 (土木部)	土地境界を整理して、居住環境の向上を図るため、土地の測量を行うとともに土地所有者に係る関係資料の収集や土地所有者からの聞き取り等を行い、正確な土地情報を作成し、現地と登記所地図及び登記簿との不一致の解消を図る。			→
	平成27年国勢調査事業 (総務部)	各種行政施策や基本計画の企画・立案に資するための基礎的統計を整備するため、法定受託して国勢調査を実施する。	○		

取組項目 9-2-2 施策の的確な「選択と集中」

概要	
社会経済情勢の変化，市民ニーズなどを踏まえながら，全庁的な合意のもとで重点的方向を設定した上で，施策と事業を選択し，行政資源を集中的に配分する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標9	地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います
成果指標	本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 76.8%（平成15年度）→80%
基本的方向	地域特性や時代変化への的確な対応

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	総合計画策定事業 (総合政策部)	社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に対応し，総合的かつ計画的に市政を推進するため，市民参加を得ながら第8次総合計画の策定を行う。	→○		
○	総合計画推進事業（再掲） (総合政策部)	第7次総合計画に掲げる行政運営を推進するため，施策や事業の評価，改善，再構築を行い，選択と集中を図りながらより効果的な行政運営の推進を図る。			→
	旭川版総合戦略策定事業 (総合政策部)	国の「まち・ひと・しごと総合戦略」を踏まえ，人口減少及び地域活性化に資する具体的施策をまとめた旭川版総合戦略を策定する。	→○		

取組項目 9-2-3 国際交流の推進

概要	
地域のグローバル化が進展し、市民の国際理解や地方の国際協力・国際貢献などが求められる中において、幅広い視野を持つ各界各層の人材の育成や、地域産業・文化などにおける新たな活力と魅力の創出を図るため、姉妹友好都市などとの様々な分野での交流や、国際化の進展に対応できる各種基盤づくりを進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標9	地域特性と資源の活用によるまちづくりを行います
成果指標	本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 76.8% (平成15年度) →80%
基本的方向	地域特性や時代変化への的確な対応

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	国際交流振興事業 (総合政策部)	市民の国際理解を促進するため、市民と外国人との各種交流事業などを実施するとともに、外国人市民への生活支援や本市を訪れる外国人の利便性を高めるため、外国人相談窓口や日本語教室の開催、外国語による各種情報提供などを行う。			→
	国際親善交流事業 (総合政策部)	姉妹友好都市などとの多様な交流を推進するため、交流団体など担い手の育成・強化を支援をするとともに、青少年、文化芸術のほか、経済活動などのより幅広い分野での交流を促進する。			→
	国際戦略推進委員会運営事業 (総合政策部)	「人・物・心が世界とつながる国際交流都市」を実現するために官民が連携して意見交換、協議を行う国際戦略推進委員会を設置し、国際戦略に関わる方針などを協議しながら、本市の国際化を推進する。	○		→

重点目標 10 の施策体系

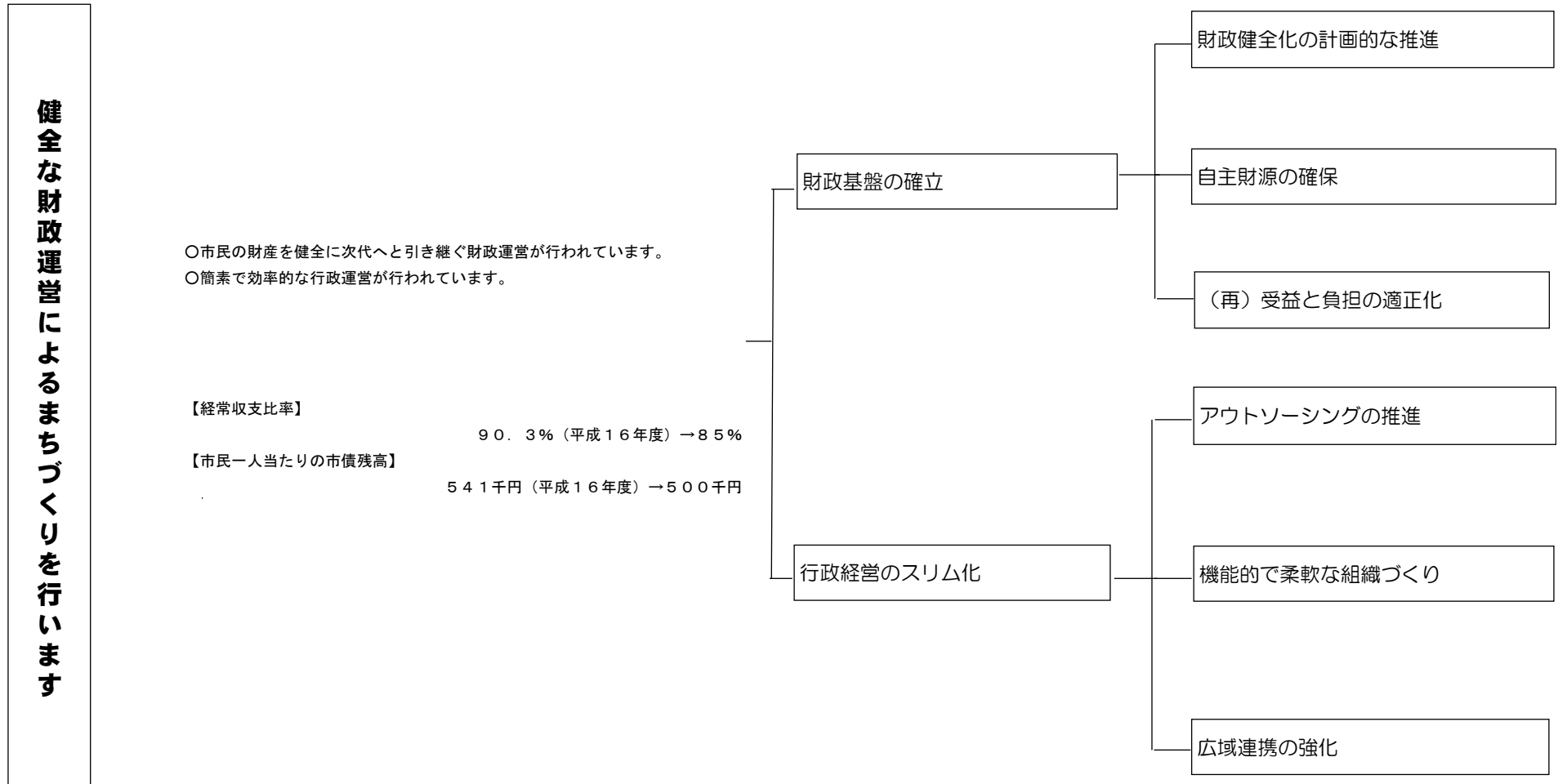
(基本目標 4 市民主体の健全で公正な自治の運営)

重点目標 10

目標像 / 【成果指標】

基本的方向

取組項目



取組項目 10-1-1 財政健全化の計画的な推進

概要	
市民サービスを持続的に提供するため、財政健全化を計画的に進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標10	健全な財政運営によるまちづくりを行います
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 90.3%（平成16年度）→ 85% ・ 市民一人あたり市債残高 541千円（平成16年度）→ 500千円
基本的方向	財政基盤の確立

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	財政調整基金積立金 (総合政策部)	財政の健全な運営に資するため、財政調整基金の積立てを行う。			→
	減債基金積立金 (総合政策部)	市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる財政の健全な運営に資するため、減債基金の積立てを行う。			→
	(一財) 旭川産業創造プラザ補助金 (経済観光部)	旭川産業創造プラザに本市の産業支援機能を集約し、強化することに伴って財政負担が増加した財団の運営を支援するため、補助金を支出する。			→

取組項目 10-1-2 自主財源の確保

概要	
増大する行政需要に対応するため、自主的に使うことのできる財源の確保を図る。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標10	健全な財政運営によるまちづくりを行います
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 90.3%（平成16年度）→ 85% ・ 市民一人あたり市債残高 541千円（平成16年度）→ 500千円
基本的方向	財政基盤の確立

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	徴収システム管理事業 (税務部)	市税等の収納率の向上を図り自主財源を確保するため、徴収システムにより滞納整理に必要な情報を一元管理し、滞納整理事務の効率化を図る。			→
	財産管理推進事業 (総務部)	公有財産の適正な管理を図るため、市有地の測量や草刈りなどを行う。			→

取組項目 10-1-3 (再) 受益と負担の適正化

概要	
中長期的な視点に立った財政健全化を進めるため、負担の公平性を確保する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標10	健全な財政運営によるまちづくりを行います
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 90.3% (平成16年度) → 85% ・ 市民一人あたり市債残高 541千円 (平成16年度) → 500千円
基本的方向	財政基盤の確立

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (再掲) (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			

取組項目 10-2-1 アウトソーシングの推進

概要	
効果的効率的な行政運営を進めるため、民間活力を積極的に活用する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標10	健全な財政運営によるまちづくりを行います
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 90.3% (平成16年度) → 85% ・ 市民一人あたり市債残高 541千円 (平成16年度) → 500千円
基本的方向	行政経営のスリム化

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (再掲) (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			→

取組項目 10-2-2 機能的で柔軟な組織づくり

概要	
新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、柔軟な組織づくりを行う。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標10	健全な財政運営によるまちづくりを行います
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 90.3% (平成16年度) → 85% ・ 市民一人あたり市債残高 541千円 (平成16年度) → 500千円
基本的方向	行政経営のスリム化

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
○	組織の見直し (総務部)	新たな行政課題や制度改正等に的確に対応した組織の見直しを行う。			→

取組項目 10-2-3 広域連携の強化

概 要	
周辺自治体の特性と機能を尊重しながら相互に補完するなど、周辺自治体等との連携を強化する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標10	健全な財政運営によるまちづくりを行います
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 90.3%（平成16年度）→ 85% ・ 市民一人あたり市債残高 541千円（平成16年度）→ 500千円
基本的方向	行政経営のスリム化

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	広域行政推進事業 (総合政策部)	住民の日常生活や経済活動等を共有する広域圏での連携を図り、地域の定住人口を確保するため、定住自立圏構想の取組などを推進する。			

重点目標11の施策体系

(基本目標4 市民主体の健全で公正な自治の運営)

重点目標11

目標像／【成果指標】

基本的方向

取組項目

市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います

○市民が市役所を自分たちの負託先として信頼しています。

【市役所に対して良い印象を持っている市民の割合】
32.9% (平成15年度) → 50%

行政改革の推進

事務執行の効率化

(再) アウトソーシングの推進

PDCAマネジメントサイクルの確立

信頼される組織づくり

職員の意識改革の推進

正確、迅速なサービスの提供

個人情報の適正管理、保護

(再) 市政情報の積極的な発信

取組項目 11-1-1 事務執行の効率化

概要	
事務処理のシステム化を推進し効率化を図るとともに、手続の簡素化を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標11	市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います
成果指標	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 32.9%(平成15年度) →50%
基本的方向	行政改革の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	情報共有化促進事業 (総務部)	行政事務の高度化・効率化を図るため、情報共有環境の整備を行うとともに、様々な外的脅威から情報機器やネットワーク等の情報資産を保護するための対策を実施する。			→
	財務会計システム管理事業 (総務部)	財務会計業務の高度化・効率化を図るため、財務会計システムの管理を行う。			→
	事務管理事業 (総務部)	行財政改革を推進するとともに、適正かつ効率的な事務執行を確立するため、事務改善に係る相談、指導及び職員提案の促進、指定管理者制度の導入、第三セクター等に係る取組などを実施する。			→
	電子市役所推進事業（再掲） (総務部)	迅速な行政サービスの提供のため、各種申請、施設予約等を行うための電子システムを導入し、運用する。			→
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			→
	固定資産地理情報システム管理事業 (税務部)	地番図等を情報システムにより運用管理し、そのデータ更新を外部委託により実施する。			→

取組項目 11-1-1 事務執行の効率化

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	保健福祉情報システム管理事業 (福祉保険部)	保健福祉関連業務の効率化のため、各事業の利用状況等のデータを処理・運用する保健福祉情報システムの管理を行う。			→
	都市計画調査事業(再掲) (都市建築部)	社会経済情勢や本市の特性にふさわしい土地利用を図るため、用途地域や地区計画の見直し等により、適正な都市機能を誘導するとともに、良好な住環境の整備と円滑な経済活動を促進する。			→

取組項目 11-1-2 (再) アウトソーシングの推進

概要	
公共のあり方を再確認し、民間活力の積極的な活用方法を検討する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標11	市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います
成果指標	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 32.9%(平成15年度) →50%
基本的方向	行政改革の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
○	行財政改革推進プログラム三訂版の推進 (再掲) (総務部)	行財政改革推進プログラム三訂版により、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な市政の一層の推進を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて市民主体のまちづくりの更なる発展を目指すなど、時代に即した市役所への転換を進める。			→

取組項目 11-1-3 PDCAマネジメントサイクルの確立

概要	
実施した事業及び施策の評価を行い、その結果を次の施策・事業の選択に生かしていく取組を進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標11	市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います
成果指標	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 32.9%(平成15年度) →50%
基本的方向	行政改革の推進

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	総合計画策定事業（再掲） （総合政策部）	社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に対応し、総合的かつ計画的に市政を推進するため、市民参加を得ながら第8次総合計画の策定を行う。	→○		
○	総合計画推進事業 （総合政策部）	第7次総合計画に掲げる行政運営を推進するため、施策や事業の評価、改善、再構築を行い、選択と集中を図りながらより効果的な行政運営の推進を図る。			→

取組項目 11-2-1 職員の意識改革の推進

概要	
社会情勢の変化に対応できる、柔軟で幅広い視野を持った職員の育成を推進する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標11	市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います
成果指標	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 32.9%(平成15年度) →50%
基本的方向	信頼される組織づくり

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	職員活性化推進事業 (総務部)	実務能力の一層の向上を図るとともに、時代の要請に応じた多様な能力開発に資するため、特別研修を行うほか職員の意識改革を促し、意欲ある職員の育成、職場の活性化に向けた研修内容の充実に努める。			▶
	職員派遣研修事業 (総務部)	国や北海道、地方自治体等への職員の派遣や相互の人事交流を行うとともに、研修機関での専門的な研修受講により、分権時代に対応できる専門知識を有し、柔軟かつ幅広い視野で考え、行動できる人材の育成を図る。			▶
○	人事評価制度の整備 (総務部)	職員の業績や能力を公正かつ客観的に評価し、処遇に反映させるとともに、人材育成、組織機能の強化・活性化を図るために、総合的な人事評価制度の構築を行う。			▶

取組項目 11-2-2 正確、迅速なサービスの提供

概要	
市民ニーズを的確に把握し、サービスの向上を図るため、電子自治体に向けた取組などを進める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標11	市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います
成果指標	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 32.9%(平成15年度) →50%
基本的方向	信頼される組織づくり

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	電子市役所推進事業 (総務部)	迅速な行政サービスの提供のために、各種申請、施設予約等を行うための電子システムを導入し、運用する。			→
	情報共有化促進事業(再掲) (総務部)	行政事務の高度化・効率化を図るため、情報共有環境の整備を行うとともに、様々な外的脅威から情報機器やネットワーク等の情報資産を保護するための対策を実施する。			→
	財務会計システム管理事業(再掲) (総務部)	財務会計業務の高度化・効率化を図るため、財務会計システムの管理を行う。			→
重点	庁舎建設整備基金積立金 (総務部)	将来の庁舎建設整備に必要な資金を確保するため、庁舎建設整備基金への積立てを行う。			→
	車両管理事業 (総務部)	市民への対応を迅速に行うため、公用車の適切な維持管理を行う。			→
重点	庁舎整備推進事業 (総務部)	平成26年度に作成した庁舎建替プランについて、市民や関係団体等から幅広く意見を聴取するほか、各種各層の外部委員で構成する審議会へ諮問するなど、市民の意見を踏まえ、庁舎整備の検討を推進する。平成27年度は、基本構想を策定する。	●		→

取組項目 11-2-2 正確、迅速なサービスの提供

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	住民サービス向上事業 (市民生活部)	市役所への来庁が困難な市民や多様な市民ニーズ（土曜日、日曜日、祝日、時間外の交付）に対応するため、住民センター等に住民票の写し・印鑑登録証明書の自動交付機を設置し市民サービスの向上を図る。			→
	東部まちづくりセンター管理事業（再掲） (市民生活部)	地域力及び住民の利便性の向上を図るとともに、安全で安心な地域の実現を目指すため、地域支援及び窓口サービスの提供を行う東部まちづくりセンター並びに南消防所豊岡出張所及び豊岡地域包括支援センターを併設する複合施設の管理・運営を行う。	○		→
重点	市民サービスセンター開設事業 (市民生活部)	中心部に無休の市民サービスセンターを開設し、平日に来庁が困難な市民に対して住民基本台帳、戸籍、印鑑登録に係る届出の受付、証明書の交付業務及び相談業務を行う。平成27年度は、試行として神楽支所で月1回土曜日に開設する。	○		
	ブロードバンド整備事業 (総務部)	情報格差是正のため、ブロードバンド未整備地域について、IRU等の手法を用いて光ファイバー等による高速通信網の整備、運用を行う。			→
	国民健康保険事業特別会計繰出金（再掲） (福祉保険部)	がん検診、特定健診等の保健事業の実施や出産育児一時金・葬祭費の支給、保険料のコンビニエンスストア収納取扱いに係る費用などのための安定した財源の確保と保険料・自己負担額の負担増の抑制により、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図るため、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰出しを行う。			→
企会	(水道事業会計、下水道事業会計) コンビニエンスストア収納取扱事業 (水道局)	水道料金・下水道使用料の支払機会の拡大・利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの収納取扱いを、収納代行業者に委託する。			→
企会	(水道事業会計、下水道事業会計) クレジットカード代理納付事業 (水道局)	水道料金・下水道使用料の支払手段の多様化・利便性の向上を図るため、代理納付者を指定し、クレジットカードでの収納を行う。			→
	コンビニ収納管理事業 (税務部)	市税の納付環境の充実を図るため、コンビニエンスストアでの収納取扱いを収納代行業者に委託する。			→

取組項目 11-2-3 個人情報の適正管理, 保護

概要	
情報化社会に対応した, 個人情報の適正な管理, 保護に努める。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標11	市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います
成果指標	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 32.9% (平成15年度) →50%
基本的方向	信頼される組織づくり

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	市民参加推進事業 (再掲) (市民生活部)	市政に対して, 市民の参加を推進するため, 市民が意見を述べたり, 提案を行うための各種市民参加手続を実施するとともに, 公文書の公開請求等の相談や受付など, 両制度の適正な運用を行う。			

取組項目 11-2-4 (再) 市政情報の積極的な発信

概要	
市民の信頼に応えるよう、市政情報を積極的に発信する。	

位置付け	
基本目標4	市民主体の健全で公正な自治の運営
重点目標11	市民の負託に的確に応える行政運営によるまちづくりを行います
成果指標	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 32.9% (平成15年度) →50%
基本的方向	信頼される組織づくり

区分	事業名/担当部局	事業内容	年度計画		
			27	28	29
	電子市役所推進事業 (再掲) (総務部)	迅速な行政サービスの提供のために、各種申請、施設予約等を行うための電子システムを導入し、運用する。			→
	市民広報発行事業 (再掲) (総合政策部)	市政の現状や施策の内容、行政サービスなどの市政情報を市民に提供するため、市民広報誌を毎月発行し、市内の全世帯に配布する。			→
	広報活動事業 (再掲) (総合政策部)	行政サービスの情報などを市民に提供するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、冊子など各種広報媒体を通じて、より正確かつタイムリーに市民に伝えていく。			→
	広報広聴戦略プラン推進事業 (再掲) (総合政策部)	広報広聴戦略プラン3つの基本戦略 (職員一人一人の意識改革、市民の理解と協働につながる広報広聴活動の充実、まちの魅力の再発見と発信強化) を実現するため、ホームページの充実をはじめ、広報広聴技術の向上や各種媒体を活用した情報発信など、広報広聴活動を行う。平成27年度は、ホームページの利便性・デザイン・アクセシビリティ向上のため、CMSを導入する。	●		→

9 評価指標一覧

展開 施策	評価指標名	部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
1-1-1	1 市民広報を読んでいる市民の割合	総合政策部	市政の情報が市民とどの程度共有化されているかを計る。	80.1% (平成17年度)	89.2% (平成24年度)	100.0%	平成17総合計画アンケート 市民アンケート
	2 ホームページアクセス件数	総合政策部 議会事務局	市政情報がどの程度市民などへ提供されているかを計る。	713,819件 (平成16年度)	1,341,141件 (平成25年度)	1,500,000件	
1-1-2	1 附属機関における公募委員の割合	市民生活部	市政への市民参加の状況の一面を附属機関の公募委員の占める割合で計る。	16.3% (平成16年度)	19.1% (平成25年度)	20.0%	公募委員総数（当該年度実施分以外も含む実数）／公募実施機関の委員総数（当該年度実施分以外も含む）
	2 行政と一緒に活動したことがある市民活動団体の割合	市民生活部	市民活動団体の活動状況を行政と一緒に活動した団体の割合で計る。	63.5% (平成15年度)	61.8% (平成19年度)	70.0%	市民活動団体へのアンケート調査／平成19実施
1-2-1	1 住民センター、地区センター利用率	市民生活部	地域住民の交流機会の充実度をコミュニティ施設の利用率で計る。	30.9% (平成16年度)	34.8% (平成25年度)	33.3%	午前・午後・夜間の年間利用総数／（年間開館日数×3）
	2 ときわ市民ホール等利用者数	市民生活部	市民の交流機会の充実度を施設の利用者数で計る。	397,972人 (平成16年度)	328,394人 (平成25年度)	420,000人	ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、勤労者体育センターの利用者数
	3 地域会館を所有する町内会の割合	市民生活部	地域住民の交流の場の充実度合いを地域会館を所有している町内会の割合で計る。	42.0% (平成17年度)	43.6% (平成25年度)	42.4%	地域会館を所有している町内会数／市内町内会総数
	4 交流施設利用者数	福祉保険部	高齢者等の社会参加や世代間交流の機会の充実度を施設の利用者数で計る。	174,116人 (平成16年度)	200,783人 (平成25年度)	241,022人	高齢者等健康福祉センター、近文市民ふれあいセンターにおける利用者数
1-2-2	1 地域活動に参加した市民の割合	市民生活部	アンケートにより地域活動に参加した市民の割合を把握することで、市民が地域の交流にどの程度参加しているかを計る。	61.6% (平成17年度)	45.2% (平成24年度)	70.0%	平成17総合計画アンケート 市民アンケート

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
1-3-1	1	ボランティア団体数	福祉保険部	福祉の担い手となる人材の育成が進んでいるのかを、ボランティア団体数で計る。	63団体 (平成16年度)	92団体 (平成25年度)	100団体	旭川市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数
	2	ボランティア人数	福祉保険部	福祉の担い手となる人材の育成が進んでいるのかを、ボランティア人数で計る。	5,294人 (平成16年度)	3,538人 (平成25年度)	5,749人	旭川市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体に所属しているボランティア数
	3	個人ボランティア人数	福祉保険部	福祉の担い手となる人材の育成が進んでいるのかを、個人のボランティア人数で計る。	121人 (平成16年度)	265人 (平成25年度)	305人	旭川市社会福祉協議会に個人ボランティアとして登録している数
	4	ファミリーサポートセンター提供会員数	子育て支援部	子育てを行っている人に対する地域の支援状況を計る。	195人 (平成16年度)	481人 (平成25年度)	600人	ファミリーサポートセンター及び緊急さぼねっこの提供会員（育児の援助を行う会員）と両方会員（援助を受け、また援助を行う会員）の合計
	5	地域活動に参加した市民の割合	市民生活部	アンケートにより地域活動に参加した市民の割合を把握することで、市民が地域の交流にどの程度参加しているかを計る。	61.6% (平成17年度)	45.2% (平成24年度)	70.0%	平成17総合計画アンケート市民アンケート
	6	廃食用油の回収に取組む町内会数	環境部	地域におけるごみの資源化への取組がどの程度進んでいるかを、廃食用油の回収に取組む町内会数で計る。	0町内会 (平成19年度)	80町内会 (平成25年度)	150町内会	
	7	落ち葉の再資源化に取組む団体数	土木部	地域における環境整備や美化などの取組がどの程度進んでいるかを、落ち葉の再資源化に取組む団体数で計る。	0団体 (平成19年度)	7団体 (平成25年度)	9団体	
	8	公園等の管理にかかわる団体数	土木部	公園等の維持管理が地域住民との協働でどの程度行われているかを、公園等の管理にかかわる団体数で計る。	0団体 (平成19年度)	3団体 (平成25年度)	7団体	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
1-3-2	1	住民防災組織の活動回数	防災安全部	住民防災組織の成熟度を、組織の年間平均活動回数により計る。	3.0回 (平成16年度)	3.3回 (平成25年度)	5.0回	住民防災組織の活動回数／組織数 住民防災組織：婦人・幼年・少年・スーパーエイジの各防火クラブ、町内会主体の防災組織、防災ボランティア組織
	2	災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	防災安全部	災害時の防災体制についての市民の評価により、市民の防災意識及び防災対策の効果を計る。	9.7% (平成15年度)	11.0% (平成24年度)	50.0%	市民アンケート
2-1-1	1	体育施設等利用者数	市民生活部	スポーツ施設が市民のスポーツ活動等にどの程度活用されているかを計る。	875,489人 (平成16年度)	900,194人 (平成25年度)	1,000,000人	
	2	施設利用者数（公民館）	社会教育部	公民館が市民の学習活動等にどの程度活用されているかを計る。	637,045人 (平成16年度)	693,444人 (平成25年度)	750,000人	
	3	図書資料貸出者数	社会教育部	市民が図書館を有効に利用している状況を、図書資料の貸出しを受けた利用者数で計る。	495,864人 (平成16年度)	491,521人 (平成25年度)	550,000人	
	4	特別展参加者数（博物館科学館）	社会教育部	市民が科学や歴史に関心を持つ度合いを、博物館科学館の各特別展の入場者数で計る。	86,634人 (平成17年度)	24,997人 (平成25年度)	50,000人	
	5	博物館の利用者数	社会教育部	市民が旭川の歴史などに関心を持つ度合いを博物館の利用者数で計る。	30,493人 (平成16年度)	23,954人 (平成25年度)	36,000人	
	6	彫刻美術館の利用者数	社会教育部	心の豊かさを享受できる文化的な環境に対する市民の関心度を彫刻美術館の利用者数で計る。	13,040人 (平成16年度)	8,011人 (平成23年度)	10,000人	平成24年より休館
	7	井上靖記念館の利用者数	社会教育部	心の豊かさを享受できる文化的な環境に対する市民の関心度を井上靖記念館の利用者数で計る。	10,077人 (平成16年度)	5,088人 (平成25年度)	9,800人	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
2-1-1	8	都市公園における運動施設の利用者数	土木部	市民が生涯を通してのスポーツ活動や生涯学習の場として利用できる施設が充実しているかを計る。	1,088,497人 (平成16年度)	1,022,695人 (平成25年度)	1,160,000人	
	9	文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合	社会教育部	市民の多様な文化芸術活動の振興状況を市民意識により計る。	28.2% (平成19年度)	28.1% (平成23年度)	40.0%	文化芸術に関する市民アンケート調査 市民アンケート
2-1-2	1	ボランティア可能な講師登録者数	社会教育部	生涯学習機会の充実と生涯学習成果の社会還元の進捗状況を、ボランティア可能な講師としてシステムに登録した人数で計る。	96人 (平成17年度)	96人 (平成25年度)	150人	旭川市生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわに登録されている講師数
	2	旭川市生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわのアクセス数	社会教育部	生涯学習情報が市民にどの程度活用されているかを計る。	3,389件 (平成17年度)	86,494件 (平成25年度)	7,000件	平成17は9/16～3/31の値
	3	文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合	社会教育部	市民の多様な文化芸術活動の振興状況を市民意識により計る。	28.2% (平成19年度)	28.1% (平成23年度)	40.0%	文化芸術に関する市民アンケート調査 市民アンケート

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
2-1-2	4	スポーツ実施率	市民生活部	市民がスポーツを実施している状況を計る。	24.8% (平成15年度)	37.7% (平成22年度)	43.0%	スポーツ活動(運動)に関する成人アンケート調査(独自調査):成人で週1回以上スポーツを行った人の割合
	5	講座等に支援的にかかわった市民の数	社会教育部	生涯学習に係る講座がどの程度市民に浸透しているかを、事業活動等に支援的に係わった市民の数で計る。	119人 (平成16年度)	1,218人 (平成25年度)	420人	
	6	講座から地域で活動を開始した市民の数	社会教育部	地域課題に取り組む市民の動向を、まちづくり等の講座を契機に、地域で活動を開始した市民の数で計る。	46人 (平成16年度)	14人 (平成25年度)	140人	
	7	一人当たり図書資料貸出点数	社会教育部	読書環境が充実しているかを、図書館資料の市民一人当たりの貸出点数で計る	6.4点 (平成16年度)	6.8点 (平成25年度)	7.3点	貸出点数/人口
	8	科学館の事業活動参加者数	社会教育部	科学に対する市民の興味の高まり度合いを、講座や実験実習など科学の普及・啓発を進めるために開催する各種の各事業活動に対する参加者数で計る。	33,433人 (平成17年度)	41,592人 (平成25年度)	42,000人	
	9	一公演当たりの入場率(市民文化会館)	社会教育部	演劇に対する市民の関心度合いを、自主文化事業公演の一公演当たりの入場率で計る。	69.5% (平成16年度)	72.1% (平成25年度)	75.0%	ホールの満席に対する割合
	10	コンサートボランティアの登録者数	社会教育部	市民の音楽芸術への関心の高まりと、音楽を通じて積極的に社会参画しようとする意欲の度合いを、コンサートボランティアの登録者数で計る。	94人 (平成17年度)	73人 (平成25年度)	110人	
	11	彫刻サポート隊の人数	社会教育部	彫刻が市民にどの程度親しまれているかを彫刻サポート隊の人数で計る。	143人 (平成17年度)	115人 (平成25年度)	180人	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
2-2-1	1	ボランティア可能な講師登録者数	社会教育部	生涯学習機会の充実と生涯学習成果の社会還元の進捗状況を、ボランティア可能な講師としてシステムに登録した人数で計る。	96人 (平成17年度)	96人 (平成25年度)	150人	生涯学習情報提供システムに登録されている講師数
	2	地域・学校交流活動人数	社会教育部	地域住民と児童生徒との交流事業の広がりを計る。	1,028人 (平成16年度)	2,435人 (平成25年度)	3,000人	
	3	講座から地域で活動を開始した市民の数	社会教育部	地域課題に取り組む市民の動向を、まちづくり等の講座を契機に、地域で活動を開始した市民の数で計る。	46人 (平成16年度)	14人 (平成25年度)	140人	
3-1-1	1	産婦訪問指導実施率	子育て支援部	安心して出産を迎えられる環境が充実しているかを計る。	44.0% (平成16年度)	90.2% (平成25年度)	100.0%	
	2	不妊相談件数	子育て支援部	不妊に悩む市民に対する適切な対応など、妊娠環境が充実しているかを計る。	98件 (平成16年度)	63件 (平成25年度)	50件	
	3	助産施設利用者数	子育て支援部	経済的な理由により入院出産が困難な妊産婦を対象として、安心して出産できるかを計る。	51人 (平成16年度)	29人 (平成25年度)	60人	
	4	出産育児一時金交付件数	福祉保険部	被保険者が出産育児に係る経済的負担の軽減を適切に受けている状況を計る。	517件 (平成16年度)	350件 (平成25年度)	533件	
	5	妊婦健康診査受診率	子育て支援部	母子の健康管理について、安心して出産を迎えられる環境が充実しているかを計る。	99.4% (平成16年度)	98.7% (平成25年度)	99.4%	
3-1-2	1	保育所待機児童数	子育て支援部	認可保育所における保育ニーズが満たされているかを計る。	207人 (平成17年度)	117人 (平成25年度)	0人	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
3-1-2	2	育児サークル数	子育て支援部	主に幼児を持つ保護者が互いに子育てに関する相談にのるなど、子育ての悩みや情報が共有化され、交流が図られているかを計る。	30団体 (平成17年度)	25団体 (平成25年度)	42団体	
	3	地域子育て支援サービス利用数	子育て支援部	地域における子育て支援サービスが充足し、その利用がなされているかを計る。	31,086人 (平成16年度)	52,219人 (平成25年度)	64,350人	地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、つどいの広場、緊急さばねっとの利用数の合計値
	4	特別保育利用率	子育て支援部	特別な保育ニーズに対して的確なサービスの提供と利用が図られているかを計る。	58.0% (平成16年度)	63.8% (平成25年度)	63.0%	特別保育利用率の対象事業は、一時預かり、延長保育、休日保育、特別支援保育、病後児保育。利用率は、入所児童/定員数
	5	児童館・児童センター利用者数	子育て支援部	児童にとって安全で快適な遊び場であり、また、保護者同士の交流を図る場がどの程度利用されているかを計る。	106,700人 (平成16年度)	115,439人 (平成25年度)	150,000人	各施設の利用者数合計
	6	子育て短期支援利用者数	子育て支援部	保護者が疾病、仕事のほか、早期療育事業等に参加することで児童を一時的に養育できなくなった場合におけるサービス利用度を計る。	204人 (平成17年度)	729人 (平成25年度)	2,520人	子育て短期支援事業、緊急さばねっと、第二庁舎託児の利用人数の合計値
	7	留守家庭児童会待機児童数	子育て支援部	就労等で放課後に保護者がいない家庭の児童が安心して保育を受けることができる状況を、定員が超過し待機している児童数で計る。	103人 (平成17年度)	96人 (平成25年度)	0人	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
3-1-2	8	乳幼児健康診査受診率	子育て支援部	乳幼児の発達・発育の確認や、疾病、異常等の予防・早期発見など、育児環境が充実しているかを計る。	92.7% (平成16年度)	95.0% (平成25年度)	95.0%	
	9	幼稚園就園率	子育て支援部	生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要である幼児期における教育を受けている状況を計る。	27.4% (平成17年度)	39.6% (平成25年度)	40.0%	
	10	病院など医療体制を評価している市民の割合	保健所	医療を受けやすい環境など、地域医療体制の充実が図られているかを、市民意識により計る。	79.4% (平成15年度)	89.6% (平成25年度)	80.0%	市民アンケート 「よい」「まあよい」「ふつう」の合計
	11	発達支援を必要とする通園児への支援の割合	子育て支援部	保育所や幼稚園において、発達が気になる子どもが支援を受けられているかを計る。	55.4% (平成18年度)	44.8% (平成25年度)	80.0%	
3-2-1	1	幼稚園就園率	子育て支援部	生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要である幼児期における教育を受けている状況を計る。	38.5% (平成17年度)	39.6% (平成25年度)	40.0%	
	2	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	学校教育部	学校において、児童生徒が楽しみながら学校生活を送り、健やかに心身の育成が図られていると感じているかを児童生徒の意識で計る。	76.6% (平成16年度)	85.3% (平成25年度)	80.0%	児童生徒へのアンケート調査
	3	学校関係者評価の実施校の割合	学校教育部	学校において創意工夫を生かした活力ある教育活動が展開されているかを計る。	72.0% (平成16年度)	100.0% (平成25年度)	100.0%	
	4	高校進学率	子育て支援部	義務教育終了後の教育機会の確保がなされている状況を計る。	98.8% (平成16年度)	99.1% (平成25年度)	98.8%	学校基本調査
	5	不登校児童生徒数	学校教育部	全ての児童生徒が本市の教育を受けることができているかを計る。	233人 (平成16年度)	200人 (平成25年度)	減少	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
3-2-2	1	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	学校教育部	学校において、児童生徒が楽しみながら学校生活を送り、健やかに心身の育成が図られていると感じているかを児童生徒の意識で計る。	76.6% (平成16年度)	85.3% (平成25年度)	80.0%	児童生徒へのアンケート調査
	2	学校現場でITを活用できる教員の割合	学校教育部	情報教育のニーズの高まりや情報化に関する環境整備が進展する中で、学校現場でコンピュータを活用できる教員の割合が高まっているかを計る。	小学校64.8% 中学校71.7% (平成18年度)	小学校72.7% 中学校80.6% (平成24年度)	全国平均値	
	3	児童生徒の精密検査受診率	学校教育部	児童生徒の健康保持増進が図られているかを、定期健康診断において、精密検査が必要とされた児童生徒の受診率で計る。	小学校92.1% 中学校93.5% (平成16年度)	小学校79.6% 中学校68.0% (平成25年度)	小中とも 100.0%	精密検査受診率
	4	学校給食が好きだと思う児童生徒の割合	学校教育部	学校給食及び学校における食事環境等に対して良い印象を持っているかを児童生徒の意識で計る。	小学校62.9% 中学校41.8% (平成17年度)	小学校68.4% 中学校49.6% (平成23年度)	小学校72.0% 中学校60.0%	児童生徒へのアンケート調査 調査対象は、小学校は5年生、中学校は2年生
3-2-3	1	地域健全育成活動組織数	子育て支援部	青少年健全育成活動において重要である地域での取組がなされているかを地区単位での子ども会活動組織数で計る。	11組織 (平成17年度)	19組織 (平成25年度)	30組織	
	2	学校、家庭、地域の連携が十分だと思う市民の割合	学校教育部	児童生徒の教育や安全確保等において、学校、家庭、地域の連携が図られているかを市民の意識で計る。	31.4% (平成17年度)	31.9% (平成24年度)	41.5%	平成17総合計画アンケート 市民アンケート
	3	「子ども110番の家」設置数	学校教育部	子どもの安全確保の取組が推進されている状況を計る。	2,200件 (平成17年度)	2,400件 (平成25年度)	2,500件	件数は、「子ども110番の家」の「旗」の設置数

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-1-1	1	地域における障害者への理解度	福祉保険部	ノーマライゼーションの考え方が、どの程度浸透しているかを市民意識により計る。	19.0% (平成17年度)	20.2% (平成21年度)	26.0%	平成17総合計画アンケート
4-1-2	1	民間シェルター入所者数	子育て支援部	配偶者等からの暴力を受ける可能性がある女性に対し、一時保護が必要となる前に早期対応することにより、入所の必要な人数の減少を図る。	24人 (平成16年度)	8人 (平成25年度)	18人	
	2	病院など医療体制を評価している市民の割合	保健所	医療を受けやすい環境など、地域医療体制の充実が図られているかを、市民意識により計る。	79.4% (平成15年度)	89.6% (平成24年度)	80.0%	市民アンケート 「よい」「まあよい」「ふつう」の合計
	3	各種支給件数	福祉保険部	医療等に係る給付が必要な人が、サービスを受けることができているかを、高額療養貸付及び葬祭費の支給件数で計る。	4,125件 (平成16年度)	608件 (平成25年度)	1,779件	
	4	障害者施設入所者数	福祉保険部	施設から地域への移行という考えのもと、在宅における生活支援体制の充実の度合いを障害者施設の入所者数で計る。	758人 (平成17年度)	678人 (平成25年度)	638人	身障、知的の合計入所申込数
	5	各種相談件数	福祉保険部	市民生活の中で、助けが必要な時に相談する機会が確保されているかを、各種相談窓口がどの程度利用されているかにより計る。	73,413件 (平成16年度)	85,004件 (平成25年度)	80,821件	養護老人ホーム入所判定件数、地域包括支援センターでの相談件数、及び成年後見制度、民生委員、アイヌ関係、生活つなぎ資金、ホームレス関係、障害者関係、児童・母子・女性関係の相談件数

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-1-2	6	在宅・施設サービスの利用者数	福祉保険部	市民が健康で自立した日常生活を営むための支援が効果を上げているかについて、介護保険制度の在宅・施設サービスの利用者数により計る。	11,020人 (平成16年度)	16,481人 (平成25年度)	15,438人	
	7	福祉サービス利用者数	福祉保険部	必要としている福祉サービスが提供されているかを、各種福祉サービスの利用者数により計る。	1,834人 (平成16年度)	622人 (平成25年度)	2,360人	母子生活支援施設、母子福祉連合会貸付、災害遺児手当、母子家庭入学祝金、母子家庭自立支援給付、母子福祉資金貸付、振興補助金助成、重症心身障害児(者)通園、心身障害児(者)療育等支援等並びに精神障害者共同住居、精神障害者居宅生活支援事業に係るサービスの利用者数合計
	8	待機療育児童数	子育て支援部	通園センターで、療育を必要としている児童が、すべて療育を受けられているかを計る。	40人 (平成16年度)	0人 (平成25年度)	0人	
	9	通園者数	子育て支援部	通園施設での福祉サービスがどの程度享受されているかを計る。	71人 (平成16年度)	72人 (平成25年度)	75人	旭川市愛育センターのわかくさ学園（医療型児童発達支援センター）とくるみ学園（生活介護事業所）
	10	被保護世帯のうち稼働世帯の割合	福祉保険部	被保護世帯の自立に向けた就労支援対策の効果を計る。	25.1% (平成16年度)	30.8% (平成25年度)	25.0%	稼働している世帯数（除く高齢者世帯）／稼働年齢層世帯数
	11	いのちの電話相談員数	保健所	市民の様々な悩みに対応できるサービスが充実しているかを、いのちの電話相談員数により計る。	137人 (平成16年度)	123人 (平成25年度)	150人	
	12	精神障害者保健福祉手帳所持者数に対するバス料金助成事業利用者数の割合	福祉保険部	精神障害者の社会参加の状況を、精神障害者保健福祉手帳所持者数に対するバス料金助成事業利用者数の割合により計る。	54.0% (平成20年度)	61.0% (平成25年度)	80.0%	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-1-3	1	社会参加者数	福祉保険部	障害者の自立と社会参加が促進されているかを、社会参加者数により計る。	5,742人 (平成16年度)	5,608人 (平成25年度)	6,300人	
	2	障害者の雇用率	福祉保険部	障害者の社会参加がどの程度進んでいるかを、障害者雇用率により計る。	1.85% (平成16年度)	2.21% (平成25年度)	2.25%	旭川公共職業安定所管内の数値
	3	社会参加・復帰事業 延べ参加者数	保健所	精神障害者の社会参加の機会が確保されているかを、社会参加・復帰事業延べ参加者により計る。	398人 (平成16年度)	290人 (平成25年度)	404人	
	4	地域活動支援センター等の利用者数及び市有施設における就労訓練者数	福祉保険部	障害者の社会参加の機会が確保されているかを、地域活動支援センター等の利用者数の合計により計る。	667人 (平成20年度)	1,750人 (平成25年度)	1,310人	地域活動支援センターの利用者数、就労移行支援及び就労継続支援事業利用者数、市有施設における就労訓練者数の合計
	5	精神障害者保健福祉手帳所持者数に対するバス料金助成事業利用者数の割合	福祉保険部	精神障害者の社会参加の状況を、精神障害者保健福祉手帳所持者数に対するバス料金助成事業利用者数の割合により計る。	54.0% (平成20年度)	61.0% (平成25年度)	80.0%	
4-2-1	1	生活習慣病を原因とする死亡率（人口10万人対）	保健所	健康づくりの推進及び地域医療体制の充実を、生活習慣病（悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患）を原因とする死亡率により計る。	501人 (平成15年)	635人 (平成24年)	501人 未滿	
	2	難病相談件数	保健所	特定疾患対策が進んでいるかを、難病相談件数により計る。	99人 (平成16年度)	106人 (平成25年度)	99人	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-2-2	1	病院など医療体制を評価している市民の割合	保健所	医療を受けやすい環境など、地域医療体制の充実が図られているかを、市民意識により計る。	79.4% (平成15年度)	89.6% (平成24年度)	80.0%	市民アンケート「よい」「まあよい」「ふつう」の合計
	2	医師数	保健所	地域医療体制が充実しているかを、医療従事者数により計る。	1,208人 (平成14年)	1,278人 (平成24年)	1,208人	
	3	看護師数	保健所	地域医療体制が充実しているかを、医療従事者数により計る。	3,102人 (平成14年)	4,560人 (平成24年)	3,102人	
	4	他院から市立病院への患者紹介件数	市立旭川病院	地域医療体制が充実しているかを、一次医療機関から市立病院への紹介件数により計る。	4,848件 (平成17年度)	5,226件 (平成25年度)	4,850件	
4-3-1	1	水質基準の適合	水道局	水道水の供給で、常に安心な水質が保たれているかを計る。	100.0% (平成16年度)	100.0% (平成25年度)	100.0%	水質基準適合回数／全検査回数
	2	配水管全体延長に占める老朽管の割合	水道局	水道水が安定的に供給されているかを、配水管全体延長に占める老朽管の割合で計る。	14.9% (平成19年度)	11.3% (平成25年度)	9.9%	
4-3-2	1	食中毒発生件数	保健所	食の安全が確保されているかを、食中毒発生件数により計る。	1件 (平成16年)	3件 (平成25年)	0件	
	2	クリーン農産物表示制度の認証件数	農政部	クリーン農業の推進が図られているかを生産団体に対する認証件数から計る。	21団体 (平成17年度)	25団体 (平成25年度)	28団体	農政部調査 当該年度中に表示開始した品物(部会)数+前年までの累積
4-3-3	1	食中毒発生件数	保健所	衛生環境が確保されているかを、食中毒発生件数により計る。	1件 (平成16年)	3件 (平成25年)	0件	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-3-3	2	感染症（一類～五類）患者発生数	保健所	感染症対策が進んでいるかを、感染症患者の発生数により計る。	97件 (平成16年)	86件 (平成25年)	97件	
	3	廃業した公衆浴場の数	保健所	衛生環境の確保のため、市民の入浴の機会が確保されているかを、廃業した公衆浴場により計る。	0軒 (平成16年度)	2軒 (平成25年度)	0軒	普通浴場に限る
	4	監視指導における不適合率	保健所	衛生環境が確保されているかを、監視指導における指導指摘事項の件数により計る。	11.9% (平成16年度)	10.8% (平成25年度)	11.9%未満	
	5	環境衛生に係る研修会参加人数	保健所	衛生管理に対する理解が深まっているかを、環境衛生に係る研修会への参加人数により計る。	173人 (平成16年度)	113人 (平成25年度)	173人	北海道理容生活衛生同業組合旭川支部研修会及び北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部研修会
	6	犬猫の処分頭数	保健所	動物愛護の精神が広がっているかを、市民が管理しきれない犬猫の処分頭数により計る。	470頭 (平成16年度)	115頭 (平成25年度)	470頭未満	
	7	市営墓地の使用許可待機者数	市民生活部	合葬式施設の設置及び運営により、市営の合葬式施設の需要に的確に対応しているかを、既存の市営墓地の使用許可待機者数により計る。	225人 (平成25年度)	225人 (平成25年度)	225人未満	
4-3-4	1	環境基準達成度	環境部	健康に暮らせる生活環境の状況を、環境基本法等で定められた基準の達成状況により計る。	11/13項目 (平成16年度)	11/14項目 (平成25年度)	14/14項目	測定項目 大気 SO2 NO2 SPM CO OX PM2.5 河川水質 BOD 健康項目 騒音 一般環境 *イカリシロ類 大気 公共用水域水質 公共用水域底質 地下水 土壌 *平成16はOX, SPM 平成25はOX, SPM, PM2.5未達成

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-3-4	2	有害鳥獣による人的被害発生件数	環境部	安全な生活環境が確保されているかを、野生鳥獣による人的被害により計る。	0件 (平成16年度)	0件 (平成25年度)	0件	
	3	公共性の高い民間建築物における吹き付けアスベスト等の面積	都市建築部	健康で安全な暮らしに影響を与える吹き付けアスベスト等の対策について、公共性の高い民間建築物の吹き付けアスベスト施工面積と除去面積により進捗を計る。	5,400㎡ (平成17年度)	3,017㎡ (平成24年度)	0㎡	
4-4-1	1	市民相談センター一般相談件数	市民生活部	相談の機会がどの程度充実しているかを計る。	4,780件 (平成16年度)	3,515件 (平成25年度)	4,000件	
	2	消費者苦情件数	市民生活部	消費生活における安心、安全の度合いを計る。	7,370件 (平成16年度)	2,516件 (平成25年度)	2,500件	
	3	交通事故発生件数	防災安全部	道路交通の危険度が減少しているかを、交通事故発生件数により計る。	2,043件 (平成17年)	977件 (平成25年)	1,250件	
4-4-2	1	バス輸送人員	総合政策部	市民の生活に欠かせない公共交通機関である路線バスの重要性に係る認識の度合いを乗客数で計る。	16,386,704人 (平成16年度)	13,531,255人 (平成24年度)	16,386,000人	
	2	信号機や横断歩道などの交通安全対策が充実していると思う市民の割合	土木部	道路環境の改善や交通安全対策により、市民が安心して生活しているかを市民意識により計る。	76.8% (平成15年度)	85.0% (平成24年度)	90.0%	市民アンケート

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-4-3	1	「見守る防犯運動」を実施している地区市民委員会の割合	防災安全部	地域の安全を確保するための活動が、市内全域でどの程度実施されているかを「見守る防犯活動」を実施している地区市民委員会の割合で計る。	31.0% (平成16年度)	53.0% (平成25年度)	70.0%	実施地区市民委員会数／地区市民委員会総数
	2	「子ども110番の家」設置数	学校教育部	子どもの安全確保の取組が推進されている状況を計る。	2,200件 (平成17年度)	2,400件 (平成25年度)	2,400件	件数は、「子ども110番の家」の「旗」の設置数
	3	防犯灯設置に関する満足度	土木部	防犯灯の設置による夜間の交通安全や防犯対策の効果を、市民意識により計る。	70.8% (平成19年度)	85.5% (平成25年度)	90.0%	土木部調査 街路灯に関する満足度調査
4-5-1	1	避難所の認知度	防災安全部	避難所の認知度により、市民の防災意識及び防災対策の効果を計る。	57.4% (平成17年度)	60.0% (平成25年度)	67.4%	平成17総合計画アンケート 市民アンケート
	2	災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	防災安全部	災害時の防災体制についての市民の評価により、市民の防災意識及び防災対策の効果を計る。	9.7% (平成15年度)	11.0% (平成24年度)	50.0%	市民アンケート
	3	住民防災組織の活動回数	防災安全部	住民防災組織の成熟度を、組織の年間平均活動回数により計る。	3.0回 (平成16年度)	3.3回 (平成25年度)	5.0回	住民防災組織の活動回数／ 組織数 住民防災組織：婦人・幼年・少年・スーパーエイジの各防火クラブ、町内会主体の防災組織、防災ボランティア組織
	4	平均出火率	消防本部	出火率の推移を見ることで、防火対策の効果を計る。	3.2 (平成16年までの 5年平均)	2.5 (平成25年までの 5年平均)	2.8	出火率：人口1万人当たりの 火災件数

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
4-5-1	5	平均焼死者数	消防本部	焼死者数（放火自殺者を除く）の推移を見ることで、防火対策の効果及び消防の災害対応力を計る。	3.60人 (平成16年までの 5年平均)	4.40人 (平成25年まで の5年平均)	2.07人	米国の例：30年間で住宅用火災警報器等の設置率94%に達した時点で焼死者数が半減
4-5-2	1	平均出火率	消防本部	出火率の推移を見ることで、防火対策の効果とを計る。	3.20 (平成16年までの 5年平均)	2.52 (平成25年まで の5年平均)	2.78	出火率：人口1万人当たりの火災件数
	2	平均焼死者数	消防本部	焼死者数（放火自殺者を除く）の推移を見ることで、防火対策の効果及び消防の災害対応力を計る。	3.60人 (平成16年までの 5年平均)	4.40人 (平成25年まで の5年平均)	2.07人	米国の例：30年間で住宅用火災警報器等の設置率94%に達した時点で焼死者数が半減
	3	消防団員の定員充足率	消防本部	条例定数に対する実数の充足率を見ることで、消防団に対する市民の関心度を計る。	97.0% (平成17年度)	91.2% (平成25年度)	97.0%	
4-5-3	1	救急救命士搭乗率	消防本部	救急隊全隊に救急救命士が乗務する率により、救急体制の整備状況を計る。	63.7% (平成17年)	98.2% (平成25年)	100.0%	救急救命士出動件数／出動件数
	2	救急救命講習受講率	消防本部	救命講習受講率の推移により、市民の救急に対する関心度及びバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）としての対応力を計る。	9.2% (平成16年度)	15% (平成25年度)	19.7%	10歳以上の人口に対する受講率
5-1-1	1	緑地の割合	土木部	都市内の緑が保全されているかを、公園や一般開放された民間施設の緑や、法制度によって確保される緑地の面積で計る。	9.5% (平成17年度)	9.8% (平成25年度)	13.9%	緑地面積(平成a)／市街化区域面積(平成a)
	2	市有林面積	農政部	国土保全、水源かん養など森林の多面的機能の確保が面積的に保持されているかを計る。	2,751ha (平成17年)	2,475ha (平成25年)	2,685ha	農政部調査
	3	私有林における施業計画面積の割合	農政部	私有林において適正な森林の維持管理がなされているかを計る。	55.0% (平成16年度)	60.0% (平成25年度)	73.5%	私有林面積9,534ha, 現状施業計画面積5,214ha, 割合55%

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
5-1-2	1	自然環境保全活動等 団体数	環境部	自然環境の保全等に対する市民の意識の高まりを、自然環境の保全等に取り組む活動団体数で計る。	26団体 (平成16年度)	31団体 (平成25年度)	28団体	市に活動報告を行っている 団体数
	2	草刈機の貸出件数	環境部	快適な都市環境保全に対する市民の意識の高まりを、空き地の雑草対策としての草刈機の貸出件数で計る。	66件 (平成16年度)	53件 (平成25年度)	80件	
	3	地域清掃活動参加人数	環境部	ポイ捨てのない都市環境の美化に対する市民意識の高まりを、地域清掃活動の参加人数で計る。	29,843人 (平成16年度)	32,304人 (平成25年度)	31,000人	
5-2-1	1	ごみ排出量	環境部	ごみの減量化の状況を排出量で計る。	145,703t (平成16年度)	109,250t (平成25年度)	97,000t	
	2	資源化量	環境部	リサイクルの進捗状況をごみの資源化量で計る。	5,875t (平成16年度)	16,529t (平成25年度)	17,000t	
	3	埋立処分量	環境部	ごみの減量化の状況を埋立処分量で計る。	79,824t (平成16年度)	20,855t (平成25年度)	19,100t	産業廃棄物を除く
	4	再生資源集団回収量	環境部	リサイクルの進捗状況を再生資源の集団回収量で計る。	8,940t (平成16年度)	11,059t (平成25年度)	12,000t	

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
5-2-1	5	処分場周辺環境基準の達成	環境部	廃棄物最終処分場において適正に廃棄物が処理され、周辺環境に環境汚染をおこしていない状況について計る。	32/33項目 (平成16年度)	31/32項目 (平成25年度)	32/32項目	調査項目 カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム ヒ素 総水銀 メチル水銀 PCB ジクロロタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チラム シメジン 臭化ベンゾル ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 フッ素 杓素 水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質量 溶存酸素量 大腸菌群数 1,4-ジオキサ
	6	清掃工場周辺地域環境基準の達成	環境部	清掃工場において可燃ごみが適正に焼却処理され、周辺環境に環境汚染をおこしていない状況であるかを計る。	1/1項目 (平成16年度)	1/1項目 (平成25年度)	1/1項目	
5-2-2	1	生活排水処理率	環境部	生活排水による河川等への環境負荷を低減した状態を、汚水処理施設への接続状況で計る。	87.2% (平成16年度)	95.2% (平成25年度)	97.5%	生活排水処理人口（水洗化人口＋農集排人口＋浄化槽人口）／行政区域内人口
	2	水洗化率	水道局	衛生的で快適な生活環境の達成度を、下水道の水洗化率によって計る。	90.0% (平成16年度)	96.5% (平成25年度)	96.6%	水洗便所設置済人口／処理区域内人口

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
5-3-1	1	市内主要エネルギー消費量（電気）	環境部	温暖化の要因である二酸化炭素排出量に大きく関連する電気の消費量により、市民の温暖化防止への取り組み状況を計る。	1,651,607 Mwh (平成16年度)	1,675,811 Mwh (平成25年度)	1,418,661 Mwh	Mwh:メガワットアワー
	2	市内主要エネルギー消費量（ガス）	環境部	温暖化の要因である二酸化炭素排出量に大きく関連するガスの消費量により、市民の温暖化防止への取り組み状況を計る。	31,881千m3 (平成16年度)	50,068千m3 (平成25年度)	30,233千m3	ガスは天然ガス換算値
5-3-2	1	市内主要エネルギー消費量（電気）	環境部	温暖化の要因である二酸化炭素排出量に大きく関連する電気の消費量により、市民の温暖化防止への取り組み状況を計る。	1,651,607 Mwh (平成16年度)	1,675,811 Mwh (平成25年度)	1,418,661 Mwh	Mwh:メガワットアワー
	2	市内主要エネルギー消費量（ガス）	環境部	温暖化の要因である二酸化炭素排出量に大きく関連するガスの消費量により、市民の温暖化防止への取り組み状況を計る。	31,881千m3 (平成16年度)	50,068千m3 (平成25年度)	30,233千m3	ガスは天然ガス換算値

展開 施策	評価指標名	部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
6-1-1	1 認定農業者数	農政部	地域農業を担う人材の確保や育成が 出来ているかを農業経営改善計 画が認定された農業経営体の数で 計る。	421経営体 (平成16年度)	566経営体 (平成25年度)	600経営体	農政部調査
	2 求職者就職率	経済観光部	求職者が職に就くことができた割 合を計る。	24.4% (平成16年度)	31.6% (平成25年度)	32.0%	旭川公共職業安定所管内の 数値
	3 製造業従業者数	経済観光部	地域産業を担う人材の確保状況を 基幹産業である製造業従業者数で 計る。	11,400人 (平成15年度)	8,681人 (平成24年度)	11,100人	
	4 事業所数	経済観光部	地場産業を担う人材・雇用機会等 の確保状況を市内事業所数で計 る。	15,555 事業所 (平成16年度)	15,239 事業所 (平成23年度)	15,500 事業所	
6-1-2	1 担い手農家への農地 の集積面積	農政部	効率的な農地の活用が図られてい るかを、担い手農家（地域農業を 担う意欲と能力のある認定農業者 や農業生産法人）への農地の集積 面積から計る。	7,445ha (平成16年度)	10,523ha (平成25年度)	11,700ha	農政部調査
	2 農産物販売額	農政部	地域農産物が競争力を持ち販路が 拡大されているかを農産物販売額 から計る。	98.8億円 (平成16年度)	104.9億円 (平成25年度)	100.0億円	農協調査
	3 土地改良事業等指定 区域の耕作放棄地面積	農政部	地域の農業生産力が維持されてい るかを、土地改良事業等の指定区 域における耕作放棄地面積で計 る。	0ha (平成16年度)	29ha (平成25年度)	0ha	農政部調査
	4 鳥獣農業被害額	農政部	効率的な営農に大きな被害を及ぼ す鳥獣による農業被害が最小限に 食い止められているかを計る。	736万円 (平成16年度まで の10年平均)	1,016万円 (平成24年度)	531万円	農協調査等
	5 乳牛・肉用牛飼養頭 数	農政部	効率的な営農体制のため、牛畜産 農家の規模拡大が出来ているかを 飼養頭数から計る。	3,023頭 (平成16年度)	3,159頭 (平成25年度)	3,570頭	農業統計

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
6-1-3	1	製造品出荷額等	経済観光部	市内製造業の業績が伸びているかを計る。	19,104,204 万円 (平成15年)	16,791,186 万円 (平成24年)	19,100,000 万円	工業統計調査
	2	粗付加価値額	経済観光部	市内製造業の生産性が向上しているかを計る。	8,805,302 万円 (平成15年)	5,985,314 万円 (平成24年)	8,800,000 万円	工業統計調査
6-1-4	1	クリーン農産物表示 販売率	農政部	クリーン農業の推進が図られている状況を、クリーン農産物表示制度を活用している農産物の販売額の割合で計る。	46.4% (平成16年度)	76.9% (平成24年度)	90.0%	農協調査等 (施設販売における品目別 表示販売額/施設販売額)
	2	農産物販売額	農政部	地域農産物が競争力を持ち販路が拡大されているかを農産物販売額から計る。	98.8億円 (平成16年度)	104.9億円 (平成25年度)	100.0億円	農協調査
6-1-5	1	年間商品販売額	経済観光部	販売及び流通がどの程度拡大しているかを計る。	1,389,767 百万円 (平成14年)	1,260,629 百万円 (平成19年)	1,260,629 百万円	商業統計調査
	2	農産物販売額	農政部	地域農産物が競争力を持ち販路が拡大されているかを農産物販売額から計る。	98.8億円 (平成16年度)	114.0億円 (平成24年度)	100.0億円	農協調査
	3	製造品出荷額等	経済観光部	市内製造業の業績が伸びているかを計る。	19,104,204万円 (平成15年)	16,791,186万円 (平成24年)	19,100,000 万円	工業統計調査
6-2-1	1	観光入込客数	経済観光部	観光振興が図られている状況を、本市に来訪する観光客の入込数で計る。	4,255,600人 (平成16年度)	5,333,200人 (平成25年度)	6,000,000人	北海道観光入込客数調査
	2	観光客宿泊延数	経済観光部	観光振興が図られている状況を、本市に来訪する観光客の宿泊延数で計る。	576,900泊 (平成16年度)	686,500泊 (平成25年度)	650,000泊	北海道観光入込客数調査
	3	外国人観光客宿泊延数	経済観光部	観光振興が図られている状況を、本市に来訪する外国人観光客の宿泊延数で計る。	15,749泊 (平成16年度)	48,667泊 (平成25年度)	60,000泊	北海道観光入込客数調査

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
6-2-1	4	国際便数	総合政策部	海外からの観光需要への対応が積極的に行われているかを、旭川空港における国際便数で計る。	378便 (平成16年度)	205便 (平成23年度)	350便	総合政策部調査
	5	コンベンション参加人数	経済観光部	コンベンションの誘致状況を、参加者数で計る。	248,326人 (平成16年度)	204,967人 (平成25年度)	210,000人	経済観光部調査 全道大会規模以上への参加人数
6-2-2	1	アグリビジネス起業数	農政部	都市と農村の交流の進展による農業者の所得機会の拡大を、アグリビジネスとして起業化した数から計る。	40件 (平成16年度)	87件 (平成25年度)	93件	農政部調査
	2	都市農村交流人口	農政部	都市と農村の交流が進んでいるかを計る。	297千人 (平成16年度)	433千人 (平成24年度)	415千人	農政部調査
6-2-3	1	粗付加価値額	経済観光部	市内製造業の生産性が向上しているかを計る。	8,805,302 万円 (平成15年)	5,985,314 万円 (平成24年)	8,800,000 万円	工業統計調査
	2	農産物販売額	農政部	地域農産物が競争力を持ち販路が拡大されているかを農産物販売額から計る。	98.8億円 (平成16年度)	104.9億円 (平成25年度)	100.0億円	農協調査
6-2-4	1	新規開業件数	経済観光部	新たな事業展開がどの程度活発に行われているかを計る。	364件 (平成16年度)	399件 (平成25年度)	365件	旭川市公共職業安定所管内 (富良野出張所管轄を除く)の数値
6-2-5	1	製造業における共同研究件数	経済観光部	研究機関との連携により、どの程度技術開発や製品開発が行われているかを計る。	10件 (平成16年度)	1件 (平成25年度)	16件	市内大学・公設試験場対象の数値
	2	農業生産における共同研究件数	農政部	地域の研究機関との連携により、新技術・新品種の開発等が行われている状況を農業者等と農業センターの共同研究件数で計る。	0件 (平成16年度)	6件 (平成25年度)	6件	農政部調査(累積件数)

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
7-1-1	1	神居・江丹別地域が快適であると感じている市民の割合	総合政策部	江丹別地域の住民の快適性が上昇しているかを計る。	25.4% (平成15年度)	39.7% (平成24年度)	35.0%	市民アンケート 神居・江丹別地域居住者の「よい」「まあよい」の合計
	2	住居表示実施率	市民生活部	生活の利便性が向上した状態を、住居表示の実施率で計る。	67.4% (平成17年度)	69.9% (平成25年度)	71.0%	市民生活部調査：実施面積／計画面積
	3	自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じている市民の割合	都市建築部	市民が快適に生活できているかを、住まいに対する市民意識により計る。	11.3% (平成15年度)	9.9% (平成24年度)	10.0%未満	市民アンケート
	4	生活道路や側溝の整備状況が悪いと感じている市民の割合	土木部	生活基盤としての道路や側溝が整備され市民が快適に生活できているかを計る。	22.4% (平成15年度)	24.4% (平成24年度)	12.0%	市民アンケート
	5	除排雪体制が良いと感じている市民の割合	土木部	市民が冬期間においても快適に生活できているかを計る。	19.0% (平成15年度)	14.2% (平成24年度)	20.0%	市民アンケート
	6	河川管理施設における大雨時の危険箇所数	土木部	大雨時に浸水被害をもたらす原因となる、河川の狭隘箇所など、危険と想定される箇所数により、河川の整備状況を計る。	15か所 (平成17年度)	10か所 (平成25年度)	9か所	
	7	水洗化率	水道局	衛生的で快適な生活環境の達成度を、下水道の水洗化率によって計る。	90.0% (平成16年度)	96.5% (平成25年度)	96.6%	水洗便所設置済人口／処理区域内人口
	8	住民や近隣周辺に危害を及ぼすおそれがあり、対策が必要な空き屋の数(棟)	都市建築部	市民が安全で安心な生活環境にあるかを、周辺住民に危害を及ぼすおそれのある空き家が解消された数により計る。	28棟 (平成25年度)	28棟 (平成25年度)	18棟	
7-1-2	1	屋外広告物許可申請件数	都市建築部	良好な都市景観形成の考え方が屋外広告物の設置者に浸透しているかを計る。	989件 (平成14～16年度の合計)	1,389件 (平成23～25年度の合計)	1,290件 (平成26～28年度の合計)	
	2	緑地の割合	土木部	都市内の緑が保全されているかを、公園や一般開放された民間施設の緑や、法制度によって確保される緑地の面積で計る。	9.5% (平成17年度)	9.8% (平成25年度)	13.9%	緑地面積(ha)／市街化区域面積(ha)

展開 施策	評価指標名		部局名	指標設定の考え方	基準値	現状値	目標値 (平成27年度)	備考
7-2-1	1	地区別商店数 (中心市街地該当分)	経済観光部	賑わいある中心市街地になっているかを、中心市街地の商店数により計る。	745事業所 (平成14年)	618事業所 (平成19年)	618事業所	商業統計旭川市独自調査の「大成地区」「中央地区」合計
	2	地区別商品販売額 (中心市街地該当分)	経済観光部	賑わいある中心市街地になっているかを、中心市街地の販売額により計る。	95,977 百万円 (平成14年)	70,123 百万円 (平成19年)	70,123 百万円	商業統計旭川市独自調査の「大成地区」「中央地区」合計
7-2-2	1	都市内幹線道路における渋滞箇所数	土木部	市内幹線道路の円滑な交通の状況を渋滞箇所数で計る。	14か所 (平成17年度)	12か所 (平成25年度)	9か所	
	2	空港乗降客数	総合政策部	総合交通体系の形成が図られているかを、空港の乗降客数により計る。	113万人 (平成16年度)	110万人 (平成25年度)	128万人	旭川市統計書 成果指標24の基礎データ
	3	旭川北・鷹栖インターチェンジの利用台数	総合政策部	総合交通体系の形成が図られているかを、高速道路の利用台数により計る。	7,530台/日 (平成15年度)	7,313台/日 (平成20年度)	7,966台/日	旭川市統計書 成果指標24の基礎データ
	4	バス輸送人員	総合政策部	市民の生活に欠かせない公共交通機関である路線バスの重要性に係る認識の度合いを乗客数で計る。	16,386,704人 (平成16年度)	13,531,255人 (平成24年度)	16,386,000人	
7-2-3	1	北彩都あさひかわ地区の宅地利用率	都市建築部	北彩都あさひかわ地区における土地利用がどの程度進んでいるかを、宅地利用率により計る。	42.0% (平成17年度)	62.1% (平成25年度)	70.5%	建物が建っている敷地面積／宅地供給面積 建物が建っている敷地面積：供用されている（敷地に建物が建っているなど）面積 宅地供給面積：北彩都あさひかわ全区域のうち、公園用地、鉄道用地、駅前広場を除いた面積
	2	北彩都あさひかわ地区内における南北道路の通過交通量	都市建築部	北彩都あさひかわを整備することで、南北市街地の一体化や交通の円滑化がどの程度進んだかを、交通量により計る。	17,400台/日 (平成17年度)	34,200台/日 (平成23年度)	44,000台/日	交通量観測地点住所：宮前通東4155-311（新神楽橋）